
資 料

平成13年版 「大阪市環境白書」 正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
P311	資料 2-5		
	2 番目の対象道路欄	大阪環状線	<u>市道</u> 大阪環状線
	4 番目 ”	福島桜島線	<u>市道</u> 福島桜島線
	10 番目 ”	<u>市道</u> 大阪伊丹線	府道大阪伊丹線
	13 番目 ”	<u>市道</u> 大阪伊丹線	府道大阪伊丹線
	14 番目 ”	<u>市道</u> 大阪高槻京都線	府道大阪高槻京都線
	15 番目 ”	<u>市道</u> 大阪高槻線	府道大阪高槻線
	17 番目の環境基準/ 判定の夜間欄	○	×
	20 番目の対象道路欄	<u>市道</u> 大阪生駒線	府道大阪生駒線
	P312	22 番目 ”	<u>市道</u> 大阪和泉泉南線
25 番目 ”		<u>市道</u> 大阪狭山線	府道大阪狭山線
28 番目 ”		<u>市道</u> 大阪臨海線	府道大阪臨海線
30 番目 ”		<u>市道</u> 天王寺赤川線	市道赤川天王寺線
34 番目 ”		府道大阪枚岡線	府道大阪枚岡奈良線
36 番目 ”		<u>市道</u> 大阪池田線	府道大阪池田線
P313	48 番目 ”	<u>市道</u> 大阪和泉泉南線	府道大阪和泉泉南線
	49 番目 ”	<u>市道</u> 住吉八尾線	府道住吉八尾線
	51 番目 ”	<u>市道</u> 大阪中央環状線	府道大阪中央環状線

資料1-2 二酸化窒素 (NO₂) 環境基準対比

(平成12年度)

測定局		年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			ppm	日	%	日		
一般環境測定局	北済美小学校区	0.035	11	3.0	112	30.7	0.063	4
	此花区役所	0.035	8	2.2	122	33.5	0.064	1
	大平正小学校区	0.034	9	2.5	100	27.7	0.064	2
	西淀川区中学校	0.028	0	0.0	41	11.6	0.051	0
	淀川区役所	0.033	5	1.4	98	26.8	0.059	0
	生野区	0.030	7	1.9	75	20.8	0.060	0
	東桃谷小学校区	0.031	4	1.1	76	20.9	0.056	0
	旭大宮中学校区	0.032	7	1.9	81	22.2	0.059	0
	城東区	0.032	7	1.9	81	22.2	0.059	0
	住之江区	0.034	6	1.7	98	27.1	0.059	0
	清江小学校区	0.034	6	1.7	98	27.1	0.059	0
	平野区	0.034	5	1.4	104	28.7	0.056	0
	摂陽中学校区	0.034	5	1.4	104	28.7	0.056	0
自動車排出ガス測定局	西成区	0.037	10	2.7	128	35.2	0.064	3
	今宮中学校区	0.037	10	2.7	128	35.2	0.064	3
	西堀江小学校区	0.036	14	3.8	122	33.4	0.065	7
	住之江区南港南1丁目	0.036	16	4.4	140	38.4	0.068	9
自動車排出ガス測定局	北梅田新区	0.045	32	8.8	208	57.1	0.070	25
	西淀川区	0.048	61	16.8	206	56.6	0.075	54
	出来島小学校区	0.048	61	16.8	206	56.6	0.075	54
	住之江区	0.041	10	2.7	186	51.1	0.062	3
	北粉浜小学校区	0.041	10	2.7	186	51.1	0.062	3
	東住吉区	0.042	14	3.8	205	56.3	0.065	7
	杭全町交差点	0.042	14	3.8	205	56.3	0.065	7
	旭区	0.044	43	11.8	182	49.9	0.071	36
	新森小路小学校区	0.044	43	11.8	182	49.9	0.071	36
	福島区	0.045	39	10.9	195	54.3	0.073	32
	海老江西小学校区	0.045	39	10.9	195	54.3	0.073	32
	東成区	0.050	78	21.5	205	56.5	0.079	71
今里交差点	0.050	78	21.5	205	56.5	0.079	71	
東淀川区	0.037	5	1.4	153	42.3	0.058	0	
上新庄交差点	0.037	5	1.4	153	42.3	0.058	0	
住之江区	0.040	20	5.5	149	41.0	0.066	13	
住之江交差点	0.040	20	5.5	149	41.0	0.066	13	
鶴見区	0.045	54	15.0	185	51.4	0.073	47	
茨田中学校区	0.045	54	15.0	185	51.4	0.073	47	
住吉区	0.036	3	0.8	126	34.6	0.057	0	
我孫子中学校区	0.036	3	0.8	126	34.6	0.057	0	

(注)〔98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数〕とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数である。

資料1-3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

(平成12年度)

測定局		一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO + NO ₂)			
		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	NO ₂ (年平均値) (NO+NO ₂)
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
一般環境測定局	北区 済美小学校	0.019	0.319	0.085	0.054	0.393	0.146	64.1
	此花区 此花区役所	0.032	0.368	0.113	0.067	0.452	0.181	52.7
	大正区 平尾小学校	0.022	0.394	0.104	0.056	0.476	0.160	60.4
	西淀川区 淀中学校	0.015	0.249	0.061	0.042	0.317	0.113	65.2
	淀川区 淀川区役所	0.024	0.285	0.086	0.057	0.346	0.145	58.0
	生野区 東桃谷小学校	0.019	0.315	0.085	0.050	0.411	0.142	61.1
	旭区 大宮中学校	0.024	0.358	0.094	0.055	0.434	0.154	56.0
	城東区 聖賢小学校	0.021	0.358	0.088	0.053	0.435	0.150	60.2
	住之江区 清江小学校	0.023	0.313	0.091	0.057	0.456	0.152	59.6
	平野区 摂陽中学校	0.025	0.420	0.097	0.059	0.503	0.153	57.7
	西成区 今宮中学校	0.024	0.337	0.096	0.061	0.406	0.160	60.0
	西堀江区 堀江小学校	0.025	0.541	0.107	0.060	0.633	0.172	59.0
	住之江区 南港1-トラウ	0.028	0.527	0.119	0.064	0.643	0.180	56.4
	市内平均	0.023	—	—	0.057	—	—	—
自動車排出ガス測定局	北区 栴田新道	0.052	0.396	0.138	0.097	0.527	0.196	46.2
	西淀川区 出来島小学校	0.064	0.543	0.164	0.112	0.644	0.237	42.5
	住之江区 北粉浜小学校	0.050	0.318	0.105	0.091	0.462	0.156	45.0
	東住吉区 抗全町交差点	0.067	0.582	0.165	0.109	0.665	0.219	38.7
	旭区 新森小路小学校	0.090	0.498	0.188	0.134	0.575	0.254	33.1
	福島区 海老江西小学校	0.075	0.471	0.184	0.119	0.547	0.248	37.5
	東成区 今里交差点	0.084	0.457	0.183	0.134	0.547	0.264	37.4
	東淀川区 上新庄交差点	0.054	0.439	0.131	0.091	0.528	0.191	40.6
	住之江区 住之江交差点	0.047	0.428	0.117	0.087	0.576	0.167	45.5
	鶴見区 茨田中学校	0.064	0.647	0.163	0.109	0.741	0.233	41.6
	住吉区 我孫子中学校	0.036	0.342	0.107	0.071	0.430	0.158	50.1
	市内平均	0.062	—	—	0.105	—	—	—

(注) (日平均値の年間98%値)とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

資料1-4 浮遊粒子状物質（SPM）濃度経年変化

(単位：mg/m³)

測定局		年度	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
一般環境測定局	北区 済美小学校	*	0.046	0.042	0.041	0.040	0.035	0.037	0.033	0.031	0.025	0.029	
	此花区 此花区役所	*	0.042	0.045	0.045	0.044	0.042	0.042	0.040	0.041	0.035	0.040	
	大正区 平尾小学校	*	0.048	0.043	0.050	0.046	0.045	0.049	0.048	0.045	0.040	0.043	
	西淀川区 淀中学校	*	0.039	0.048	0.046	0.046	0.046	0.047	0.044	0.040	0.033	0.037	
	淀川区 淀川区役所	*	0.043	0.043	0.038	0.036	0.034	0.033	0.031	0.033	0.029	0.034	
	生野区 東桃谷小学校	*	0.047	0.043	0.043	0.046	0.045	0.048	0.045	0.043	0.038	0.042	
	旭区 大宮中学校	*	0.048	0.043	0.043	0.044	0.043	0.046	0.042	0.040	0.035	0.039	
	城東区 聖賢小学校	*	0.048	0.044	0.043	0.044	0.043	0.048	0.044	0.040	0.036	0.039	
	住之江区 清江小学校	*	0.049	0.047	0.047	0.043	0.042	0.045	0.043	0.042	0.039	0.039	
	平野区 摂陽中学校	*	0.046	0.048	0.050	0.047	0.046	0.048	0.046	0.036	0.029	0.036	
	西成区 今宮中学校	*	0.055	0.050	0.048	0.046	0.046	0.051	0.046	0.044	0.038	0.041	
	西区 堀江小学校	*	0.046	0.042	0.041	0.038	0.036	0.037	0.033	0.031	0.029	0.035	
	鶴見区 茨田北小学校	*	0.043	0.041	0.041	0.041	0.040	0.042	0.040	0.038	0.033	0.035	
	住之江区 南港北9丁目局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.026	0.034	
	市内平均		0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.044	0.041	0.039	0.033	0.037	
	自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	*	0.050	0.055	0.052	0.058	0.053	0.055	0.054	0.049	0.043	0.044
		西淀川区 出来島小学校	*	0.060	0.059	0.054	0.056	0.057	0.058	0.054	0.052	0.045	0.050
		住之江区 北粉浜小学校	*	0.063	0.060	0.058	0.059	0.056	0.058	0.055	0.050	0.046	0.050
		東住吉区 杭全町交差点	*	0.070	0.064	0.066	0.061	0.059	0.065	0.058	0.056	0.042	0.047
		旭区 新森小路小学校	*	0.065	0.063	0.062	0.063	0.060	0.066	0.060	0.059	0.053	0.056
福島区 海老江西小学校		*	0.051	0.058	0.054	0.056	0.060	0.063	0.051	0.054	0.049	0.048	
東成区 今里交差点		*	0.054	0.053	0.059	0.055	0.057	0.056	0.048	0.049	0.043	0.045	
市内平均			0.059	0.059	0.058	0.058	0.057	0.060	0.054	0.053	0.046	0.049	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値（長期的評価）を超えた局。

3. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

平成12年4月1日に生野区勝山中学校から生野区東桃谷小学校に継続局として移転。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料 1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準対比

(平成12年度)

測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したことの 有 無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	
		mg/m ³	時間	%	日					%
一般環境測定局	北 区 済美小学校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.166	0.069	○	0
	此 区 此花区役所	0.040	1	0.0	0	0.0	0.226	0.084	○	0
	大 区 平尾小学校	0.043	2	0.0	4	1.1	0.232	0.096	○	0
	西 区 淀川中学校	0.037	0	0.0	1	0.3	0.164	0.076	○	0
	淀 区 淀川区役所	0.034	0	0.0	0	0.0	0.173	0.070	○	0
	生 区 東桃谷小学校	0.042	5	0.1	4	1.1	0.255	0.095	×	2
	旭 区 大宮中学校	0.039	0	0.0	0	0.0	0.170	0.082	○	0
	城 区 聖賢小学校	0.039	1	0.0	0	0.0	0.220	0.084	○	0
	住 区 之江小学校	0.039	0	0.0	1	0.3	0.197	0.085	○	0
	平 区 野陽中学校	0.036	0	0.0	0	0.0	0.198	0.083	○	0
	西 区 成今宮中学校	0.041	0	0.0	1	0.3	0.193	0.092	○	0
	西 区 堀江小学校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.193	0.078	○	0
	鶴 区 見茨田北小学校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.186	0.079	○	0
住 区 之江南港ポータルタウン	0.034	1	0.0	0	0.0	0.249	0.078	○	0	
自動車排出ガス測定局	北 区 梅田新道	0.044	3	0.0	2	0.6	0.305	0.088	○	0
	西 区 淀川出来島小学校	0.050	2	0.0	6	1.7	0.219	0.100	○	0
	住 区 之江北粉浜小学校	0.050	2	0.0	13	3.6	0.220	0.103	×	10
	東 区 住吉杭全町交差点	0.047	1	0.0	6	1.7	0.210	0.097	×	2
	旭 区 新森小路小学校	0.056	7	0.1	17	4.7	0.275	0.115	×	15
	福 区 島海老江西小学校	0.048	11	0.1	7	1.9	0.258	0.098	×	3
	東 区 成今里交差点	0.045	1	0.0	3	0.8	0.205	0.095	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。

資料1-6 ローボリュームエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成12年度)

濃度		浮遊粒子状物質	Ni	Mn	Fe	Pb	Cd	Cr	V	Cu
測定局		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	3.7	12	43	900	46	1.7	7.2	6.3	36
	西淀川区 淀中学校	3.3	12	38	710	49	2.2	7.7	4.6	40
	城東区 聖賢小学校	3.4	8.7	27	670	43	1.9	7.1	4.0	37
	平野区 摂陽中学校	3.5	7.9	28	630	39	1.7	4.8	4.5	35
	市内平均	3.5	10	34	730	44	1.9	6.7	4.8	37
	自排局	西淀川区 出来島小学校	4.4	14	48	870	70	2.8	7.7	5.3

(注) 1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局各地点の年平均値の平均である。

資料1-7 ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び重金属成分

(平成12年度)

濃度		浮遊粉じん	Ni	Mn	Fe	Pb	Cd	Cr	V	Cu
測定局		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	7.7	16	140	2,400	47	1.1	8.2	16	130
	西淀川区 淀中学校	5.6	—	—	1,600	68	1.7	—	9.4	190
	城東区 聖賢小学校	4.8	9.2	65	1,300	36	1.0	5.9	7.2	150
	平野区 摂陽中学校	5.6	11	67	1,200	47	1.0	7.5	6.4	130
	市内平均	5.9	12	91	1,600	50	1.2	7.2	9.8	150
	自排局	西淀川区 出来島小学校	8.1	—	—	1,900	50	1.6	—	10

(注) 1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局測定地点の年平均値の平均である。

資料 1-8 光化学オキシダント (Ox) 測定結果及び環境基準対比

測 定 局	昼 間 の 年 平 均 値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数※(平成12年度)	
	平成8	9	10	11	12	日数	時間数(超過率%)
此花区此花区役所	0.026	0.025	0.028	0.028	* 0.026	103	*468(8.68)
西淀川区淀中学校	0.026	0.026	0.029	0.031	0.029	79	341(6.32)
淀川区淀川区役所	0.026	0.026	0.028	0.026	0.027	63	240(4.44)
生野区東桃谷小学校	0.027	0.028	0.028	0.029	0.031	101	460(8.53)
旭区大宮中学校	0.028	0.029	0.031	0.031	0.033	104	526(9.75)
城東区聖賢小学校	0.027	0.026	0.029	*0.028	* 0.029	110	*545(10.03)
住之江区清江小学校	0.025	0.025	0.028	0.027	0.027	78	304(5.62)
平野区摂陽中学校	0.028	0.028	0.030	0.031	* 0.028	111	*547(10.33)
西成区今宮中学校	0.025	0.024	0.025	0.025	0.025	66	246(4.56)
西区堀江小学校	0.025	0.024	*0.025	*0.025	* 0.026	92	*416(7.83)
鶴見区茨田北中学校	0.030	0.027	0.030	0.031	0.030	96	469(9.31)
浪速区難波中学校	0.025	0.024	0.026	*0.027	* 0.026	92	*396(7.42)
住之江区南港1-1-1	—	—	—	0.024	0.024	63	196(3.63)
市内平均	0.027	0.026	0.028	0.028	0.028	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、自動測定機による1時間値は6時から20時まで得られることになる。
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であること。
 3. *印は紫外線吸収法、その他は従来の方法
 4. 平成12年4月1日に生野区勝山小学校から生野区東桃谷小学校に継続局として移転。
 5. 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料 1-9 非メタン炭化水素測定結果及び環境保全目標対比

(平成12年度)

測 定 局	6～9時 における 年平均値	6～9時3時間平均値		6～9時3時間 平均値が0.20ppmC を超えた日数と その割合		6～9時3時間 平均値が0.31ppmC を超えた日数と その割合		
		最高値	最低値	日	%	日	%	
		ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%
一測 般 定 環 境 局	此花区 此花区役所	0.35	1.28	0.05	271	75.7	182	50.8
	淀川区 淀川区役所	0.31	1.06	0.06	246	68.7	151	42.2
	平野区 摂陽中学校	0.41	2.01	0.06	293	80.7	222	61.2
自測 動 車 排 出 ガ ス 局	西淀川区 出来島小学校	0.48	1.37	0.05	335	92.8	282	78.1
	住之江区 北粉浜小学校	0.45	1.78	0.08	338	94.2	271	75.5

(注) 環境保全目標は6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であること。

資料 1-10 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学オキシダント（スモッグ）緊急時の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が、 0.08 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が、 0.12 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が、 0.24 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が、 0.40 ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。

資料1-12 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
		予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報	予報	濃報
1	大阪市中心部	3	0	0	0	3	2	6	5	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5
2	大阪市北部とその周辺	2	1	4	2	3	3	12	10	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3
3	東大阪	7	4	10	4	5	5	16	9	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10
4	堺とその周辺	9	5	8	4	13	9	14	12	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18
5	北大阪	2	1	11	5	1	1	11	4	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5
6	南河内	2	0	12	6	12	8	17	11	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10
7	泉南	0	0	0	0	3	3	3	2	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8
市内発令回数		10	8	14	6	13	9	18	14	9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20
府下発令回数		10	8	19	11	14	11	19	15	9	8	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23

(注) 1. 警報の発令回数は0

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数をいう。

資料1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東大阪	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29
市内合計		0	0	0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
府下合計		0	0	0	0	1	1	0	0	7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害分を含む。

資料1-14 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度									
		平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一般環境測定局	北 区 済美小学校	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	*0.005
	此花区 此花区役所	0.011	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	*0.007
	大正区 平尾小学校	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008
	西淀川区 淀中学校	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	*0.006
	淀川区 淀川区役所	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	*0.005
	生野区 東桃谷中学校	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006
	旭区 大宮中学校	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
	城東区 聖賢小学校	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	*0.006
	住之江区 清江小学校	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008
	平野区 摂陽中学校	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005
	西成区 今宮中学校	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
	西区 堀江小学校	0.011	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	*0.005
	鶴見区 茨田北小学校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	*0.005
	住之江区 南港ポータル	—	—	—	—	—	—	—	—	0.007	0.008
	市内平均	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006
自動車排出ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.012	0.014	0.011	0.010	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008
	住之江区 北粉浜小学校	0.012	0.011	0.010	0.009	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—
	福島区 海老江西小学校	0.012	0.009	0.011	0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009
	鶴見区 茨田中学校	0.010	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	—	—
	市内平均	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値(短期的評価)を超えた局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

平成12年4月1日に生野区勝山小学校から生野区東桃谷小学校に継続局として移転。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料1-15 二酸化硫黄 (SO₂) 環境基準対比

(平成12年度)

測定局		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			ppm	時間	%	日				
一般環境測定局	北区 済美小学校	0.005	1	0.0	0	0.0	0.127	0.014	○	0
	此花区 此花区役所	0.007	1	0.0	0	0.0	0.112	0.017	○	0
	大正区 平尾小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.098	0.018	○	0
	西淀川区 淀中学校	0.006	1	0.0	0	0.0	0.114	0.014	○	0
	淀川区 淀川区役所	0.005	1	0.0	0	0.0	0.132	0.014	○	0
	生野区 東桃谷小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.094	0.016	○	0
	旭区 大宮中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.063	0.013	○	0
	城東区 聖賢小学校	0.006	1	0.0	0	0.0	0.107	0.015	○	0
	住之江区 清江小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.083	0.017	○	0
	平野区 摂陽中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.099	0.014	○	0
	西成区 今宮中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.096	0.018	○	0
	西区 堀江小学校	0.005	1	0.0	0	0.0	0.120	0.014	○	0
	鶴見区 茨田北小学校	0.005	2	0.0	0	0.0	0.127	0.013	○	0
	住之江区 南港ポータル	0.008	0	0.0	0	0.0	0.080	0.020	○	0
自測自動車排定出方局	西淀川区 出来島小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.100	0.016	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.079	0.017	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。

資料 1-16 一酸化炭素 (CO) 濃度経年変化

—自動車排出ガス測定局—

(単位: ppm)

年度 測定局	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
北 区 梅 田 新 道	1.5	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2
西 淀 川 区 出来島小学校	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
住 之 江 区 北粉浜小学校	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2
東 住 吉 区 杭全町交差点	2.1	1.8	1.9	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	—	—
旭 区 新森小路小学校	2.3	2.3	1.7	1.7	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6
福 島 区 海老江西小学校	1.5	1.5	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	—	—
東 成 区 今里交差点	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5
市 内 平 均	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

資料 1-17 一酸化炭素 (CO) 環境基準対比

—自動車排出ガス測定局—

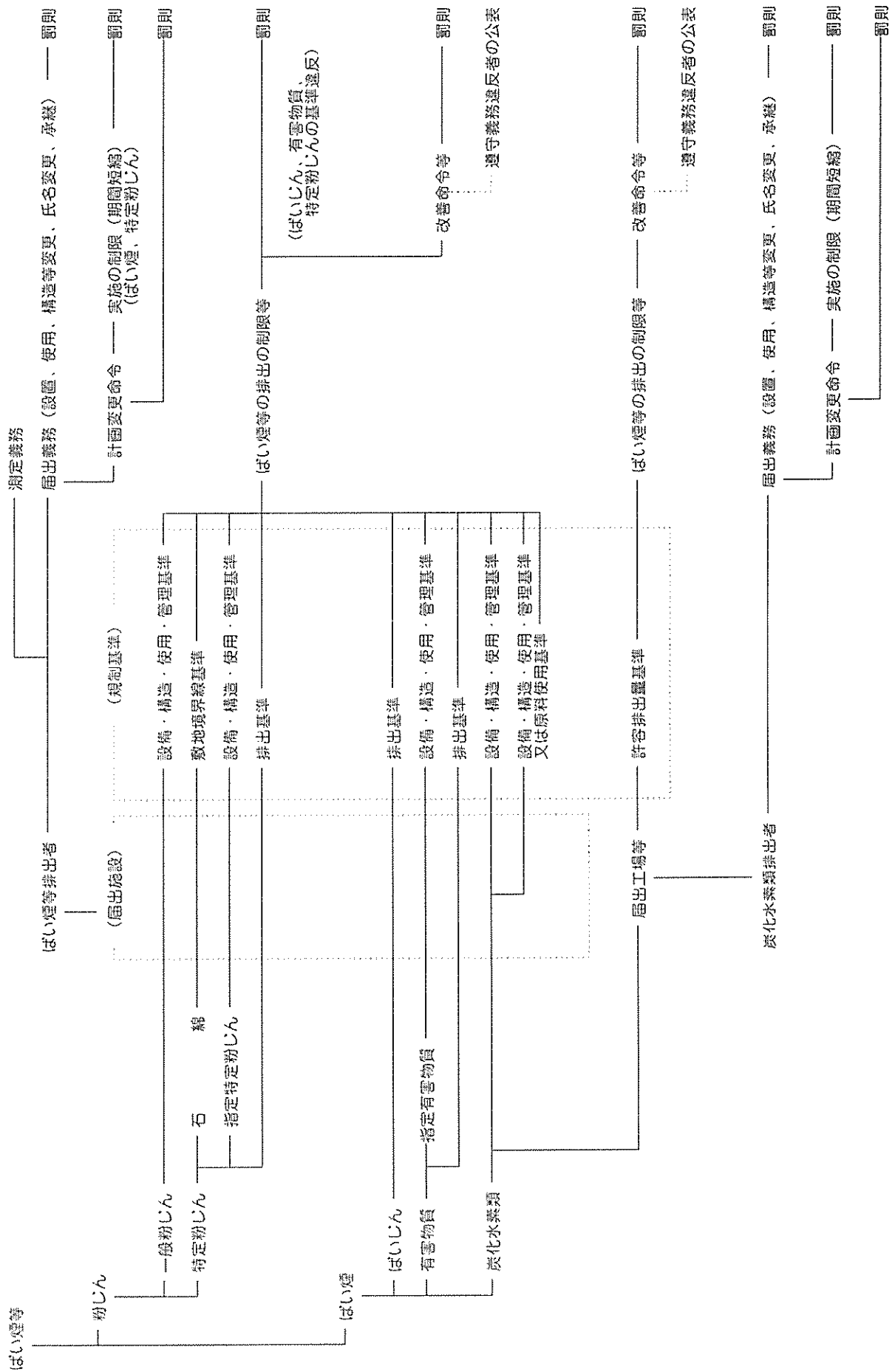
(平成12年度)

測 定 局	年 平 均 値 ppm	8時間値が 20 ppmを 超えた 回数と その割合		日平均値が 10 ppmを 超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 2% 除外値 ppm	日 平 均 値 が 10 ppmを 超えた 日が2日 以上 連続した こと の有 無 有 (×) 無 (○)	環 境 基 準 の 長 期的評価に よる日平均 値 10 ppmを 超えた延日 数 日
		回	%	日	%				
北 区 梅 田 新 道	1.2	0	0.0	0	0.0	5.1	2.0	○	0
西 淀 川 区 出来島小学校	1.0	0	0.0	0	0.0	3.8	1.6	○	0
住 之 江 区 北粉浜小学校	1.2	0	0.0	0	0.0	5.9	1.9	○	0
旭 区 新森小路小学校	1.6	0	0.0	0	0.0	6.0	2.5	○	0
東 成 区 今里交差点	1.5	0	0.0	0	0.0	5.4	2.4	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。

2. 8時間値とは、0~8時、8~16時、16~24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

資料 1-19 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料1-20 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成13年3月末）

区名	項目	ばい煙		粉じん		計
		工場	事業場	一般	特定	
北		17	302			319
都島		12	33			45
福島		16	28			44
此花		19	45	10		74
中央		6	440			446
西		2	119	1		122
港		8	33	8		49
大正		18	20	3		41
天王寺		2	50			52
浪速		6	47			53
西淀川		75	29	19	1	124
淀川		51	99	1		151
東淀川		29	41	4		74
東成		15	27			42
生野		23	13	1		37
旭		10	19			29
城東		27	47	1		75
鶴見		25	27		1	53
阿倍野		2	31			33
住之江		24	59	4		87
住吉		4	20			24
東住吉		6	18		1	25
平野		27	24	2	2	55
西成		22	25	2		49
総計		446	1,596	56	5	2,103
		2,042		61		

（注） 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
 2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-22 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成13年3月末）

項目 区名	一般粉じん						特定粉じん
	コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破砕機 ・ 摩砕機	ふるい	施設数合計	施設数
北							
都島							
福島							
此花		22	124	6	5	157	
中央							
西			2			2	
港		7	22	5		34	
大正	2	10	149	21	25	207	
天王寺							
浪速							
西淀川		12	44	16	2	74	1
淀川			2			2	
東淀川		3	12			15	
東成							
生野			3			3	
旭							
城東			1			1	
鶴見							13
阿倍野							
住之江		5	7	6	1	19	
住吉							
東住吉							6
平野			16	3	1	20	9
西成		4	19		1	24	
計	2	63	401	57	35	558	29

（注） 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料1-23 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成13年3月末）

区名	項目 工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()内は石綿の内数
北	41	3	16	25	7	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	17	6	2 (2)
此花	46	6	6	25	13	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	1	13	19	
大正	63	11	27	19	28	15
天王寺	24		9	15	1	2
浪速	28	6	9	14	6	1 (1)
西淀川	116	20	39	37	47	3 (1)
淀川	127	23	41	61	55	7
東淀川	57	2	13	35	24	
東成	100	5	70	32	46	20
生野	73	4	50	28	32	15
旭	20	1	4	11	5	
城東	59	21	13	40	15	2
鶴見	43	3	7	27	11	2 (1)
阿倍野	15		2	11	2	1 (1)
住之江	83	9	41	33	50	11 (2)
住吉	11		1	11		1
東住吉	40	2	21	24	15	5 (1)
平野	102	14	48	49	43	14 (2)
西成	77	21	40	23	28	12
計	1,254	165	472	601	469	118 (11)

(注) 工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたものを含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料 1-24 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数

（平成12年度）

種 類 区 分	設置届	使用届	構 造 変更届	確 認 廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	法 第27条 第 3 項 通知関係	合 計
大気汚染防止法	79 (178)	2 (4)	17 (19)	114	19	88	18	120	457
大阪府生活環境 の 保 全 等 に 関 する 条 例	38 (154)	8 (27)	42 (91)	47	23	54	2	0	214
合 計	117 (332)	10 (31)	59 (110)	161	42	142	20	120	671

（注 1）（ ）内は施設数

（注 2）平成11年度までは 1 施設につき、1 件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても 1 件の設置届とした。

資料 1-25 窒素酸化物特定工場等

(平成13年3月末)

種 別	製 造 業												電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 業			事 業	合 計	
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業			熱 供 給 業
北				1												1	8	10
都 島				1													1	2
福 島				1				1										2
此 花					1				2	1				1	1		2	8
中 央																	4	4
西																1		1
港	1															1	2	4
大 正									3					1			1	5
天 王 寺																		
浪 速																		
西 淀 川				2	2				4								1	9
淀 川				1	4													5
東 淀 川				1													1	2
東 成																		
生 野																		
旭																		
城 東	1																2	3
鶴 見																	2	2
阿 倍 野																	1	1
住 之 江									2					2		1	4	9
住 吉																		
東 住 吉																		
平 野																	4	4
西 成								1									1	2
計	2			7	7			2	11	1				4	1	4	34	73

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

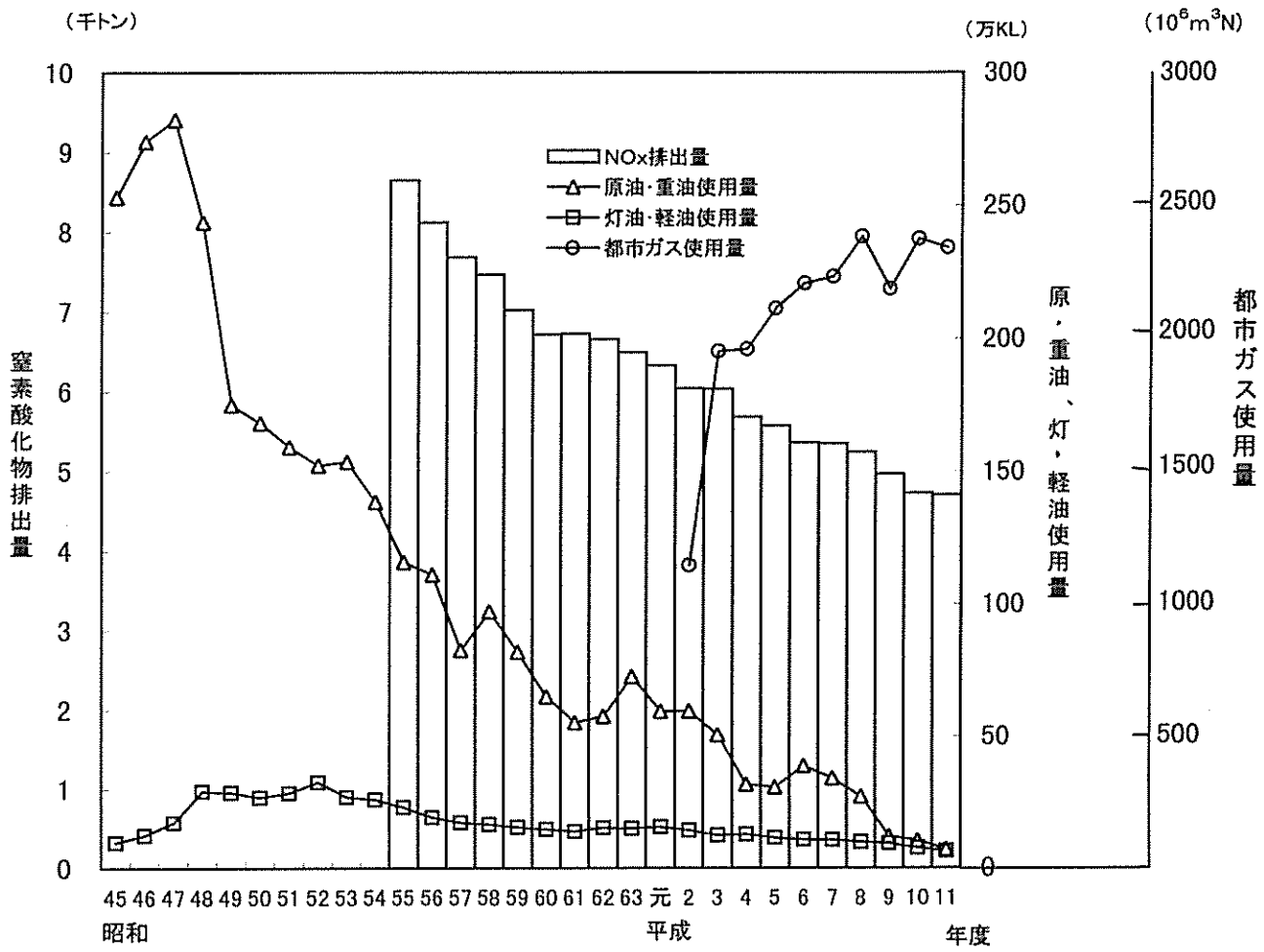
資料 1-26 硫酸化物特定工場等

(平成13年3月末)

種 別 区 名	製 造 業													電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 業			事 業 場	合 計
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 草 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業		
北				1												2	21	24
都 島		1		1													1	3
福 島				1				1									3	5
此 花					1				2	1				1	1	1	3	10
中 央																	15	15
西																1	1	2
港	1															1	2	4
大 正					1			1	4					1			1	8
天 王 寺																	4	4
浪 速																	1	1
西 淀 川				2	2			1	3		1						2	11
淀 川				1	5												1	7
東 淀 川		4		1	2												1	8
東 成																	1	1
生 野																		
旭																		
城 東	1				2												2	5
鶴 見					2												2	4
阿 倍 野																	4	4
住 之 江									2					2		1	8	13
住 吉																	1	1
東 住 吉																		
平 野																	4	4
西 成	1			1				1									2	5
計	3	5		8	15			4	11	1	1			4	1	6	80	139

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-27 燃料使用量等の推移



資料 1-28 燃料使用量 (区別)

(平成11年度)

区名 \ 項目	原・重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ m ³ N)
北	6,439	6,509			69,554
都 島	703	831			61,603
福 島	3,343	728			28,405
此 花	9,389	2,252			81,277
中 央	4,024	4,806			41,131
西	1,513	1,560			12,379
港	763	512		14	11,100
大 正	557	8,001		15,818	96,550
天 王 寺	1,004	2,862			5,290
浪 速	1,623	267		25	9,725
西 淀 川	10,850	6,698		2,102	75,411
淀 川	3,756	12,674			60,914
東 淀 川	2,725	1,824			48,598
東 成	904	240			3,223
生 野	1,935	418			498
旭	2,133	171			2,513
城 東	2,550	3,713			15,660
鶴 見	2,531	1,059			4,373
阿 倍 野	708	1,690			8,936
住 之 江	7,559	1,659		9,508	1,696,346
住 吉	1,011	319			2,761
東 住 吉	852	147			536
平 野	1,686	5,143			1,020
西 成	3,409	579	11,920	40	3,536
合 計	71,967	64,662	11,920	27,507	2,341,339

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-29 ばい煙処理施設の設置状況

(平成13年3月末)

ばい煙発生施設の種類の 処理装置の種類	遠心サイクロン	遠心サイクロン	マルチサイクロン	洗浄式サイクロン	湿式サイクロン	洗浄式サイクロン	洗浄式サイクロン	洗浄式サイクロン	電気集じん装置	濾過集じん装置	バッグフィルタ	排煙脱硫装置	排煙脱硝装置	その他	合計
	11	24				1	7	7	2	16	16	7			91
1 ボイラー															
2 ガス発生炉・加熱炉													4		4
3 焙焼炉						1	2	7		5				2	17
		1					1	3	1	1				2	9
4 溶鉱炉	1					2		1	2						6
						4		4	2						10
5 金属溶解炉	5				2	4	4	72	1				10	98	
6 金属加熱炉		1	4	2	1			1		2			1	12	
7 石油加熱炉															
8 触媒再生炉															
9 焼成炉・溶融炉						1	2	4	1	7	2				17
10 反応炉・直火炉														4	4
11 乾燥炉	10					2	13		24	2	1			49	101
12 電気炉									26		1			14	41
13 廃棄物焼却炉	14	8	1	9	22	31	21	17	10	18					151
14 銅・鉛溶解炉															
15 乾燥施設															
16 塩素冷却施設															
17 塩化鉄溶解槽															
18 活性炭反応炉															
19 塩素反応・吸収施設							1								1
20 アルミ電解炉															
21 燐酸肥料焼成炉															
22 弗酸用凝縮施設															
23 トリポリ燐酸乾燥炉															
24 鉛精錬用溶解炉						1	2		16					9	28
25 鉛蓄電池溶解炉															
26 鉛顔料溶解炉															
27 硝酸吸収施設															
28 コークス炉									2						2
29 ガスタービン	常用												10		10
	非常用														
30 ディーゼル機関	常用														
	非常用														
31 ガスエンジン	常用											57	1		58
	非常用														
32 ガソリンエンジン	常用														
	非常用														
合計	42	33	5	25	55	61	170	49	103	117					660

(注) 集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基として計算している。

資料1-30 立入指導等の状況（大気）（平成12年度）

種 別	内 容	立 入 指 導 件 数			測定検査件数
		保 健 所	24保健 センター	市民の声等 合同立入	
法	律	552	102	(8)	6
条	例	293	189	(6)	
そ	の 他	98	377		
	計	943	668	(14)	6

(注) () 内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料1-31 環境月間に係る立入調査結果（平成12年度）

立入工場・ 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	調査施設数	規 制 基 準	
				適	否
110	58	52	510	510	0

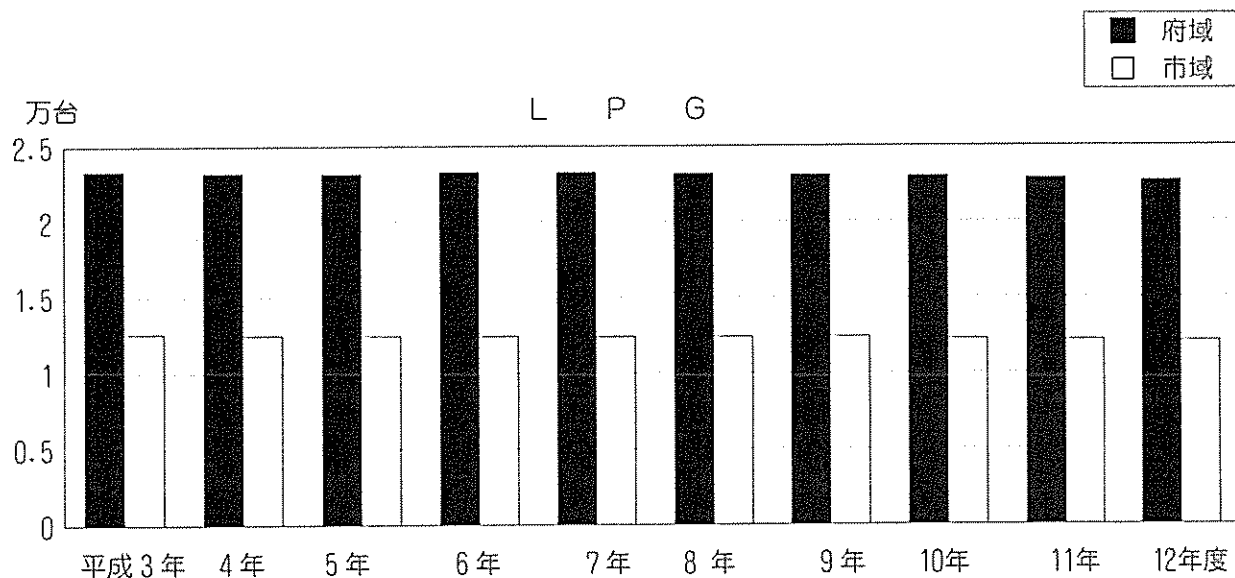
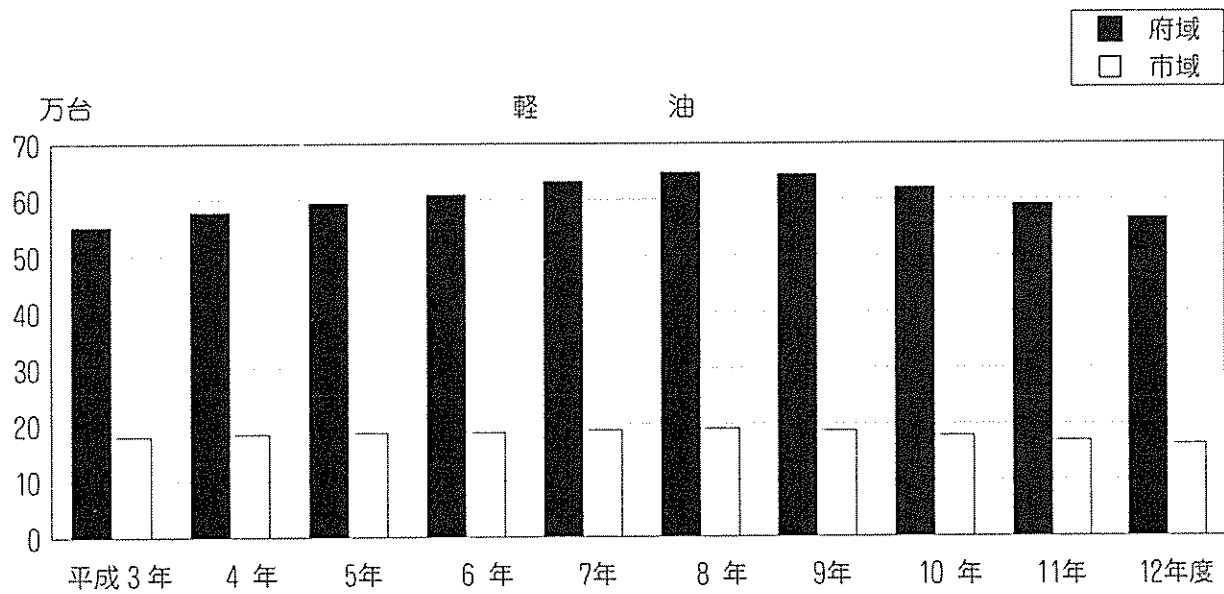
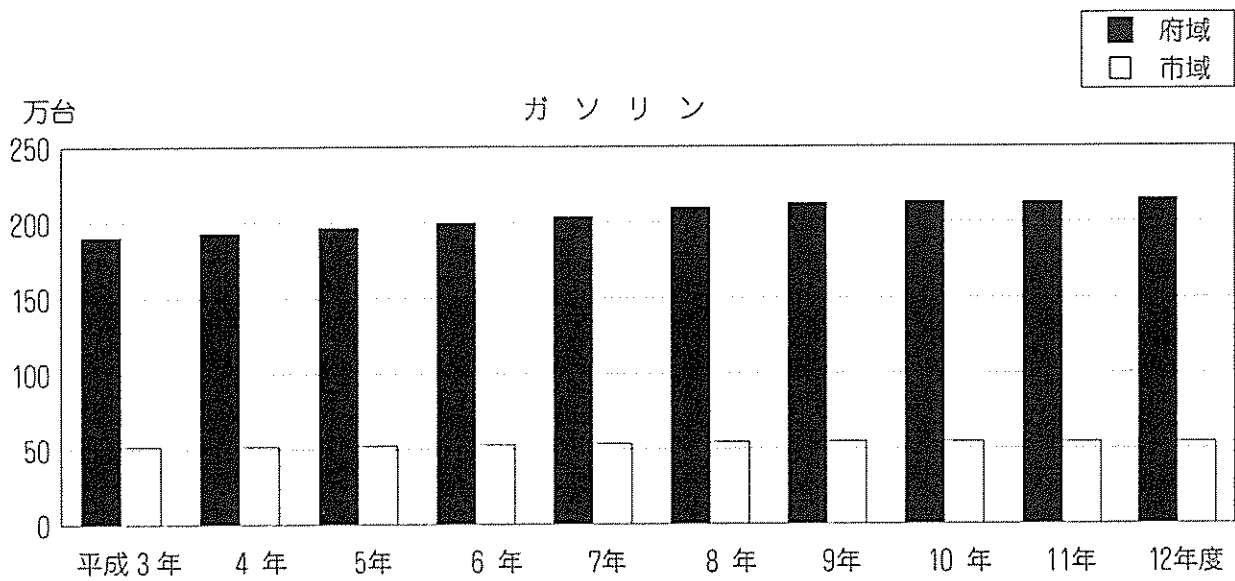
資料1-32 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果（平成12年度）

立入工場・ 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	調査施設数	規 制 基 準	
				適	否
211	54	157	1,014	987	27

資料1-33 悪臭に係る規制指導状況（平成12年度）

検 査 件 数				
機 器 分 析		官 能 試 験		合 計
発 生 源	環 境	発 生 源	環 境	
2	2	8	90	102

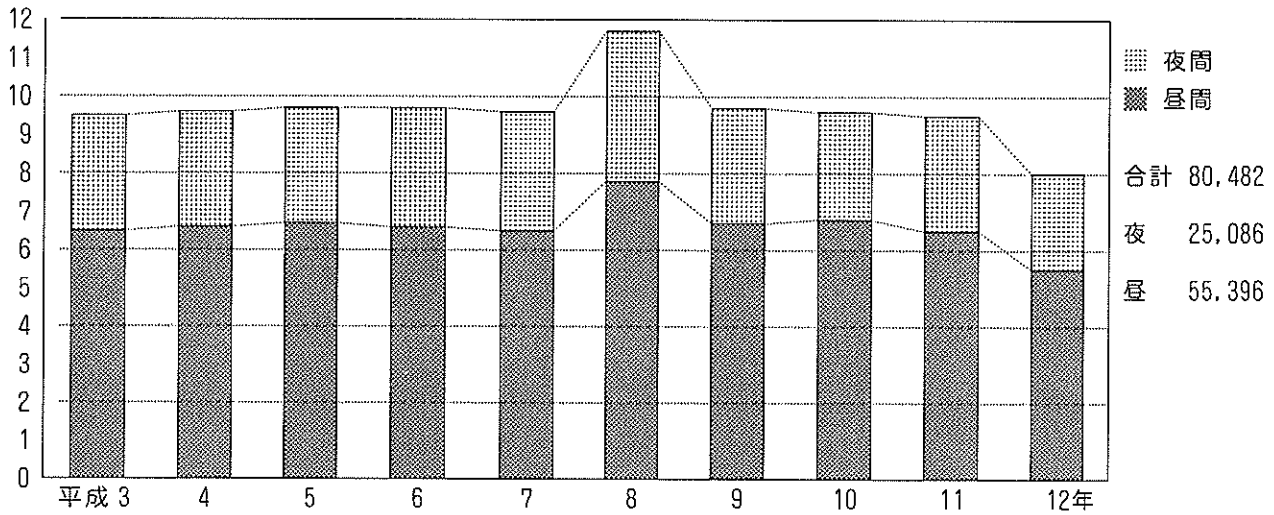
資料 2-1 大阪市内・大阪府域における燃料別自動車保有台数の推移



資料2-2 自動車交通量及び渋滞時間の推移

① 大阪市内主要交差点における交通量（日交通量）

(万台/日)



(注) 1 調査時間 昼間：午前7時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前7時まで

2 調査箇所 平成12年

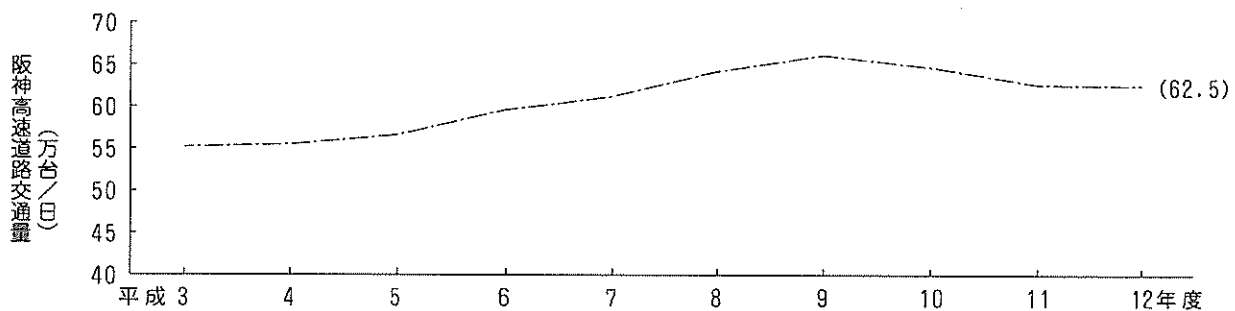
1. 梅新東 2. 弁天町駅前 3. 淀川区民センター前 4. 梅香
5. 長柄橋北詰 6. 肥後橋 7. 杭全

平成11年以前

1. 梅田新道 2. 弁天町駅前 3. 大和田西 4. 蒲生4丁目
5. 玉出 6. 杭全町

出典：大阪府警本部調べ

② 阪神高速道路交通量（大阪府域の年度末データ）



(阪神高速道路公団調)

③ 大阪市内における1日平均渋滞時間数

平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
0.98時間	1.07時間	1.11時間	1.05時間	1.03時間	0.87時間	0.76時間

(注) 1 上記の値は、市内115地点（高速道路等を除く）の1日平均渋滞時間の合計を115で割って1地点平均を算出したもの

2 交通渋滞とは500m以上の車列が30分以上継続した場合で、かつ5分間の時間占有率が概ね30%以上、走行速度が概ね20km/h以下である場合

出典：大阪府警本部調べ

資料 2 - 3 幹線道路沿道における平成11年度二酸化窒素濃度調査結果

(単位：ppm)

No	測定地点	測定期間	二酸化窒素 濃度 平均値	No	測定地点	測定期間	二酸化窒素 濃度 平均値
1	恵美須城東線 (天王寺区)	1/6~30	0.037	21	国道1号 (北区)	7/13~8/8	0.029
2	国道43号 阪高西大阪線 (港区)	11/3~29	0.054	22	国道25号 (浪速区)	8/10~9/6	0.033
3	大阪和泉泉南線 (天王寺区)	2/1~24	0.051	23	淀川北岸線 (西淀川区)	2/2~27	0.036
4	大阪伊丹線 (浪速区)	12/1~27	0.042	24	大阪伊丹線 (淀川区)	8/7~29	0.027
5	大阪池田線 (西淀川区)	1/7~2/1	0.047	25	〔新大阪〕 〔センインシティ〕 (淀川区)	9/25~ 10/21	0.043
6	大阪生駒線 (鶴見区)	2/5~28	0.039	26	大阪内環状線 (東淀川区)	9/8~10/4	0.027
7	国道423号 (淀川区)	11/23~ 12/19	0.045	27	国道479号 (生野区)	1/12~2/6	0.043
8	築港深江線 阪高大阪東大阪線 (中央区)	10/23~ 11/18	0.058	28	阪高大阪守口線 (旭区)	7/8~8/3	0.023
9	阪高松原線 (東淀川区)	11/25~ 12/23	0.036	29	中津太子橋線 (旭区)	9/7~10/3	0.027
10	大阪中央環状線 近畿自動車道 (平野区)	11/30~ 12/26	0.052	30	大阪環状線 (東淀川区)	10/6~ ~11/1	0.043
11	大阪高槻京都線 (北区)	7/8~8/3	0.030	31	国道176号 (淀川区)	1/8~2/3	0.044
12	大阪伊丹線 (北区)	8/28~ 9/23	0.032	32	大阪高石線 (東旭区)	8/6~26	0.029
13	赤川天王寺線 (都島区)	11/20~ 12/19	0.041	33	〔ポートタウン〕 〔北外周〕 (住之江区)	8/31~ 9/26	0.024
14	福島桜島線 (福島区)	2/3~27	0.046	34	阪高大阪湾岸線 国道479号 (住之江区)	8/31~ 9/26	0.040
15	阪高大阪西宮線 (福島区)	8/6~9/5	0.021	35	住吉大阪線 (住之江区)	2/8~3/2	0.040
16	福島桜島線 (此花区)	7/24~ 8/22	0.025	36	大阪和泉泉南線 (住吉区)	10/26~ 11/21	0.045
17	国道308号 (天王寺区)	1/6~31	0.041	37	国道479号 (東淀川区)	10/28~ 11/23	0.054
18	大阪臨海線 (西区)	7/10~8/4	0.029	38	加美旭町久宝寺線 (平野区)	11/2~28	0.043
19	阪高大阪湾岸線 築港深江線 (港区)	9/29~ 10/26	0.042	39	国道26号 (西淀川区)	9/28~ 10/24	0.037
20	大阪八尾線 (大区)	10/5~31	0.047	40	大阪臨海線 (西淀川区)	7/10~8/5	0.036

(40地点平均値は0.038ppmである)

資料 2-4 道路交通騒音測定地点図



資料2-5 道路交通騒音の測定調査地点一覧表(平成12年度測定結果)

	測定場所	対象道路	用途 地域	車線 数	測定期間	道路端 からの 距離	217 の 高さ	騒音(L _{eq})		騒音/判定	
								昼間	夜間	昼間	夜間
1	堀川小学校 (北区東天満 2-10-7)	国道1号	商業	8	9/26 ~27	0.6 m	2.5m	67	65	○	○
2	都島保健センター (都島区中野町 5-15-2)	大阪環状線	商業	4	11/21 ~22	2.8 m	4.2m	69	67	○	×
3	海老江西小学校 (福島区海老江 8-1)	国道2号 (尼崎堺線)	商業	4	11/6 ~7	0.8 m	3.5m	73	71	×	×
4	此花郵便局 (此花区春日北 2-1)	福島桜島線	商業	6	9/28 ~29	0.0 m	3.5m	72	69	×	×
5	近畿郵政局 (中央区北浜東 3)	市道 天神橋天王寺線	商業	5	9/26 ~27	1.0 m	2.2m	69	68	○	×
6	西消防署 (西区新町 1-26)	府道 大阪八尾線	商業	6	11/21 ~22	3.0 m	5.2m	67	64	○	○
7	港郵便局 (港区市岡 1-5)	国道172号	商業	6	11/13 ~14	1.0 m	4.2m	69	65	○	○
8	大正勤労青少年ホーム (大正区泉尾 3-9)	国道43号	商業	4	11/22 ~23	1.7 m	3.5m	73	72	×	×
9	環境科学研究所 (天王寺区東上町 8-34)	市道 恵比須城東線	準住居	4	11/21 ~22	5.8 m	3.0m	68	65	○	○
10	塩草小学校 (浪速区塩草 1-4)	市道 大阪伊丹線	第2種 住居	6	11/13 ~14	0.3 m	3.0m	69	62	○	○
11	出来島小学校 (西淀川区出来島 2-2)	国道43号	準住居	8	11/6 ~7	0.0 m	3.5m	70	67	○	×
12	N T T 淀川支店 (淀川区新高 3-2)	国道176号	準住居	4	10/31 ~11/1	0.7 m	3.9m	72	70	×	×
13	淀川消防署加島出張所 (淀川区加島 1-57-34)	市道 大阪伊丹線	第1種 住居	4	11/6 ~7	2.5 m	4.2m	71	68	×	×
14	柴島中学校 (東淀川区柴島 2-8)	市道 大阪高槻京都線	第1種 住居	4	9/18 ~19	0.5 m	3.7m	70	66	○	×
15	大阪経済大学 (東淀川区大隅 2-2)	市道 大阪高槻線	第1種 住居	2	9/18 ~19	0.3 m	2.2m	72	70	×	×
16	水道局今里営業所 (東成区大今里西 1-22)	国道308号	商業	4	9/18 ~19	0.6 m	3.0m	69	65	○	○
17	生野区民センター (生野区勝山北 3-13)	市道 四天王寺巽線	商業	4	10/11 ~12	2.5 m	4.5m	70	66	○	○
18	大阪市立生江障害者会 (旭区赤川 3-1-30)	市道 中津太子橋線	近隣 商業	4	9/21 ~22	1.7 m	1.7m	71	68	×	×
19	城東消防署 (城東区中央 3-4-20)	国道1号	商業	4	11/22 ~23	1.8 m	3.6m	73	71	×	×
20	茨田中学校 (鶴見区諸口 3-4)	市道 大阪生駒線	商業	2	11/18 ~19	2.6 m	3.3m	72	68	×	×
21	大阪産業大学附属高校 (城東区古市 1-20)	国道479号	準住居	4	11/21 ~22	2.0 m	2.4m	71	68	×	×

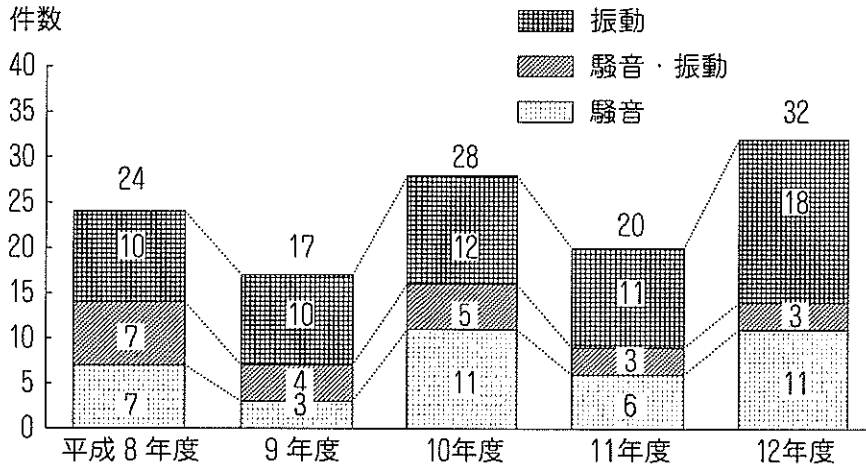
	測定場所	対象道路	用途 地域	車 線 数	測定期間	道路端 からの 距離	マ ツ の 高 さ	観測(L _{eq})		観測/判定	
								昼間	夜間	昼間	夜間
22	関西電力天下茶屋変電所 (阿倍野区王子町 3-2)	市道 大阪和泉泉南線	商業	4	9/26 ~27	1.4 m	3.0m	72	68	×	×
23	住之江保健センター (住之江区浜口西 3-9)	国道26号	商業	4	9/21 ~22	4.3 m	4.8m	72	69	×	×
24	住吉青少年勤労センター (住吉区南住吉 2-18)	国道479号	商業	4	1/24 ~25	0.0 m	3.5m	72	71	×	×
25	矢田小学校 (東住吉区矢田 5-1)	市道 大阪狭山線	準住居	4	11/13 ~14	0.9 m	2.9m	72	68	×	×
26	平野小学校 (平野区平野宮町 1-9)	国道25号	商業	4	11/8 ~9	1.6 m	3.0m	70	68	○	×
27	区画整理事務所 (平野区長吉出戸 5-2)	府道 住吉八尾線	商業	6	11/27 ~28	2.3 m	3.6m	73	69	×	×
28	津守小学校 (西成区津守 3-1)	市道 大阪臨海線	準工業	4	11/13 ~14	1.4 m	3.4m	75	72	×	×
29	扇町商業高校 (北区松ヶ枝町 1-38)	市道 天満橋筋線	商業	4	9/26 ~27	0.0 m	2.9m	68	66	○	×
30	都島郵便局 (都島区高倉 2-6-3)	市道 天王寺赤川線	準住居	4	11/21 ~22	2.1 m	4.9m	70	64	○	○
31	海老江東小学校 (福島区鷺洲 1-6)	市道 九条梅田線	商業	4	11/6 ~7	0.5 m	3.3m	69	64	○	○
32	大阪労働衛生総合センター (西区土佐堀 2-3-8)	市道 江戸堀線	商業	6	2/9 ~10	0.8 m	3.0m	70	65	○	○
33	大正消防署 (大正区小林東 3-5-17)	府道 大阪八尾線	商業	6	11/9 ~10	1.5 m	3.0m	74	70	×	×
34	交通局東成営業所 (東成区大今里西 3-2-13)	府道 大阪枚岡線	商業	4	10/11 ~12	3.2 m	3.5m	68	65	○	○
35	大阪ガス上本町営業所 (天王寺区上本町西4-1-10)	市道 赤川天王寺線	商業	4	1/17 ~18	1.3 m	3.5m	69	64	○	○
36	御幣島幼稚園 (西淀川区御幣島2-15-23)	市道 大阪池田線	準工業	4	11/6 ~7	2.0 m	4.0m	73	70	×	×
37	浪速消防署立葉出張所 (浪速区稻荷 2-14-12)	市道 浪速鶴町線	準工業	4	11/13 ~14	0.9 m	3.0m	67	62	○	○
38	塚本小学校 (淀川区塚本 3-5)	市道 淀川北岸線	準住居	4	11/6 ~7	0.2 m	1.6m	71	68	×	×
39	十八条下水処理場 (淀川区十八条 1-8)	国道423号	準工業	4	10/31 ~11/1	4.9 m	3.8m	70	67	○	×
40	福島区役所 (福島区吉野 3-17-23)	市道 福島桜島線	商業	6	11/7 ~8	2.7 m	4.0m	69	66	○	×
41	府立成人病センター (東成区中道 1-3)	市道 築港深江線	商業	6	9/21 ~22	0.8 m	4.3m	73	71	×	×
42	生野消防署異出張所 (生野区異東 1-10-32)	国道479号	準住居	4	11/21 ~22	3.6 m	4.9m	69	65	○	○
43	内代小学校 (都島区内代町 3-4)	市道 上新庄生野線	商業	4	10/31 ~11/1	0.9 m	4.2m	66	60	○	○
44	新森小路小学校 (旭区新森 6-3)	国道163号	準住居	4	10/18 ~19	1.3 m	4.5m	70	66	○	×

	測定場所	対象道路	用途 地域	車線数	測定期間	道路端からの 距離	マワ の 高さ	騒音 (L _{eq})		基準値/判定	
								昼間	夜間	昼間	夜間
45	放出小学校 (城東区放出西 2-2)	府道 石切大阪線	準工業	2	11/21 ~22	1.7 m	3.0m	66	60	○	○
46	交通局昭和町変電所 (阿倍野区三明町2-10-18)	市道 阿倍野木津川線	第1種 住居	4	9/26 ~27	1.2 m	3.0m	66	63	○	○
47	住之江消防署 (住之江区御崎 4-11-6)	市道 浜口南港線	商業	4	9/21 ~22	1.8 m	4.9m	72	70	×	×
48	府立こころの健康センター (住吉区万代東 3-1-46)	市道 大阪和泉泉南線	商業	4	1/24 ~25	0.0 m	4.3m	72	68	×	×
49	住吉消防所苅田消防署 (住吉区苅田 9-1-19)	市道 住吉八尾線	商業	2	11/13 ~14	3.0 m	3.3m	65	60	○	○
50	東住吉郵便局 (東住吉区今川 8-8-25)	市道 大阪環状線	準工業	4	11/8 ~9	1.5 m	2.7m	71	68	×	×
51	交通局長原変電所 (平野区长吉長原東 3-1)	市道 大阪中央環状線	準工業	6	11/27 ~28	0.0 m	3.5m	74	72	×	×
52	平野消防署 (平野区平野南 1-2-9)	府道 大阪羽曳野線	準住居	4	1/17 ~18	0.8 m	4.9m	72	65	×	○

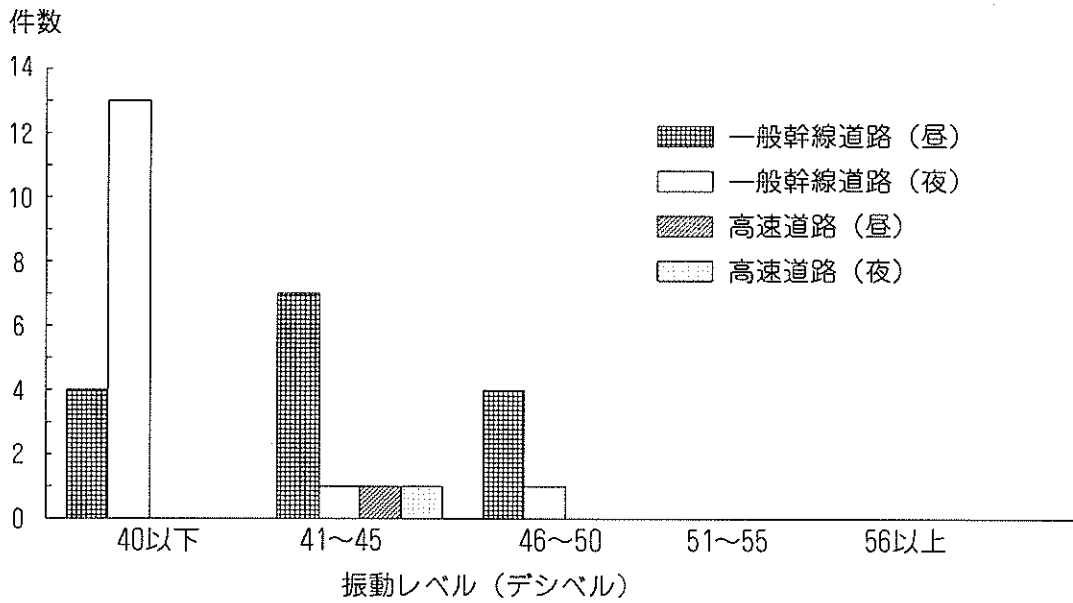
注) 環境基準については、幹線道路を担う道路に近接する空間の基準値 (昼間: 70dB以下 夜間: 65dB以下)

資料 2-6 過去 5 年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

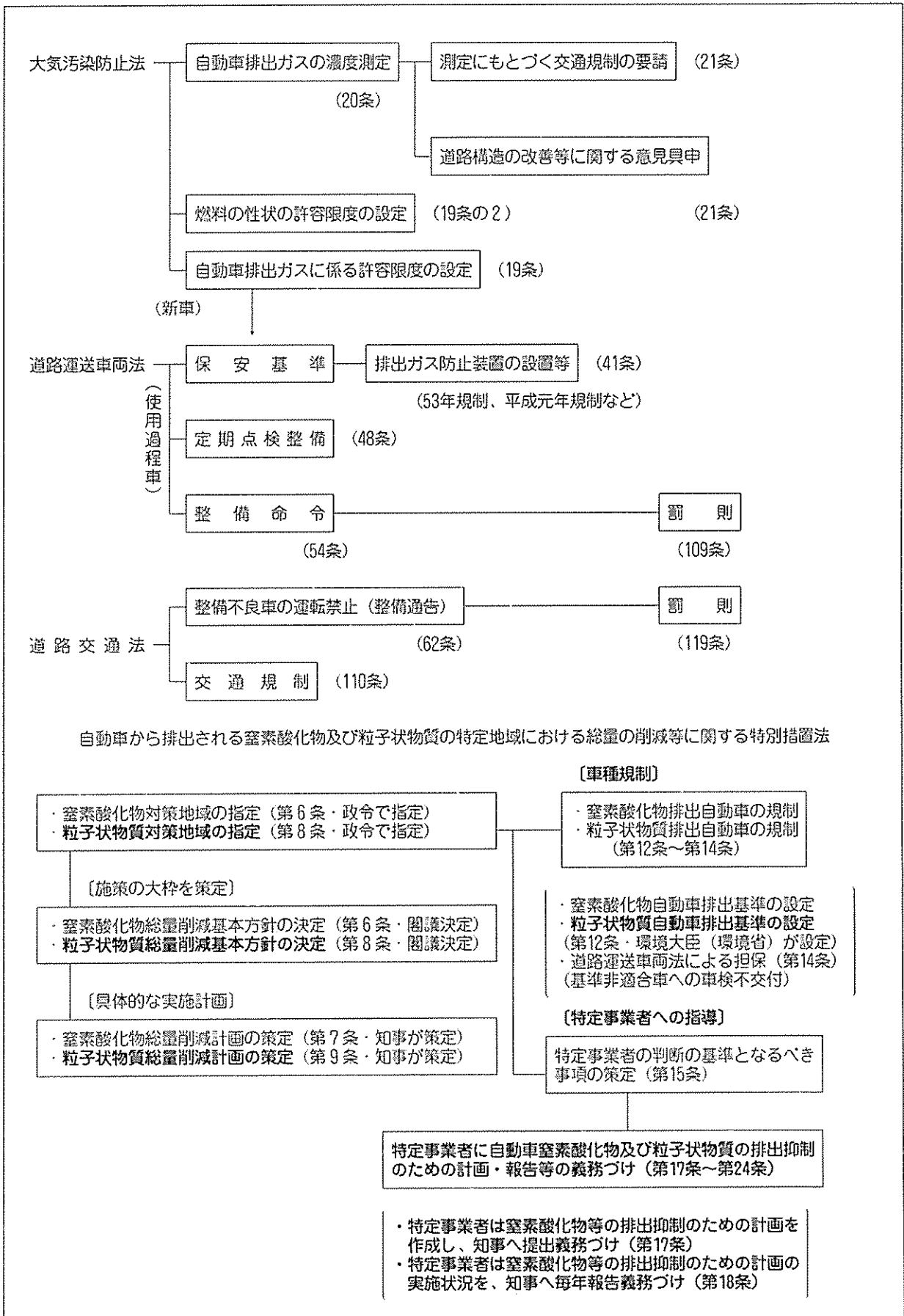
(道路交通騒音・振動関係 平成 8～12 年度)



資料 2-7 苦情により測定した路線別・時間帯別の振動レベルの分布状況 (平成 12 年度)



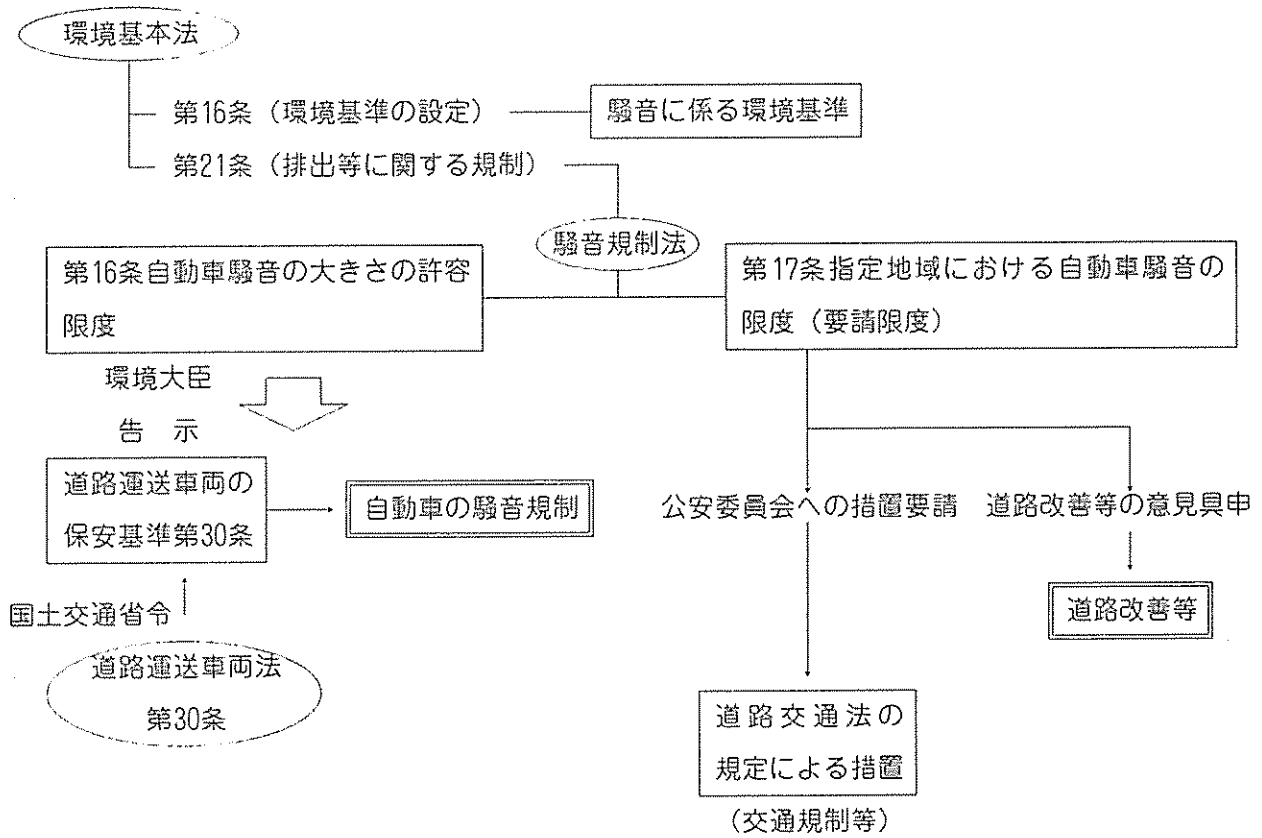
資料 2 - 8 自動車排出ガス規制の法体系



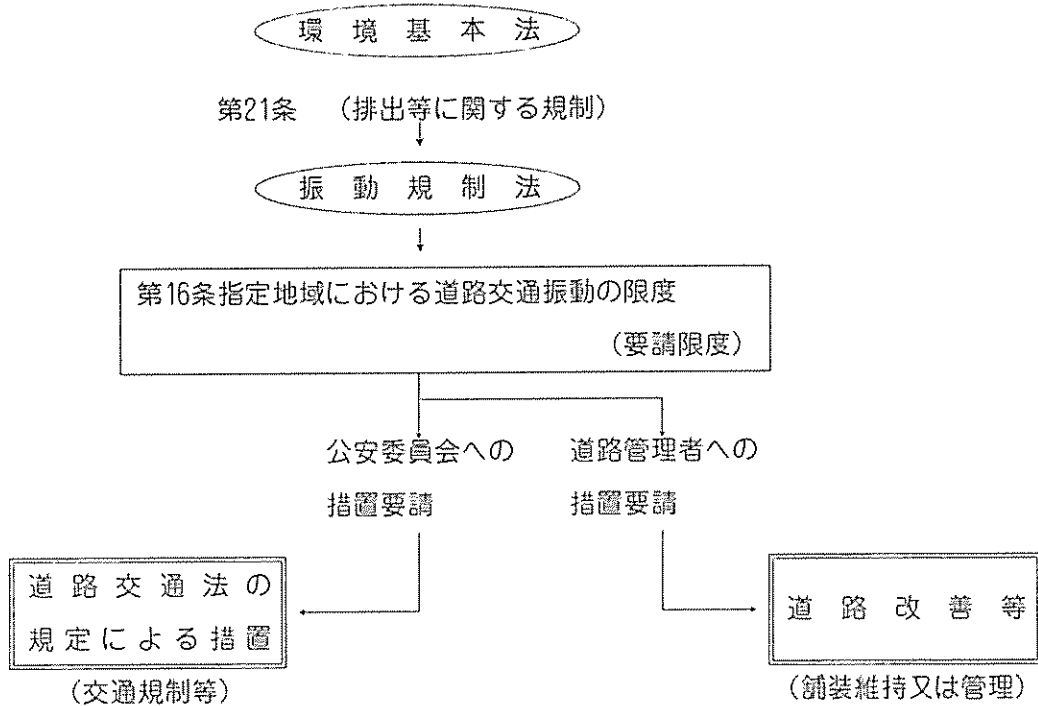
資料 2-9 測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）

要請の種類	物質名	要請基準	手続	関係法	
測定に基づく要請	一酸化炭素	一時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請	大気汚染防止法第21条第1項 総理府令第2条	
緊急時の措置	一般的協力要請	一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気汚染の状態になった場合	都道府県知事は気象条件等により大気汚染が著しくなり人の健康等に被害を生ずる恐れのある事態が発生したとき一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める	大気汚染防止法第23条第1項
		二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態になった場合		大気汚染防止法施行令第11条
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合		
	公安委員会への要請	一酸化炭素	1時間値50ppm以上である大気汚染の状態になった場合	都道府県知事は大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生ずる事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請	大気汚染防止法第23条第2項
		二酸化窒素	1時間値1ppm以上である大気汚染の状態になった場合		大気汚染防止法施行令第11条
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になった場合		

資料 2-10 道路交通騒音に関する法体系



資料 2-11 道路交通振動に関する法体系



資料2-12 新車規制

(1) 窒素酸化物

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来の車 排出量	48年度 49年度 規制	50年度 51年度* 52年度 規制	53年度 54年度 規制	56年度 57年度 58年度 規制	61年度 62年度 規制	63年度 平成元年 規制	2002年度 規制		
	乗用車	貨物車											
窒素酸化物	ガソリン車	乗車定員 10人以下	ガソリン (4947ℓ)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]	1.60(1.20) [61]	0.48(0.25) [92]					
			LPG	3.13									
		ガソリン (2947ℓ)	g/km	0.33	0.50(0.30) [9]	0.50(0.30) [9]							
	軽貨物車	軽貨物車 の貨物車	ガソリン (4947ℓ)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]			0.74(0.50) [84]	
			LPG	3.13									
			ガソリン (2947ℓ)	g/km	0.33	0.50(0.30) [9]							
		LPGバス	軽量車 (車両重量 1.7t以下)	ガソリン (4947ℓ)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.40(1.00) [67]	0.84(0.60) [81]		0.48(0.25) [92]	
				LPG	3.17								
			ガソリン (2947ℓ)	g/km	0.33	0.50(0.30) [9]							
	バス	中量車 (車両重量 1.7t超 2.5t以下)	ガソリン	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]		0.98(0.70) [77]		
			LPG	3.17									
	重量車 (2.5t超)	ガソリン	ppm	2626	2200(1833) [30]	1850(1550) [41]	1390(1100) [58]	990(750) [71]		850(650) [75]			
LPG													
NOx	乗用車 (乗車定員 10人 以下)	車両重量 (1.265t以下)	ppm	562.5	590(450) [20]	500(380) [32]	450(340) [40]	390(290) [48]	g/km 0.98(0.70) [71]	0.72(0.50) [79]			
		車両重量 (1.265t超)							g/km 1.26(0.90) [63]				
	軽貨物車	中量車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)	車両重量 (2.5t超3.5t以下)	962.5	1000(770) [20]	850(650) [32]	700(540) [44]	610(470) [51]		500(380) [60]	(大型トラクタ、クレーン車除く) 520(400) [58]	(大型トラクタ、クレーン車のみ) 520(400) [58]	
			車両重量 (3.5t超12t以下)										
			車両重量 (12t超)										
			車両重量 (12t超)										
	バス	軽量車 (車両総重量 1.7t以下)	車両重量 (1.7t以下)	562.5	590(450) [20]	500(380) [32]	450(340) [40]	390(290) [48]		g/km 1.26(0.90) [64]	(大型トラクタ、クレーン車除く) 350(260) [53]	(大型トラクタ、クレーン車のみ) 350(260) [53]	
			車両重量 (1.7t超2.5t以下)										
			車両重量 (2.5t超3.5t以下)										
			車両重量 (3.5t超12t以下)										
			車両重量 (12t超)										
			車両重量 (12t超)										

(注) 1. 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 2. 規制値の()内の数値は、平均値である。
 3. 規制値の[]内の数値は、従来の排出量からの削減率である。(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である)
 4. *：51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)である。
 5. 平成12年度規制以降、ガソリン・LPG車の中量車及び重量車の車両総重量区分は、中量車については1.7t超3.5t以下、重量車については3.5t超となる。

4 年	5 年	6 年	7 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制
							0.17(0.08) (97)				
					0.48(0.25) (92)				0.25(0.13) (96)		
							0.17(0.08) (97)				
		g/kWh 0.63(0.40) (87)						0.25(0.13) (96)			
g/kWh 7.2(5.5) (80)			g/kWh 5.9(4.50) (83)					2.09(1.40) (95)			
				g/km 0.55(0.40) (84)					g/km 0.43(0.28) (89)		
g/km 0.84(0.60) (74)					g/km 0.55(0.40) (84)				g/km 0.45(0.30) (88)		
	g/km 1.82(1.30) (74)			g/km 0.97(0.70) (MT) (86)	g/km 0.97(0.70) (AT) (86)					g/km 0.68(0.49) (90)	
				g/kWh 5.80(4.50) (74)						g/kWh 4.22(3.38) (80)	
		g/kWh 7.8(6.0) (65)			g/kWh 5.80(4.50) (74)					g/kWh 4.22(3.38) (80)	
						g/kWh 5.80(4.50) (74)					g/kWh 4.22(3.38) (80)
	g/km 0.84(0.60) (76)			g/km 0.55(0.40) (84)					g/km 0.43(0.28) (89)		
	g/km 1.82(1.30) (53)			g/km 0.97(0.70) (MT) (75)	g/km 0.97(0.70) (AT) (75)					g/km 0.68(0.49) (83)	
		g/kWh 6.8(5.0) (53)		g/kWh 5.80(4.50) (59)						g/kWh 4.22(3.38) (69)	
					g/kWh 5.80(4.50) (89)					g/kWh 4.22(3.38) (69)	
						g/kWh 5.80(4.50) (59)					g/kWh 4.22(3.38) (69)

(2) 一酸化炭素、炭化水素

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車の排出量 (平均値)	48年度	50年度	61年度	46年度	10年度	12年度	
						49年度	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制
一酸化炭素 (CO)	ガソリン車	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)	2.7(2.1) (90)				1.27(0.67) (97)	
			L P G		11.6	18.0(10.4) (10)	2.7(2.1) (82)			1.27(0.67) (94)		
			ガソリン(2947ℓ)		20.4	26.0(18.3) (10)	2.7(2.1) (90)			1.27(0.67) (97)		
		リン貨物車	軽貨物車 (軽自動車以外の貨物車)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)	17.0(13.0) (37)			8.42(6.50) (68)	
				L P G		11.6	18.0(10.4) (10)	17.0(13.0) (12)			8.42(6.50) (44)	
				ガソリン(2947ℓ)		20.4	26.0(18.3) (10)	17.0(13.0) (36)				
	LPGバス	軽量車 (車両総重量1.7t以下)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)	17.0(13.0) (37)	1.7(2.1) (90)			1.27(0.67) (97)	
			L P G		11.6	18.0(10.4) (10)	17.0(13.0) (12)	2.7(2.1) (82)		1.27(0.67) (94)		
			ガソリン(2947ℓ)		20.4	26.0(18.3) (10)	17.0(13.0) (36)	2.7(2.1) (90)		1.27(0.67) (97)		
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)	17.0(13.0) (37)			8.42(6.50) (68)		
			L P G		11.6	18.0(10.4) (10)	17.0(13.0) (12)			8.42(6.50) (44)		
			ガソリン		%	1.34	1.6(1.2) (10)			g/kWh	g/kWh	
	L P G	0.93	11(0.8) (10)				136(102)	68.0(51.0)				
	ディーゼル車	乗用車、貨物車、バス	ppm	832	980(790) (5)			乗用車、車両総重量1.7t以下 g/km 2.7(2.1)	重量車 g/kWh 9.2(7.4)			
	炭化水素 (HC)	ガソリン車	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)	0.39(0.25) (93)				0.17(0.08) (98)
				L P G		2.94	3.2(2.3) (20)	0.39(0.25) (91)			0.17(0.08) (97)	
				ガソリン(2947ℓ)		18.9	22.5(16.6) (12)	0.39(0.25) (99)			0.17(0.08) (100)	
			リン貨物車	軽貨物車 (軽自動車以外の貨物車)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)	2.7(2.1) (44)			0.39(0.25) (93)
L P G					2.94		3.2(2.3) (20)	2.7(2.1) (28)			0.39(0.25) (91)	
ガソリン(2947ℓ)					18.9		22.5(16.6) (12)	15.0(12.0) (37)				
LPGバス		軽量車 (車両総重量1.7t以下)	ガソリン(4947ℓ)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)	2.7(2.1) (44)	0.39(0.25) (93)			0.17(0.08) (98)	
			L P G		2.94	3.2(2.3) (20)	2.7(2.1) (28)	0.39(0.25) (91)		0.17(0.08) (97)		
			ガソリン(2947ℓ)		18.9	22.5(16.6) (12)	15.0(12.0) (37)			0.17(0.08) (100)		
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)	2.7(2.1) (44)			0.39(0.25) (93)		
			L P G		2.94	3.2(2.3) (20)	2.7(2.1) (28)			0.39(0.25) (91)		
			ガソリン		ppm	514	520(416) (19)			g/kWh	g/kWh	
L P G		485	440(352) (27)				7.9(6.2)	2.29(1.80)				
ディーゼル車		乗用車、貨物車、バス	ppm	567	670(510) (27)			乗用車、車両総重量1.7t以下 g/km 0.62(0.4)	重量車 g/kWh 3.8(2.9)			

(注) 平成12年規制以降、ガソリン、LPG車の中量車については車両総重量1.7t超3.5t以下、重量車については3.5t超となる。

13 年 規 制	14 年 度 規 制	15 年 規 制	16 年 度 規 制
	5.11(3.30) (84) 5.11(3.30) (72) 5.11(3.30) (84)		
3.36(2.10) (90) 3.36(2.10) (82)			
g/kWh 26.0(16.0) 26.0(16.0)			
	1.7t以下 (g/km) 0.98(0.63)	中置車g/km 0.98(0.63) 重置車(12t 以下)g/kWh 3.46(2.22)	重置車 (12t起) g/kWh 3.46(2.22)
	0.25(0.13) (97) 0.25(0.13) (96) 0.25(0.13) (99)		
0.17(0.08) (98) 0.17(0.08) (97)			
g/kWh 0.99(0.58) 0.99(0.58)			
	1.7 t 以下 g/km 0.24(0.12)	中置車g/km 0.24(0.12) 重置車(12t 以下)g/kWh 1.47(0.87)	重置車 (12t起) g/kWh 1.47(0.87)

(3) 粒子状物質、ディーゼル黒煙

排出物の種類	自動車の種類		単位	従来車の排出量	47年度規制	5年規制	6年規制	9年規制	10年規制	11年規制	
粒子状物質 (PM)	デ	乗用車 (車両重量 1.265t以下)	g/km				0.34(0.2)	g/km 0.14(0.08)			
		乗用車 (車両重量 1.265t超)							g/km 0.14(0.08)		
	ゼ	軽量車 (車両総重量 1.7t以下)						g/km 0.34(0.2)		g/km 0.14(0.08)	
		中量車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)						g/km 0.43(0.25)		(MT) g/km 0.18(0.09)	(AT) g/km 0.18(0.09)
	ル	重量車1 (車両総重量 2.5t超3.5t以下)								g/kWh 0.49(0.25)	
		重量車2 (車両総重量 3.5t超)								g/kWh 0.96(0.7)	(車両総重量12t以下) g/kWh 0.49(0.25)

排出物の種類	自動車の種類		14年規制	15年規制	16年規制
粒子状物質 (PM)	デ	乗用車 (車両重量 1.265t以下)	g/km 0.11 (0.052)		
		乗用車 (車両重量 1.265t超)			
	ゼ	軽量車 (車両総重量 1.7t以下)	g/km 0.11 (0.052)	g/km 0.12(0.06)	
		中量車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)		g/kWh 0.35(0.18)	
	ル	重量車1 (車両総重量 2.5t超3.5t以下)			
		重量車2 (車両総重量 3.5t超)			(車両総重量12t超) g/kWh 0.35(0.18)

(4) ディーゼル黒煙

排出物の種類	自動車の種類		単位	従来車の排出量	47年度規制	5年規制	6年規制	9年規制	10年規制	11年規制	
粒子状物質 (PM)	デ	乗用車 (車両重量 1.265t以下)	%		50%		40%	25%			
		乗用車 (車両重量 1.265t超)							25%		
	ゼ	軽量車 (車両総重量 1.7t以下)						40%		25%	
		中量車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)						40%		(MT) 25%	(AT) 25%
	ル	重量車1 (車両総重量 2.5t超3.5t以下)								25%	
		重量車2 (車両総重量 3.5t超)								40%	(車両総重量12t以下) 25%

資料 2 - 13 使用過程率規制

排出 ガス の 種類	自動車の 種類	認 定 方 法	実 施 時 期											
			45年	47年	48年	48年	50年	50年	平成5年	6年	9年	10年	11年	15年
			8月1日	10月1日	5月1日	10月1日	1月1日	6月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
一 酸 化 炭 素 (CO)	ガソリン・ LPG車	ア イ ド	5.5%	(軽自動 車除く) 4.5%	48年度規 制以前の 車・排出 ガス減少 装置又は 点火時期 調整の義 務付け	(軽自動 車のみ) 4.5%						(4リットル のみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%		
							(乗用車 のみ) 1,200ppm	(乗用車 以外) 1,200ppm					(4リットル のみ) 軽自動車 500ppm その他 300ppm	
炭 化 水 素 (HC)	ガソリン・ LPG車	リ ン グ 時					3,300ppm	3,300ppm						
			4リットル				7,800ppm	7,800ppm						
			特殊 インテック											
デ ィ ー ゼ ル 黒 煙	ディーゼル車	無 負 荷 急 加 速 時					50%		軽・ 中量車 40%	乗用車・ 重量車 40%	車両総重 量3.5t以 下の貨物 車・バス 及び 車両重量 1.265t以 下の乗用 車 25%	車両総重 量3.5t超 1.2t以 下の貨物 車・バス 及び 車両重量 1.265t超 の乗用車 25%	車両総重 量 1.2 t 超の貨物 車・バス 25%	軽油を 燃料とす る特殊自 動車

資料 2-14 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位：g/km)

車種	燃料	新車			使用過程車			
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			7,800ppm

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 2-15 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	1%以下
	MTBE (メチルターシャリブチルエーテル)	7体積%以下
軽油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

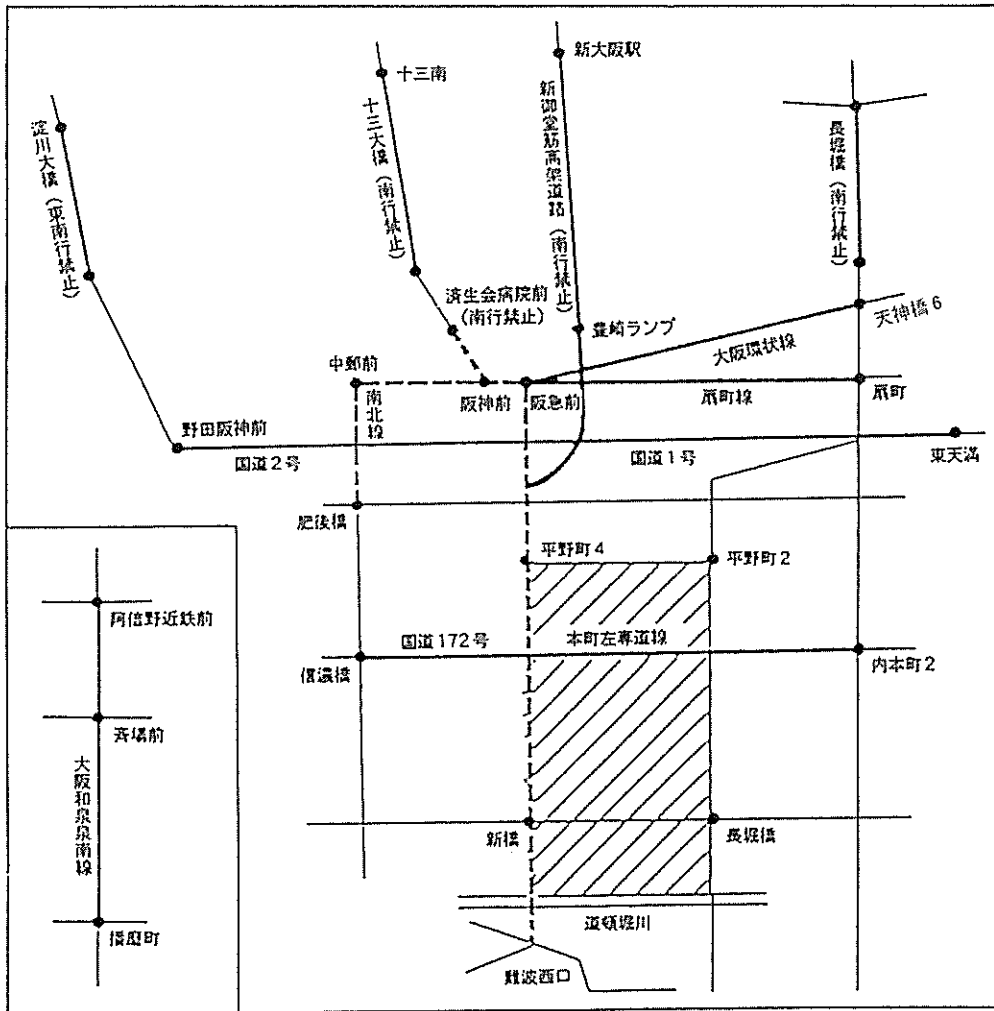
資料2-17 車種別・燃料別LEV-6指定型式数

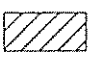


平成13年7月現在

	乗 用 車				軽 貨 物 車				バ ス ・ ト ラ ッ ク 等						合 計		
	1.7 t 以下		1.7 t 超える3.5 t 以下		1.7 t 以下		1.7 t 超える3.5 t 以下		1.7 t 以下		1.7 t 超える3.5 t 以下		3.5 t 超				
	T-LEV	LEV	U-LEV	次期規制レベル	T-LEV	LEV	U-LEV	次期規制レベル	T-LEV	LEV	U-LEV	次期規制レベル	T-LEV	LEV		U-LEV	
ガソリン	244	97	8	69	0	3	0	0	9	2	0	85	0	9	0	28	554
軽油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	277	277
L P G	3	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	6	0	0	0	70	81
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
合 計	248	97	8	71	0	3	0	0	9	2	0	91	0	9	0	377	915

(注) 次期規制レベルには、旧基準による指定型式を含んでいる。

資料 2-18 都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止（日曜、休日を除く）



	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止（本町左専道線、南久宝寺町通、三休橋筋、築港深江線高架部分、国道308号、周防町通を除く）9時～19時
	大型貨物自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 9時～19時
	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 国道1・2号、国道172号、本町左専道線、扇町線、大阪環状線、長柄橋、新御堂筋、十三大橋、淀川大橋 9時～19時 大阪和泉泉南線（斎場前～播磨町）8時～10時 16時～18時 大阪和泉泉南線（阿倍野近鉄前～斎場前）8時～20時

資料 2-19 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容

啓発媒体	内 容
ラ ジ オ	朝夕の通勤時間帯に、不要なアイドリングの停止を訴えかけるスポット放送を行った。(1回20秒、在阪5局延べ50回、12月1日(金)～25日(月)までの土・日を除く17日間)
街 頭 キャンペーン	活力自治体フェア会場及び集客施設周辺においてアンケート及びリーフレットを配付した。(平成13年2月6日(火)～8日(木)〔活力自治体フェア〕、2月10日(土)～12日(月))
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布した。他に、大阪商工会議所と共同で市内の事業所に配布した。また、保健所(26カ所)、区役所(29カ所)に設置した。
ポ ス タ ー	地下鉄車内吊り(12月16日(土)～18日(月)、他6回)、市関係庁舎(12月～3月)、地下鉄駅構内掲示板(2月下旬、3月下旬)、市内広報板(12月・3月上旬)、市立小学校(12月～3月)
コンピュート サ イ ン	マルビル屋上のコンピュートサインにおいて、クリーンドライビングを呼びかける広告を放映した。(12月上旬、1日2回) 屋外放映媒体(梅田・難波・天王寺)で同様に放映(12月～3月)
啓 発 ビ デ オ の 放 映	地下鉄モールボード及び市内地下街(4カ所)の大型ビジョンで放映(通年)
啓 発 ス テ ッ カ ー	市バス(路線バス)全車両にアイドリング停止を呼びかけるステッカーを添付した。(通年)
啓 発 グ ッ ズ の 配 布	各種イベント等において、ポケットティッシュ等のグッズを配付した。

(注) ラジオスポット放送(朝日、毎日、大阪、FM802, f m OSAKA)

資料 3-1 神崎川水域における BOD の経年変化

(単位：mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	小松橋	神崎川	E	3.1	1.2	3.8	3.2	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4
2	吹田橋	〃	E	5.1	5.6	6.5	6.7	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4
3	新三国橋	〃	E	4.0	2.6	2.8	3.7	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1
4	神崎橋	〃	E	2.3	2.0	2.4	4.1	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9
5	千船橋	〃	E	2.3	1.9	1.7	3.2	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4
6	辰巳橋	〃 (左門殿川)	E	2.6	2.0	2.2	3.2	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3
7	新京阪橋	安威川	E	7.0	6.6	5.7	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9

(注) 数値は年平均値である。

資料 3-2 淀川水域における BOD の経年変化

(単位：mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8	JR 赤川鉄橋	淀川	B	1.8	1.8	2.0	2.5	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6
9	伝法大橋	〃	D	2.5	3.1	3.1	5.4	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5

(注) 数値は年平均値である。

資料 3-3 寝屋川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
10	今津橋	寝屋川	E	* 11	* 11	*9.7	* 11	* 12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4
11	新喜多大橋	〃	E	9.5	* 11	* 14	* 12	9.6	* 11	*9.7	7.2	6.4	7.9
12	京橋	〃	E	5.1	4.4	4.7	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2
13	徳栄橋	古川	E	11	* 11	* 13	* 14	* 12	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	* 10	* 13	* 15	* 13	* 13	* 13	* 10	6.9	*8.3	*9.1
15	下城見橋	〃	E	6.5	7.2	12	* 10	* 12	* 14	* 10	*9.2	7.4	7.2
16	中竹淵橋	平野川	E	* 25	* 23	* 23	* 29	* 29	* 28	* 23	* 17	* 18	* 18
17	安泰橋	〃	E	* 34	* 29	* 31	* 31	* 28	* 27	* 22	* 14	* 16	* 14
18	睦橋	〃	E	* 21	* 18	* 19	* 27	* 14	* 19	* 12	* 11	*9.1	9.1
19	南弁天橋	〃	E	* 18	* 15	* 14	* 22	* 16	* 18	* 14	6.9	8.4	8.2
20	城見橋	〃	E	8.1	8.1	* 12	* 11	* 12	* 14	* 11	8.9	7.3	7.2
21	片一橋	平野川分水路	E	8.6	11	* 10	8.0	9.0	* 10	7.8	5.8	6.9	6.6
22	天王田大橋	〃	E	5.5	5.3	9.2	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7
23	赤川橋	城北川	C	2.9	2.8	3.1	3.0	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

資料3-4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
24	毛馬橋	大川	C	1.8	2.0	2.0	2.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8
25	桜宮橋	〃	C	2.1	1.9	1.8	2.5	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7
26	天神橋(右)	堂島川	C	2.5	2.9	4.0	4.2	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	4.0	*5.6	*5.2	*5.4	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7
28	天保山渡	安治川	C	1.8	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	2.2	2.2	2.8	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3
30	春日出橋	六軒家川	C	2.1	2.2	3.1	*4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2
31	本町橋	東横堀川	—	3.2	3.8	4.1	5.2	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8
32	大黒橋	道頓堀川	C	2.9	3.0	2.4	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.2	2.5	3.1	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2
34	千本松渡	木津川	C	2.6	2.7	3.1	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2
35	船町渡	木津川運河	C	2.3	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	6.2	*5.0	5.9	*6.5	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
 3. 類型は平成4年度以降のものである。

資料3-5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
37	浅香 新取水口	大和川	C	*8.2	*12	*13	*17	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2
38	遠里小野橋	〃	D	6.9	*9.5	*11	*20	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5

- (注) 1. 数値は年平均値である。
 2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料 3-6 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位：mg/L)

No.	調査地点	類型	H. 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
39	神崎川河口	C	4.9	4.7	4.8	5.3	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2
40	中島川河口	C	5.1	5.0	5.4	6.4	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7
41	淀川河口	C	4.1	4.0	4.1	4.9	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2
42	正蓮寺川河口	C	5.2	4.7	4.7	6.1	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3
43	木津川河口	C	4.7	4.8	5.2	4.8	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6
44	No. 5 ブイ跡	C	3.8	3.5	3.9	4.2	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6
45	第一号岸壁	C	4.0	4.1	4.5	4.6	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9
46	No. 25 ドルフィン	C	4.1	4.1	4.5	5.6	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1
47	北港沖 1,000 m	C	3.9	3.3	3.4	3.6	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5
48	関門外 1,200 m	C	3.7	3.3	3.5	3.4	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9
49	南港	C	3.8	3.6	3.6	3.9	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9
50	大阪湾 C-3	C	3.3	3.3	3.4	3.9	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4

(注) 数値は年平均値である。

資料3-7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成12年度）

① 河川（38地点）

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	E	6.9~7.5	9.2	3.4 (3.6)	6.5	11
2	吹田橋	〃	E	7.3~7.6	7.7	5.4 (5.9)	7.3	14
3	新三国橋	〃	E	7.0~7.6	7.4	3.1 (3.7)	6.1	8
4	神崎橋	〃	E	7.0~7.5	7.3	2.9 (3.2)	6.0	7
5	千船橋	〃	E	7.1~7.9	7.1	2.4 (2.5)	7.1	11
6	辰巳橋	〃(左門殿川)	E	7.0~7.7	7.0	2.3 (2.4)	5.7	6
7	新京阪橋	安威川	E	7.2~7.8	7.6	3.9 (3.9)	6.6	8
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.2~7.8	9.2	1.6 (2.0)	3.9	7
9	伝法大橋	〃	D	7.3~8.8	10	3.5 (4.2)	5.5	9
10	今津橋	寝屋川	E	6.8~7.4	3.2	9.4 (9.4)	15	11
11	新喜多大橋	〃	E	7.1~7.5	3.8	7.9 (9.3)	11	13
12	京橋	〃	E	6.7~7.4	7.2	5.2 (5.9)	11	11
13	徳栄橋	古川	E	6.7~7.3	3.2	7.8 (9.2)	12	11
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	6.9~7.5	5.2	9.1 (11)	12	11
15	下城見橋	〃	E	6.6~7.3	4.3	7.2 (8.9)	14	9
16	中竹渚橋	平野川	E	7.2~7.4	3.9	18 (20)	24	16
17	安泰橋	〃	E	7.1~7.5	4.6	14 (21)	20	13
18	睦橋	〃	E	7.0~7.5	5.2	9.1 (10)	16	11
19	南弁天橋	〃	E	6.4~7.6	2.3	8.2 (9.2)	17	11

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
20	城見橋	平野川	E	6.7~7.2	3.9	7.2 (8.5)	15	9
21	片一橋	平野川分水路	E	6.9~7.5	4.1	6.6 (7.4)	14	7
22	天王田大橋	◇	E	6.7~7.2	4.4	5.7 (6.2)	15	7
23	赤川橋	城北川	C	7.3~7.6	8.5	1.7 (2.1)	4.4	9
24	毛馬橋	大川	C	7.4~7.7	9.0	1.8 (2.3)	4.2	8
25	桜宮橋	◇	C	7.0~7.5	9.5	1.7 (1.9)	4.7	11
26	天神橋 (右)	堂島川	C	6.7~7.5	8.7	2.3 (2.3)	5.4	10
27	天神橋 (左)	土佐堀川	C	6.7~7.4	7.8	3.7 (4.3)	7.5	11
28	天保山渡	安治川	C	7.4~8.0	7.0	1.6 (1.8)	4.1	10
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	6.9~8.0	5.9	3.3 (2.8)	6.6	11
30	春日出橋	六軒家川	C	7.0~7.9	6.8	2.2 (2.6)	7.1	10
31	本町橋	東横堀川	-	6.9~7.4	6.6	3.8 (5.3)	6.6	9
32	大黒橋	道頓堀川	C	6.7~7.8	7.1	3.3 (3.8)	7.6	11
33	甚兵衛渡	尻無川	C	6.9~7.5	6.4	2.2 (2.2)	6.1	9
34	千本松渡	木津川	C	7.1~7.6	6.0	2.2 (2.1)	6.6	9
35	船町渡	木津川運河	C	7.3~8.2	6.8	1.9 (2.1)	6.2	12
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	6.9~7.6	5.4	3.9 (4.7)	9.2	10
37	浅香 新取水口	大和川	C	7.6~7.8	8.7	6.3 (7.2)	9.2	17
38	遠里小野橋	◇	D	7.7~8.1	9.2	4.5 (6.0)	8.1	15

(注) 数値は年平均値である。ただし () の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域 (12地点)

No	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口	C	7.3~8.2	6.5	6.2 (7.0)	2.2	4.2	0.42	—
40	中島川河口	C	7.3~8.1	6.2	5.7 (6.8)	2.7	—	—	—
41	淀川河口	C	7.4~8.4	7.9	5.2 (5.3)	2.4	2.3	0.23	—
42	正蓮寺川 河 口	C	7.4~8.6	7.5	5.3 (6.0)	3.4	—	—	—
43	木津川河口	C	7.2~8.0	6.2	5.6 (5.7)	1.9	4.0	0.25	—
44	No5 ブイ跡	C	7.6~8.3	7.4	4.6 (4.7)	1.8	2.3	0.16	—
45	第一号岸壁	C	7.6~7.9	6.3	3.9 (4.1)	1.8	—	—	—
46	No25 ドルフィン	C	7.7~8.7	8.7	4.1 (4.4)	2.7	2.0	0.15	—
47	北港沖 1,000m	C	7.8~8.4	8.0	3.5 (4.1)	2.4	1.2	0.11	—
48	関門外 1,200m	C	7.9~8.4	7.6	4.9 (5.2)	1.9	1.5	0.10	—
49	南 港	C	7.8~8.4	7.0	4.9 (4.8)	2.2	2.1	0.14	—
50	大 阪 湾 C-3	C	7.9~8.5	8.4	3.4 (3.9)	—	1.3	0.096	ND

- (注) 1. 数値は年平均値である。ただし () の数値は日間平均値の75%値を示す。
 2. 河口中央の調査地点は昭和55年度から海域として評価している。
 3. 大阪湾C-3は、表層での調査結果である。

資料 3-8 河川観測局における水質経年変化（年平均値）

（単位：COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニア：mg/L、
水溫：℃、電気伝導度：μS/cm、酸化還元電位：mV）

水域	観測局	年度 項目	平成	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			3									
神 崎 川	下 新 庄 （ 神 崎 川）	C O D	6.1	5.8	5.9	7.3	6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2
		溶 存 酸 素	6.3	6.7	7.2	5.7	6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	2.5
		水 温	18	18	17	19	18	18	18	19	19	18
		p H	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁 度	28	26	25	23	25	21	23	21	21	21
		電 気 伝 導 度	349	340	343	503	446	387	352	363	409	403
		ア ン モ ニ ア	1.8	1.9	2.3	5.4	3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8
	出 来 島 （ 神 崎 川）	C O D	5.5	5.2	5.2	5.8	6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2
		溶 存 酸 素	3.5	3.8	4.4	3.7	4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5
		水 温	19	19	18	20	18	18	18	19	19	18
		p H	7.4	7.4	7.3	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4
		濁 度	23	14	17	14	18	16	17	14	12	12
		ア ン モ ニ ア	—	—	—	(2.1)	2.6	2.7	2.3	2.3	—	—
		寝 屋 川	今 津 橋 （ 寝 屋 川）	C O D	(17)	14	12	15	14	13	12	11
溶 存 酸 素	(0.9)			0.5	0.7	0.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4
水 温	(12)			19	21	21	19	20	19	20	20	20
p H	(7.1)			7.0	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0
濁 度	(42)			35	30	25	26	29	26	26	23	21
電 気 伝 導 度	(655)			519	446	618	529	528	483	475	480	495
塩 素 イ オ ン	(142)			99	68	138	102	106	—	—	—	—
ア ン モ ニ ア	—			—	—	—	—	—	11	11	9.1	7.9
京 橋 （ 寝 屋 川）	C O D		10	9.4	9.2	10	10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5
	溶 存 酸 素		3.7	3.8	3.8	3.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6
	水 温		19	19	19	20	18	18	19	19	20	20
	p H		7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	濁 度		29	27	28	30	32	30	30	26	26	24
	電 気 伝 導 度		421	426	412	561	494	425	399	396	400	396
	酸 化 還 元 電 位		+ 21	+ 11	+ 9	+ 68	+ 77	+ 56	+ 97	—	—	—
	ア ン モ ニ ア		—	—	—	5.5	6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4
衛 門 橋 （ 平 野 川）	C O D		16	15	14	15	15	14	13	12	13	12
	溶 存 酸 素		0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2
	水 温		20	19	19	21	19	20	20	20	20	20
	p H		6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9
	濁 度		19	18	16	14	14	15	14	12	17	17
	電 気 伝 導 度		555	528	539	640	591	582	527	520	548	565
	酸 化 還 元 電 位		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ン モ ニ ア	11	9.2	8.4	10	12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	

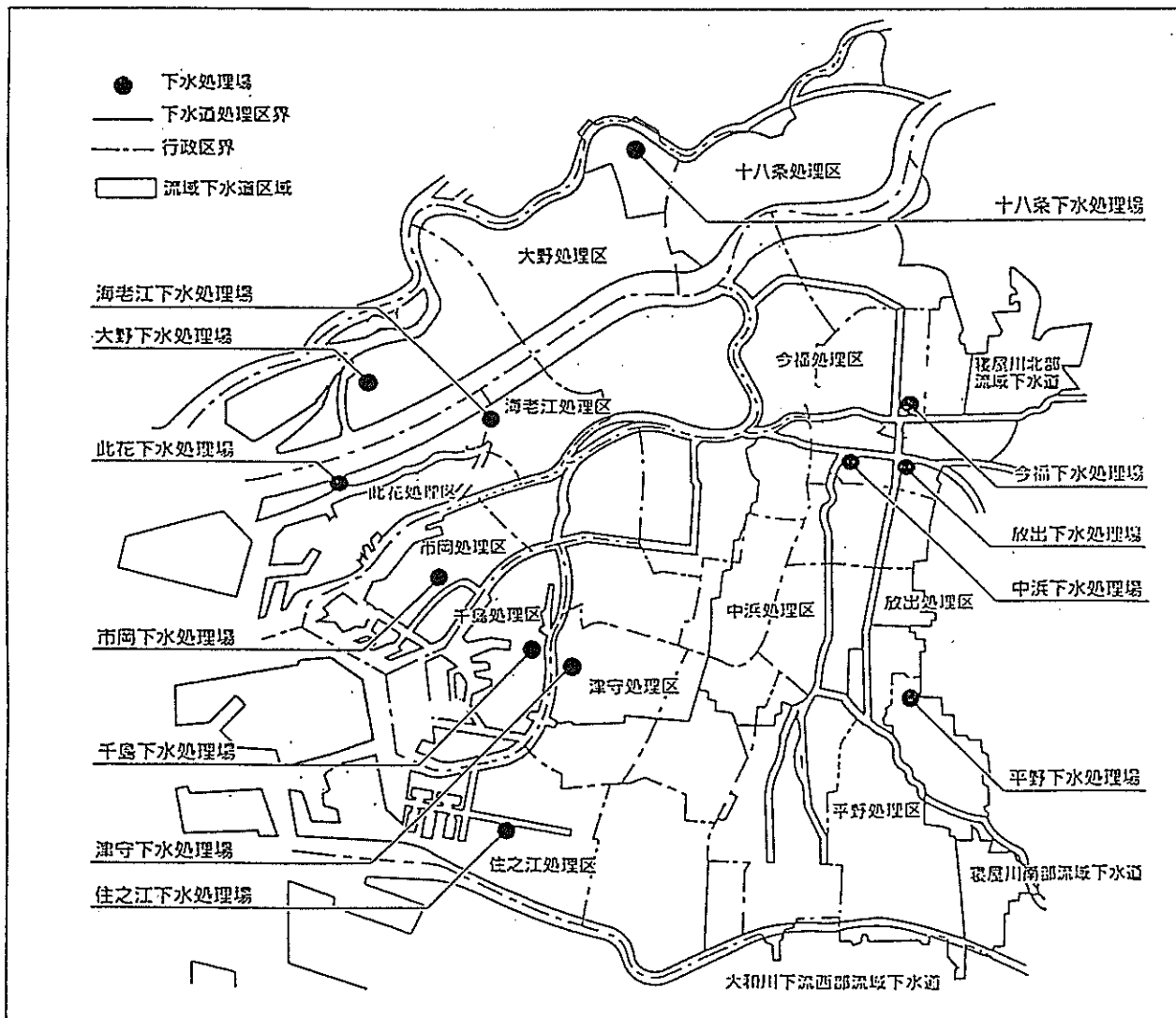
水域	観測局	年度 項目	平成	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			3									
大 阪 市 内 河 川	大 黒 橋 （道頓堀川）	C O D	5.8	5.7	5.2	5.5	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2
		溶存酸素	4.0	4.2	4.2	3.8	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8
		水温	18	18	17	19	18	18	18	19	18	18
		p H	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1
		濁度	15	14	17	13	12	12	9	7	5	7
		電気伝導度	*3,121	*3,332	*3,250	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948
		酸化還元電位	+18	+17	+19	+20	+51	-	-	-	-	-
		アンモニア	-	-	-	-	-	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2
	安 治 川 （安 治 川）	C O D	4.4	4.8	4.5	5.2	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0
		溶存酸素	6.3	6.5	6.7	5.9	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7
		水温	18	18	17	19	18	(10)	18	18	18	19
		p H	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4
		濁度	18	18	20	14	18	(15)	16	15	13	13
		アンモニア	1.9	1.8	1.9	2.6	2.7	(1.7)	1.2	1.3	-	-
	千 本 松 （木 津 川）	C O D	4.3	4.3	4.3	4.7	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7
		溶存酸素	3.3	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1
		水温	19	18	18	19	18	18	19	(14)	19	19
		p H	7.3	7.4	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5
		濁度	12	11	10	8	9	9	9	(12)	9	4
	尻 無 川 （尻 無 川）	C O D	5.0	4.7	4.3	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6
		溶存酸素	3.8	3.2	3.6	3.3	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6
		水温	18	19	17	19	17	18	18	19	19	19
		p H	7.2	7.1	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2
		濁度	17	15	16	14	17	18	18	14	6	6
	アンモニア	-	(2.3)	2.4	2.1	2.0	2.2	1.8	2.1	-	-	
	大 川 （天 川）	C O D	4.1	4.2	4.0	4.2	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6
		溶存酸素	8.2	8.6	8.8	8.5	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8
		水温	17	17	16	18	16	17	18	18	18	17
p H		7.2	7.2	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	
濁度		27	23	26	16	19	18	17	18	17	15	
電気伝導度		167	171	168	213	188	185	173	163	175	179	
塩素イオン		20	23	20	26	21	21	18	-	-	-	
アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.1	0.2		

(注) ①-は非測定 ②()は有効測定日数(1日あたり12時間以上測定の日)が年間1/2未満

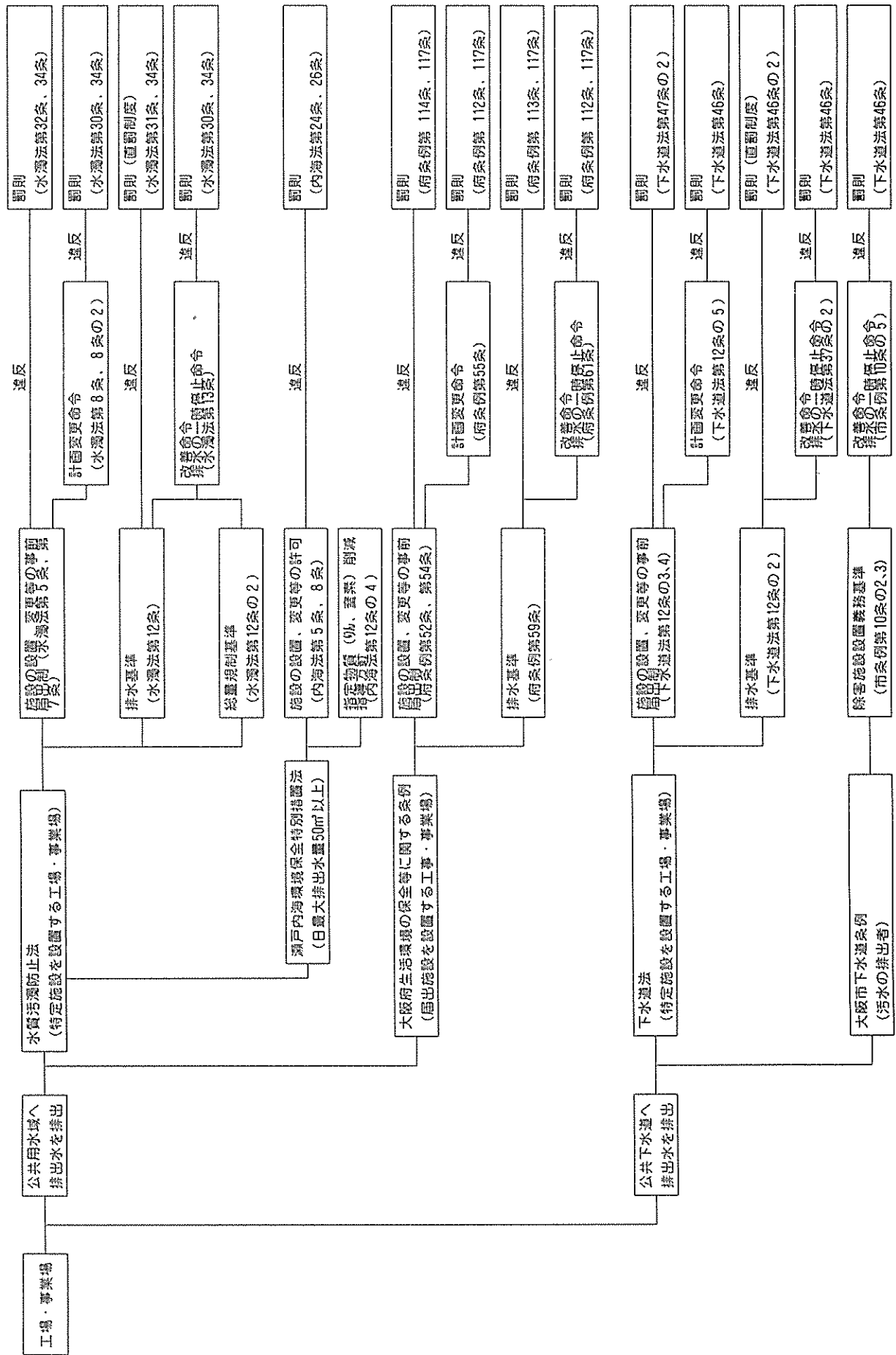
③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当

資料 3-9 下水処理区と下水処理場

市内は、12の処理区と3つの流域下水道の区域に分けられている。



資料 3-10 水質関係法律・条例による規制の仕組み



資料 3-11 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数

	行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	19		21
	淀川	1	1		2
大阪市 内河川	西淀川		1		1
	北		3		3
	福島		1		1
	此花	1	20	1	22
	西		1		1
	港		1		1
	大正	5	9		14
	東淀川	1			1
	中央		1		1
	住之江	1	1	2	4
	西成	1	1	1	3
寝屋川	旭	1			1
	城東	2	4		6
	鶴見	1			1
	平野	1	2		3
大和川	平野		8		8
計		17	73	4	94

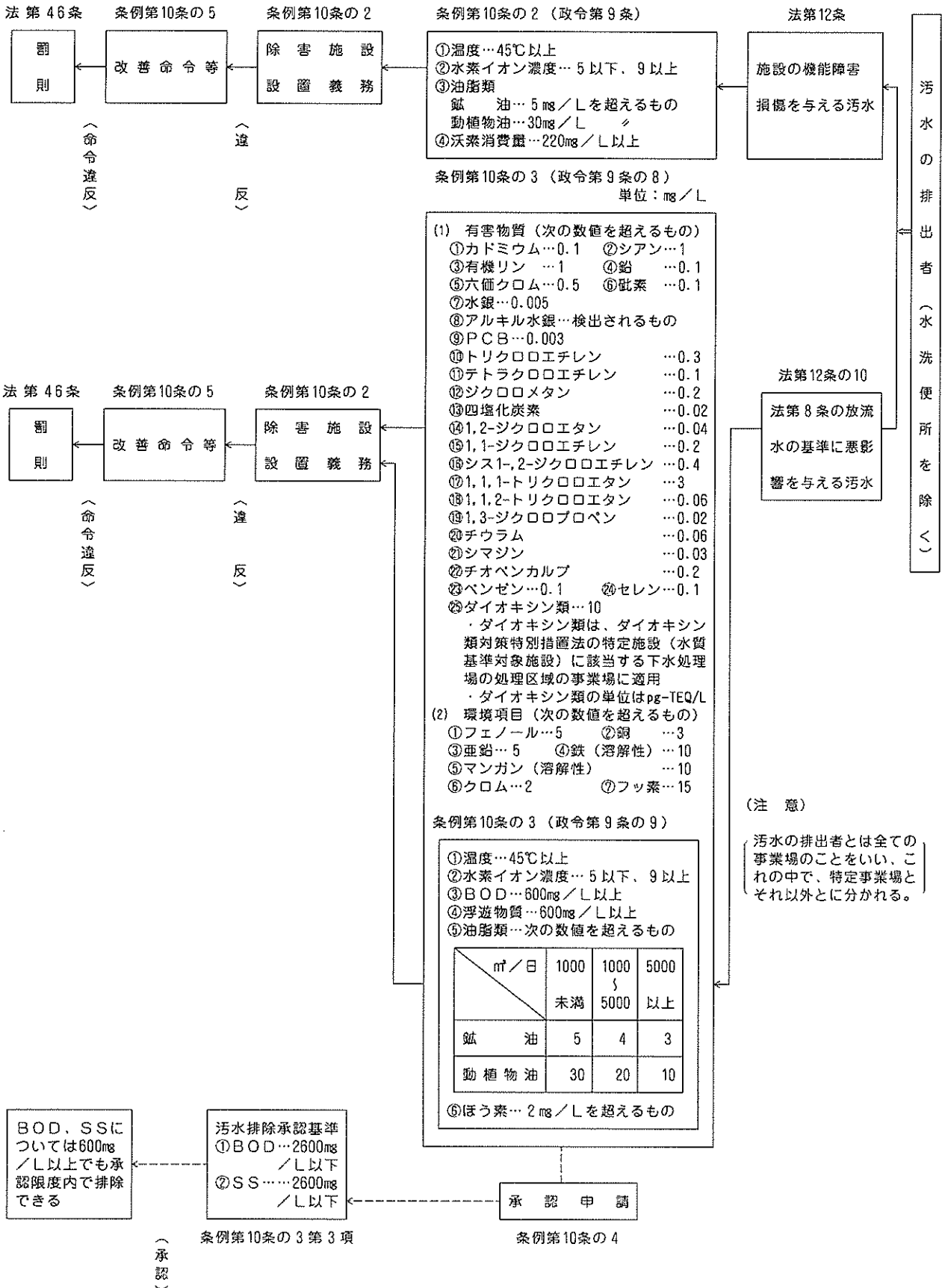
(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。
2. 大阪市内12下水処理場を含む。

資料 3-12 水質関係 法律・条例届出受理件数

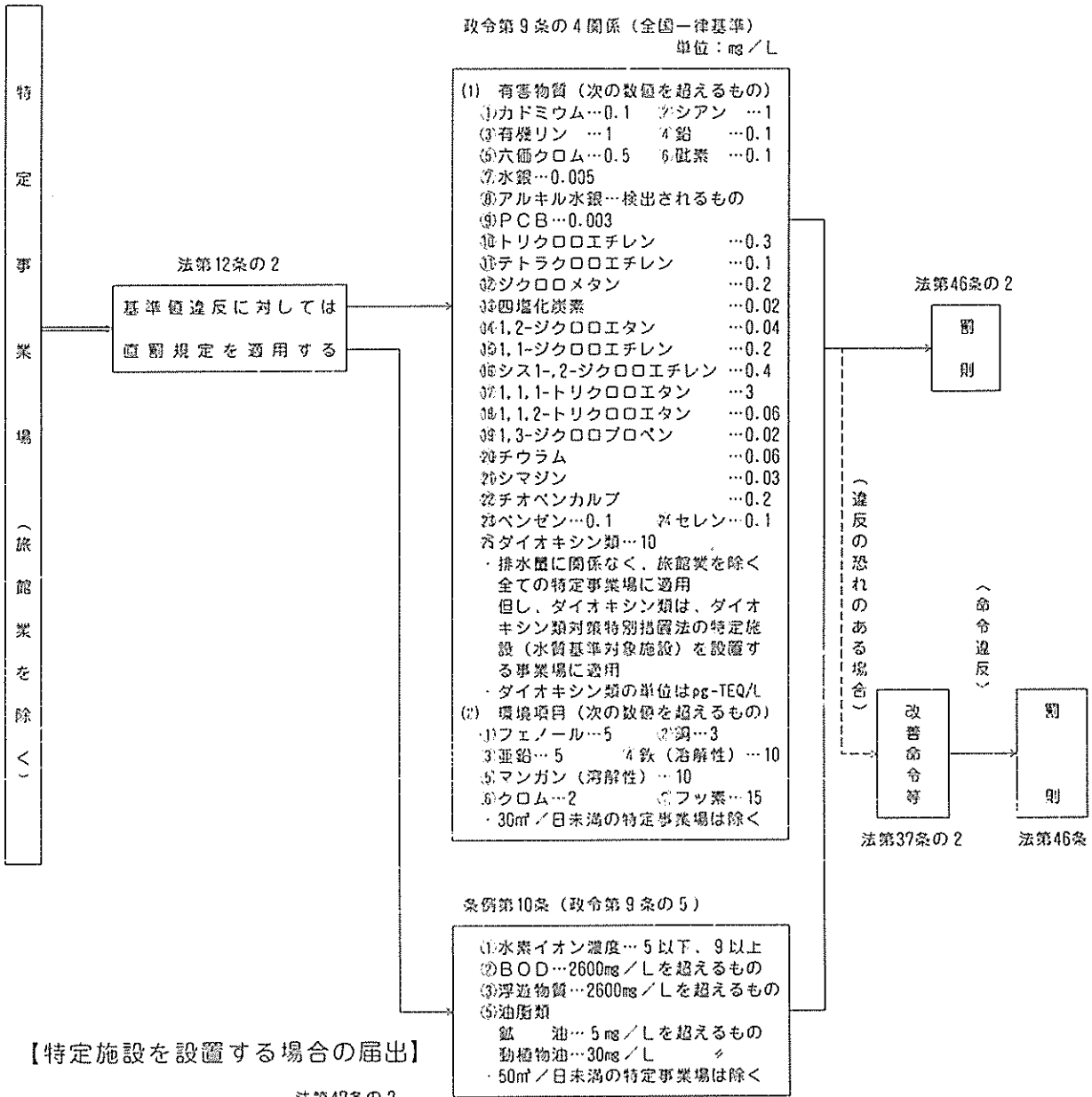
行政区	法律・条例 瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
西淀川	4	5	
淀川	3		
北		2	
此花	2	14	
西		1	
大正	7	5	
中央		2	
東淀川	1		
住之江	1		
西成			2
旭	1		
城東	2		
鶴見	1		
平野		5	
計	22	34	2

資料 3-13 下水道法等の排水規制（平成13年 3月31日現在）

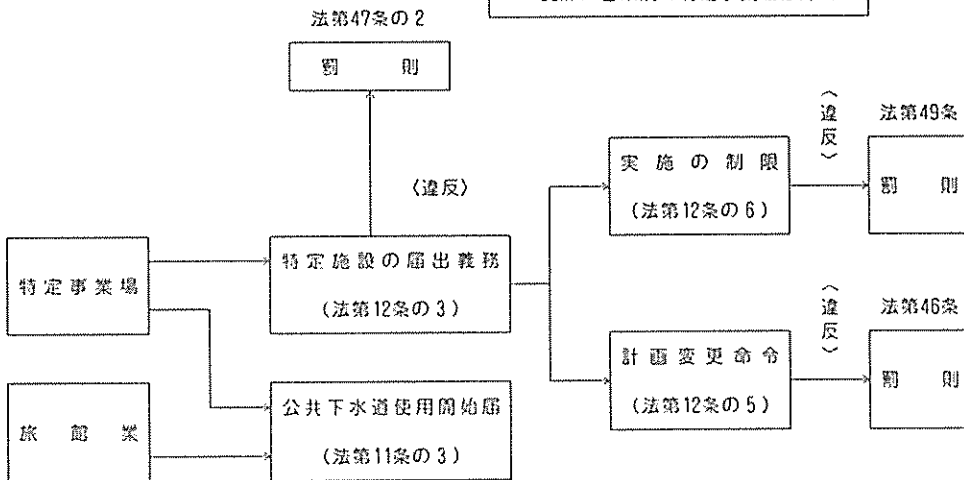
〔除害施設の設置義務規定に係るもの〕



〔特定事業場に対する直罰規定に係るもの〕



【特定施設を設置する場合の届出】



資料 3-14 特定事業場・除害施設必要事業場数

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	373	291
東淀川	239	143
淀川	413	255
福島	148	105
西淀川	245	245
此花	135	110
旭	160	81
都島	167	104
城東	311	167
鶴見	177	137
東成	319	221
生野	485	207
中央	307	260
天王寺	147	109
浪速	135	73
西	179	123
大正	169	100
港	154	93
住吉	192	97
住之江	243	195
西成	312	129
阿倍野	212	62
東住吉	313	128
平野	368	240
合計	5,903	3,675

資料 3 - 15 木津川底質対策

1. 経過について

昭和50年 2月	PCB定点調査により、木津川千本松渡でPCB検出(14ppm)
昭和50年 10月	環境庁がPCBを含む底質の暫定除去基準を10ppmに設定
昭和54年 3月	昭和51年～53年度調査により、汚染範囲がほぼ確定
昭和57～62年度	汚染原因者調査の実施(原因者特定できず)
昭和63年 3月	大阪地域公害防止計画の中で浚渫等所要の対策を講ずることを明記
平成 2年 1月	公共事業として除去工事を行い、夢洲の一部に埋立処分することを決定
平成 2年 7月	PCBを含む浚渫土砂を夢洲4区に埋立てるよう埋立免許変更
平成 4年 3月	PCB処分地護岸工事着工
平成 8年 3月	浚渫土量の精密調査(土砂量約45万m ³ 確定)
平成 9年 3月	PCB処分地の護岸完成
平成10年 2月	浚渫・除去工事開始
平成13年 3月現在	約44万m ³ を浚渫・埋立処分、約4千m ³ を固化処分

2. 工事概要

- ・ 規 模：浚渫土量；約47万m³(浚渫面積約11ha)
 処分地 ；約 4.4ha
- ・ 護岸構造：二重鋼矢板構造(鋼矢板の間隔15m)とし、鋼矢板間に山砂を入れている。
 内側の鋼矢板は、不透水層である粘土層まで打ち込まれていることと鋼矢板の間の山砂により、PCBを含む土粒子の浸出を防止している。
- ・ 工 期：平成3年度～平成13年度(計画)

3. 工事に関する環境への配慮

昭和49年5月30日付け環境庁水質保全局長通知「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に則り、施工及び環境監視を実施している。

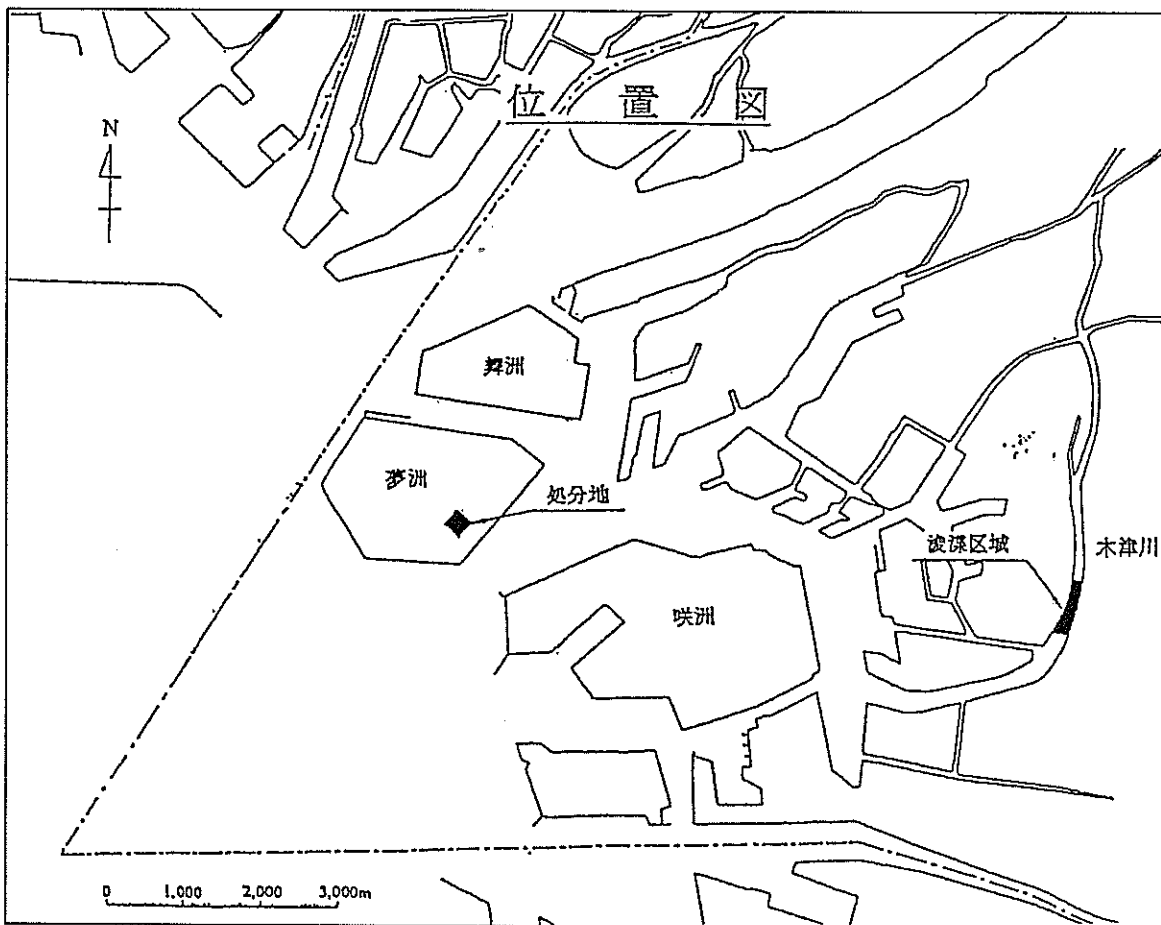
- ・ 上記の護岸構造により土粒子の浸出を防止する。
- ・ 浚渫工事では、密閉クラブ式浚渫船、汚濁防止膜の設置を行うとともに、浚渫土砂の運搬にあたっては、船体構造が密閉式の土運船を使用している。
- ・ 処分地への浚渫土砂の搬入については、処分地外の海域に落下しないよう、鋼製の中空構造となっている配送管を用いて圧送船により処分地に圧送している。
- ・ 余水処理の方法としては、処理後の放流水の水質を濁度60度〔カオリン〕以下となるよう、凝集沈澱に急速ろ過を加えた方式を採用している。
- ・ 環境監視として、浚渫区域周辺及び処分地周辺において水質監視を行い、クロスチェックを実施している。また、余水吐からの流出水についても水質を監視し、二次汚染の防止に万全を期している。
- ・ この結果、平成10年2月の工事開始後も工事地点周辺の河川水及び処分地前面の海水からPCBは

検出されていない。

なお、大阪港湾区域及び木津川河口周辺における魚介類PCB濃度調査を昭和51年度より実施しており、その結果を別表に示す。

4. 処分地管理計画

- ・ 工事完了後の環境監視計画：処分地周辺及び余水からの流出水について水質を監視する。また、処分地の二重鋼矢板間に観測井を設けて、地下水の水質監視を行う。
- ・ 処分地の土地利用計画：埋立終了後は、十分な厚さの覆土を行い、完全に封じ込める。跡地はコンテナヤードなど物流関連施設として利用する計画であり将来にわたり公共で管理していく。



魚介類 P C B 濃度調査結果

暫定的規制値； 3 p p m

年度	PCB濃度；最小～最大（平均値）	検体数	試料魚種
S51	<0.01～0.03 (0.02)	4	ボラ、サバ、イワシ、アジ
S52	0.07～0.62 (0.28)	8	ボラ、サバ、スズキ、ハゼ
S53	0.03～0.7 (0.30)	17	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ
S54	0.001～0.41 (0.16)	10	ボラ、スズキ、セイゴ、コノシロ
S55	<0.001～0.4 (0.17)	11	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ、アジ
S56	0.054～0.4 (0.13)	11	セイゴ、ハゼ、サヨリ、アブラメ、コノシロ
S57	0.2～1.4 (0.8)	5	サバ、イワシ、セイゴ
S58	0.14～0.51 (0.36)	10	ボラ、サバ、セイゴ
S59	0.20～0.89 (0.57)	15	ボラ、サバ、セイゴ、サヨリ
S60	0.19～0.85 (0.63)	15	ボラ、セイゴ、イワシ、コノシロ
S61	0.12～0.86 (0.38)	15	サバ、セイゴ、サヨリ、メナダ、カタクチイワシ
S62	0.11～0.43 (0.24)	15	セイゴ、サヨリ、メナダ
S63	0.14～0.89 (0.43)	15	フナ、メナダ、セイゴ、サバ、マイワシ
H元	0.16～0.87 (0.45)	15	ボラ、メナダ、サバ、マアジ、カタクチイワシ、タチウオ、セイゴ、サヨリ
H2	0.18～1.13 (0.56)	15	スズキ、サバ、ボラ、マアジ、マルアジ、コノシロ、カタクチイワシ
H3	0.18～0.73 (0.35)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、マアジ、メナダ、ボラ、サヨリ
H4	0.12～0.50 (0.25)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、ボラ、メナダ、マアジ
H5	0.09～0.53 (0.26)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、イワシ、メナダ、マアジ
H6	0.14～0.97 (0.46)	15	メナダ、コノシロ、ボラ、スズキ、アジ
H7	0.03～0.95 (0.42)	15	メナダ、スズキ、ハネ、コバ、ハマチ、シログチ、ウオゼ
H8	0.09～0.87 (0.24)	15	スズキ、ハネ、セイゴ
H9	0.09～0.40 (0.18)	15	スズキ、ボラ
H10	0.08～0.63 (0.22)	15	スズキ
H11	0.16～0.65 (0.34)	15	スズキ、クロダイ
H12	0.04～0.46 (0.17)	15	スズキ、クロダイ

- (注) 1. 大阪港湾区域及び木津川河口周辺で採取した魚類を調査対象とした。
 2. 試料は可食部のみで作成し、PCB濃度の単位はppm【mg/湿試料-kg】である。

資料 4 - 1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成13年 3 月末現在）

事項 区名	大阪府生活環境の 保全等に関する条例		事項 区名	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
	騒音規制法			騒音規制法	
北	563	487	東淀川	166	198
都島	154	197	東成	279	307
福島	173	286	生野	308	293
此花	112	186	旭	78	304
中央	784	749	城東	320	268
西	346	352	鶴見	166	127
港	145	222	阿倍野	111	232
大正	57	216	住之江	111	289
天王寺	209	218	住吉	52	120
浪速	201	268	東住吉	128	119
西淀川	306	322	平野	354	236
淀川	392	372	西成	197	227

合計 特定工場・事業場数（法）：5,712
届出工場・事業場数（条例）：6,595

資料 4 - 2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく
特定（届出）施設の年度別届出件数

種別	平成 8		9		10		11		12	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	53	52	54	76	38	69	53	69	89	57
使用届	0	0	3	2	1	0	0	0	4	1
数の変更届	4	6	3	6	3	4	7	6	26	12
騒音防止の方法変更届	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0
氏名等変更届	398	76	98	34	81	18	66	59	331	103
全廃届	18	16	15	24	8	28	16	16	12	13
承継届	9	1	2	0	9	4	34	16	9	7
計	482	151	178	142	140	123	176	166	472	193

資料 4 - 3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）

（平成12年度）

工場・事業場騒音苦情件数	業 種 別		発生施設別		従業員数別			
322件	製 造 業	金属製品製造	59	届 出 施 設	金属加工機械	23	1～ 5人	169
		食品製造	10		圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂・成型機 等	61		
		機械器具製造	15					
		出版印刷	8					
		プラスチック製品製造業	12					
		その他の製造業	49	カラオケ装置	61	20～ 50人	33	
	商・飲食店	115						
	サービス業・事務所等	娯楽、遊戯、スポーツ施設	7	作 業 音	77	51～300人	8	
		洗濯、理美容、浴場	8					
		その他	35					
	そ の 他	4	そ の 他	100	不 明	44		

資料 4 - 4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成 8	9	10	11	12
1. くい打機等を使用する作業（P-スロ-ガ-開閉機）	138	154	170	108	110
2. びょう打機を使用する作業	3	0	1	0	1
3. さく岩機を使用する作業	1,887	1,923	1,839	1,587	1,777
4. 空気圧縮機を使用する作業	76	65	84	179	207
5. コンクリート・アスファルトを設けて行う作業	8	3	6	0	5
6. バックホウを使用する作業	3,131	3,386	980	831	756
7. トラクターショベルを使用する作業			11	19	8
8. ブルドーザーを使用する作業			71	45	34
9. 6.7.8.ほ作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業			2,285	2,158	2,595
10. コンクリートカッターを使用する作業			225	201	252
11. 鋼球を使用する破壊作業	1	1	0	0	0
計	5,469	5,733	5,699	5,086	5,716

資料 4 - 5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成12年度：本市調査分）

○東淀川区（東海道新幹線）

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
瑞光2丁目	11/17(火)AM	晴れ	上り線側	67デシベル	61デシベル	165km/h
南江口2丁目	11/17(火)PM	晴れ	上り線側	65デシベル	62デシベル	156km/h
北江口4丁目	11/9(月)AM	晴れ	上り線側	69デシベル	59デシベル	169km/h

○淀川区（山陽新幹線）

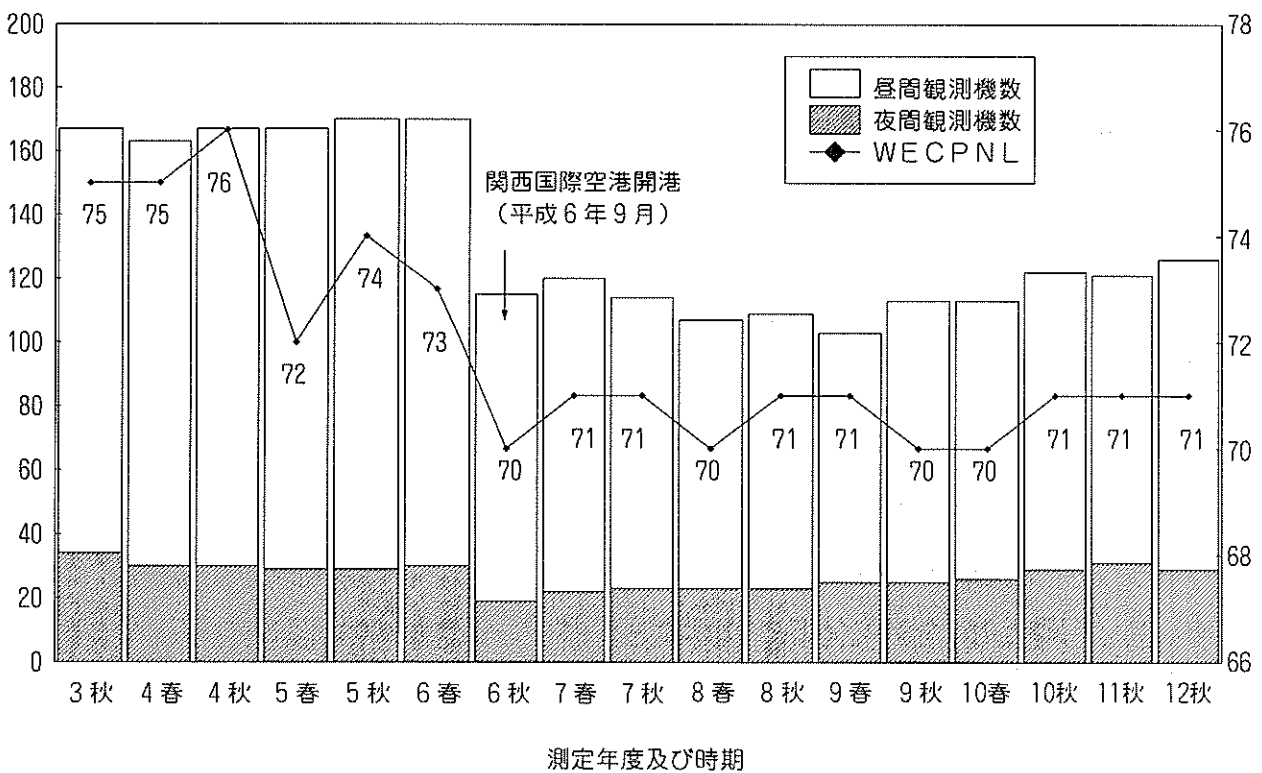
調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	10/31(火)AM	晴れ	上り線側	67デシベル	51デシベル	145km/h
加島1丁目	10/16(日)AM	晴れ	下り線側	71デシベル	※	113km/h

※加島1丁目の振動は暗振動の影響が大きく測定できなかった。

資料 4 - 6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）

観測機数

WECPNL



資料 4 - 7 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果（此花下水処理場）

	平成10年12月3日	平成10年12月8日	平成11年9月29日	平成12年9月29日
測定機数	9機	10機	10機	11機
WECPNL (うるささ指数)	39	36	41	38
騒音の最大値	62デシベル	63デシベル	64デシベル	64デシベル

資料 4 - 8 近隣騒音の苦情件数

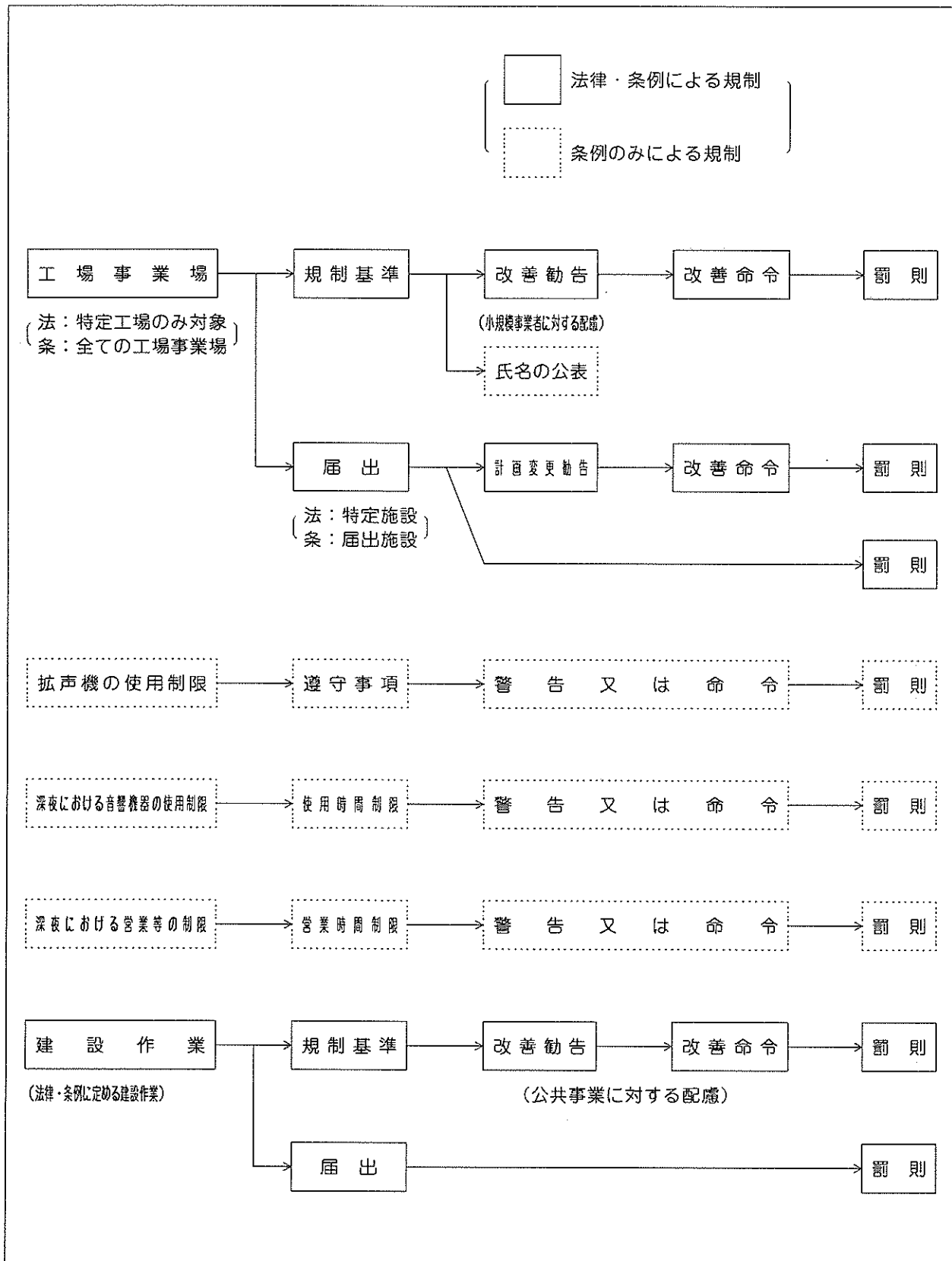
項目		年度				
		平成8	9	10	11	12
生活騒音	電気機器	8	6	3	6	4
	楽器・音響機器	9	14	3	9	11
	人声・足音・給排水管	10	15	15	10	4
	ペット	6	7	8	11	2
	アイリソク・空ふかし音	4	5	3	10	2
	その他	7	3	14	11	9
	計	44	50	46	57	32
拡声機騒音	商業宣伝目的					
	航空機	0	0	0	0	0
	自動車	0	1	2	2	2
	商店等	7	7	6	3	3
	その他の目的	2	4	7	6	8
計	9	12	15	11	13	

資料 4 - 9 振動関係苦情件数の内訳（平成12年度）

	工場事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 100件	8 (8)	5 (5)	15 (15)	50 (50)	19 (19)	1 (1)	2 (2)

(注) () 内は%

資料 4 - 10 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料 4 - 11 立入指導等の状況（騒音）

（平成12年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測 定 件 数
		保 健 所	24保健センター	市民の声等 合同立入	
法	律	264	315	(18)	470
条	例	224	652	(31)	571
そ	の	14	560	(5)	215
計		502	1,527	(54)	1,256

(注) ・建設作業を含む
 ・()内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料 4 - 12 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種 別	根 拠 法 令 等	対象地域	実施件数（市内分）	実施件数累計（市内分）
新幹線鉄道 騒音・振動 〔東海道・山陽 新幹線〕	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル以上 上位半数 パワー平均	0戸 (平成12年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成12年度)
	「環境保全上緊急を要する 新幹線鉄道振動について (勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル以上 上位半数 (算術平均)	0戸 (平成12年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成12年度)

(JR東海・西日本調べ)

資料 4 - 13 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対 策 内 容	対 策 延 長
防 音 壁	18,453m
バラスマットの敷設	12,562m
レールの削正(*)	13,097m
有道床弾性マクラギ	200m

(*)レールの削正については、平成12年度の市内分の延べ施工延長。

(JR東海・西日本調べ)

資料 4 - 14 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

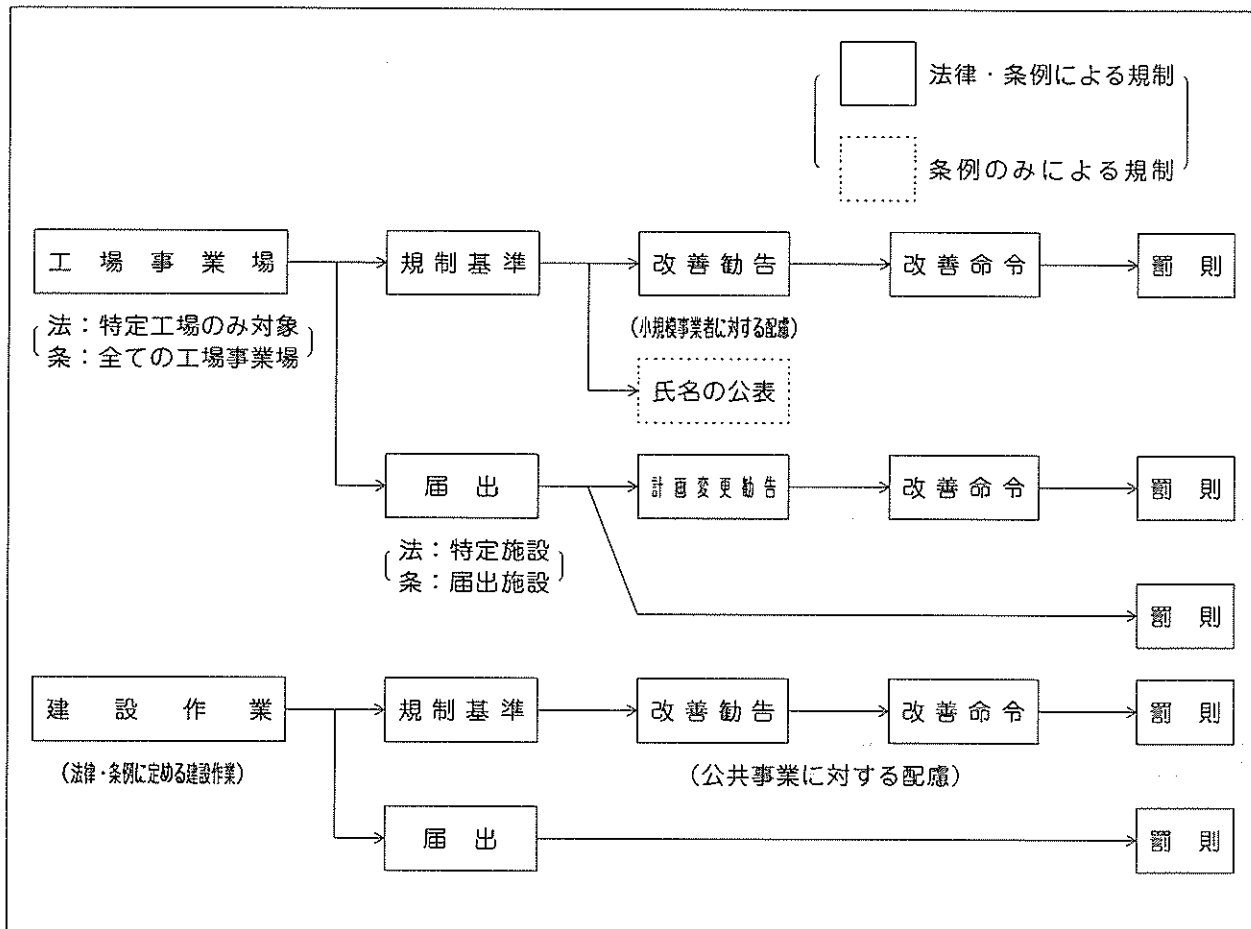
○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」
 （昭和47年 法律第110号）

○対象地域 WECPNL 75 以上を基準として運輸省（現国土交通省）告示により指定された区域

工 事 種 別	平成12年度実施件数 (市 内 分)	実 施 件 数 累 計 (市 内 分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	405件	20,007件 (昭和49～平成12年度)
機能回復工事	94件	12,706件 (平成元～平成12年度)
再更新工事	30件	32件 (平成11～平成12年度)

(空港周辺整備機構調べ)

資料 4 - 15 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料4-16 立入指導等の状況（振動）

（平成12年度）

種別	内容	立入指導件数			測定件数
		保健所	24保健センター	市民の声等 合同立入	
法律		176	147	(7)	142
条例		38	153	(5)	119
その他		4	92		21
計		218	392	(12)	282

（注）・建設作業を含む
 ・（ ）内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料4-17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

（平成13年3月末現在）

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	298	45	東淀川	118	22
都島	115	31	東成	299	41
福島	145	29	生野	358	27
此花	102	44	旭	99	24
中央	223	20	城東	281	30
西	226	26	鶴見	142	29
港	133	82	阿倍野	81	52
大正	62	120	住之江	72	142
天王寺	138	27	住吉	32	8
浪速	128	35	東住吉	103	8
西淀川	282	87	平野	309	56
淀川	286	73	西成	182	44

合計 特定工場・事業場数（法）：4,214
 届出工場・事業場数（条例）：1,102

資料4-18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく
 特定（届出）施設の年度別届出件数

種別	年度 法令 区分	平成8		9		10		11		12	
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届		14	3	14	2	12	6	55	7	48	8
使用届		0	0	0	1	0	0	0	0	3	1
数の変更届		2	0	0	0	2	1	8	6	16	8
振動防止の方法変更届		0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
氏名等変更届		51	6	22	0	20	4	136	11	54	17
全廃届		4	1	0	2	5	4	11	3	4	3
承継届		0	0	1	0	3	1	54	2	1	4
計		71	10	37	7	42	16	264	29	127	41

資料4-19 特定建設作業届出件数（振動）

特定建設作業の種類	年度				
	平成8	9	10	11	12
1. くい打機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	138	154	170	108	110
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	8	7	2	1	0
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	511	483	390	175	150
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,131	3,386	3,265	3,053	3,385
計	3,788	4,030	3,827	3,337	3,645

資料5-1 大阪市各区の主要地点年間変動量

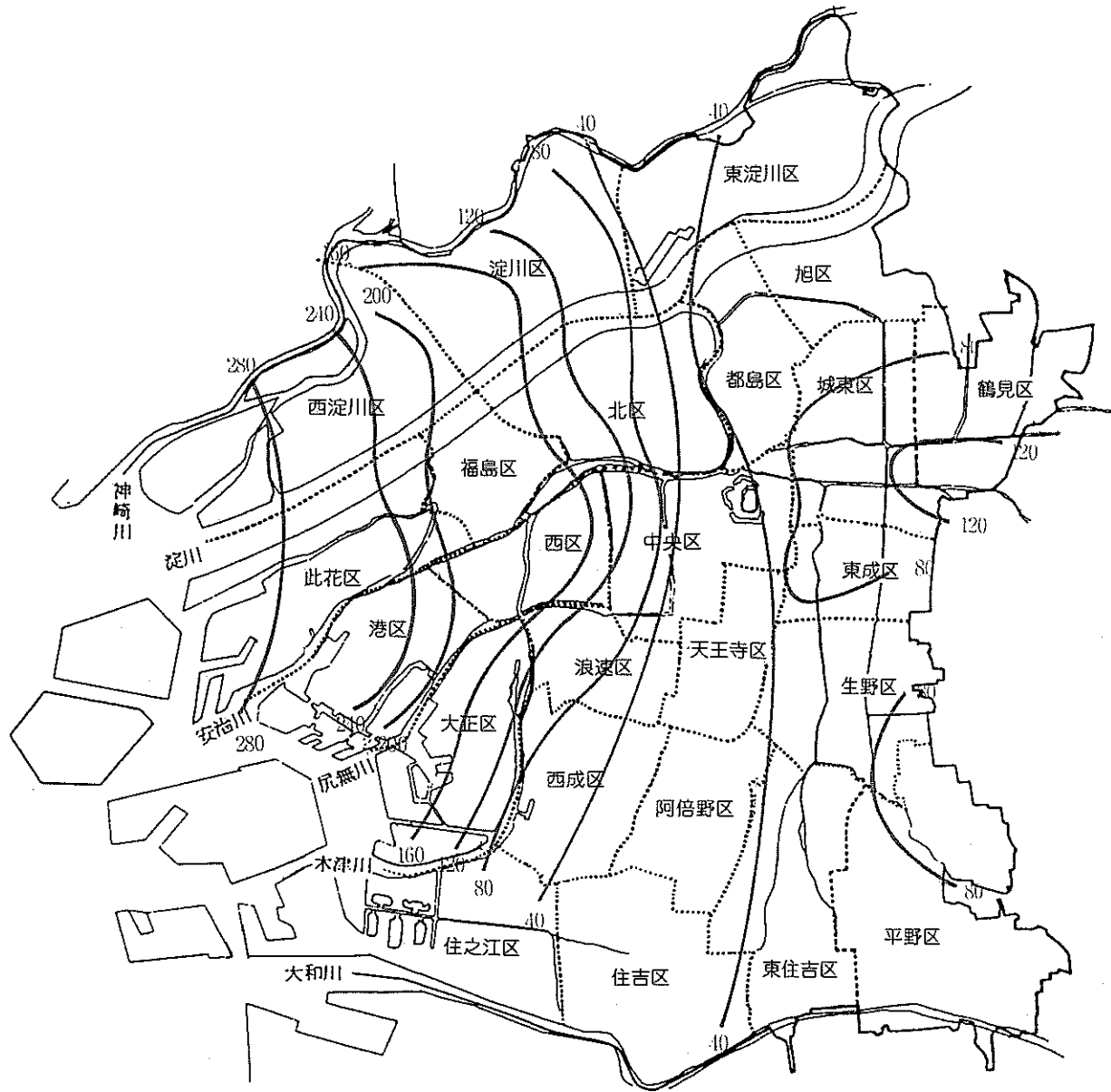
(単位：cm)

地域	区分	所在地 (水準点番号)	年間変動量						変動量累計 昭和10年～ 平成11年
			36年	7年	8年	9年	10年	11年	
川北	淀川	西中島7-8 (北-13)	-7.22	-0.13	+0.60	+0.42	-0.21	-0.52	-107.22
	東淀川	上新庄2-20 (北-3)	—	-0.57	-0.02	+0.19	-0.30	-0.19	-53.87
	西淀川	百島1-3 (北-26)	-13.31	-2.81	+0.56	+0.98	-0.47	-0.53	-244.18
中心	北	茶屋町1-40 (中-7)	-25.03	—	(+0.90)	—	+0.49	—	-157.82
	中央	大阪城3 (中-28)	-0.51	+0.05	+0.40	-0.04	-0.03	-0.48	-16.22
	西	九条2-19 (西-45)	-9.95	-1.67	+1.41	+1.13	-0.67	-0.38	-139.21
	天王寺	南河堀町4 (中-43)	-0.54	—	(+0.18)	—	+0.17	—	-13.74
	浪速	恵美須西1-2 (国-235)	—	+0.03	+0.25	+0.17	-0.11	-0.54	-21.47
北西	此花	西島1-2 (西-4)	-14.83	-0.66	+0.37	+1.08	-0.36	-0.74	-290.23
	福島	玉川4-1 (中-16)	-9.48	—	(+0.92)	—	+1.21	—	-144.22
東北	旭	大宮3-1 (東-2)	—	-0.03	+0.18	-0.22	-0.09	-0.01	-29.73
	都島	東野田町4-15 (東-8)	-4.24	-0.39	+0.75	+0.37	-0.25	-0.38	-59.42
	城東	関目4-5 (東-6)	—	+0.32	+0.80	-0.32	+0.30	-0.11	-22.32
	鶴見	鶴見3-11 (東-7)	-10.98	+0.20	+0.51	-0.08	+0.50	+0.14	-86.90
	東成	中道4-8 (東-13)	—	+0.47	+0.64	+0.06	+0.05	+0.16	-77.39
南東	生野	勝山北1-19 (東-17)	—	+0.29	+0.41	+0.21	+0.10	-0.10	-11.44
	阿倍野	王子町4-1 (南-18(Ⅱ))	—	—	(+0.54)	—	-0.08	—	-17.34
	東住吉	湯里1-15 (南-15)	—	-0.13	+0.51	-0.43	0	-0.11	-25.74
	平野	平野宮町1-9 (南-13(Ⅱ))	—	-0.01	+0.41	-0.38	-0.05	-0.11	-79.83
南西	港	海岸通4-2 (西-19(Ⅱ))	-13.49	-3.14	-0.41	+1.58	-0.38	-0.21	-78.95
	大正	泉尾1-39 (西-30)	-11.82	—	(-0.61)	—	+0.85	—	-107.60
	西成	天下茶屋2-2 (国-243)	—	-0.02	+0.37	+0.21	-0.15	-0.29	-12.43
	住之江	安立2-11 (国-245)	—	-0.07	+0.06	-0.16	+0.04	-0.16	-13.14
	住吉	東粉浜1-5 (国-244)	-1.30	-0.01	+0.36	+0.04	+0.06	-0.07	-15.91

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年：毛馬原標、昭和39～51年：基21号、昭和52～57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降：262号に替え泉南原標。
 2. 変動量累計のうち(西-45)は昭和13年から現在まで、(西-19(Ⅱ))は昭和34年から現在まで、(南-18(Ⅱ))は昭和38年から現在まで。
 3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
 4. 表中の—は欠測。
 5. ()内は、2年間の変動量である。

資料 5 - 2 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成11年度累計、単位：cm)



資料 5-3 地下水水位観測結果

(単位；管頭下m)

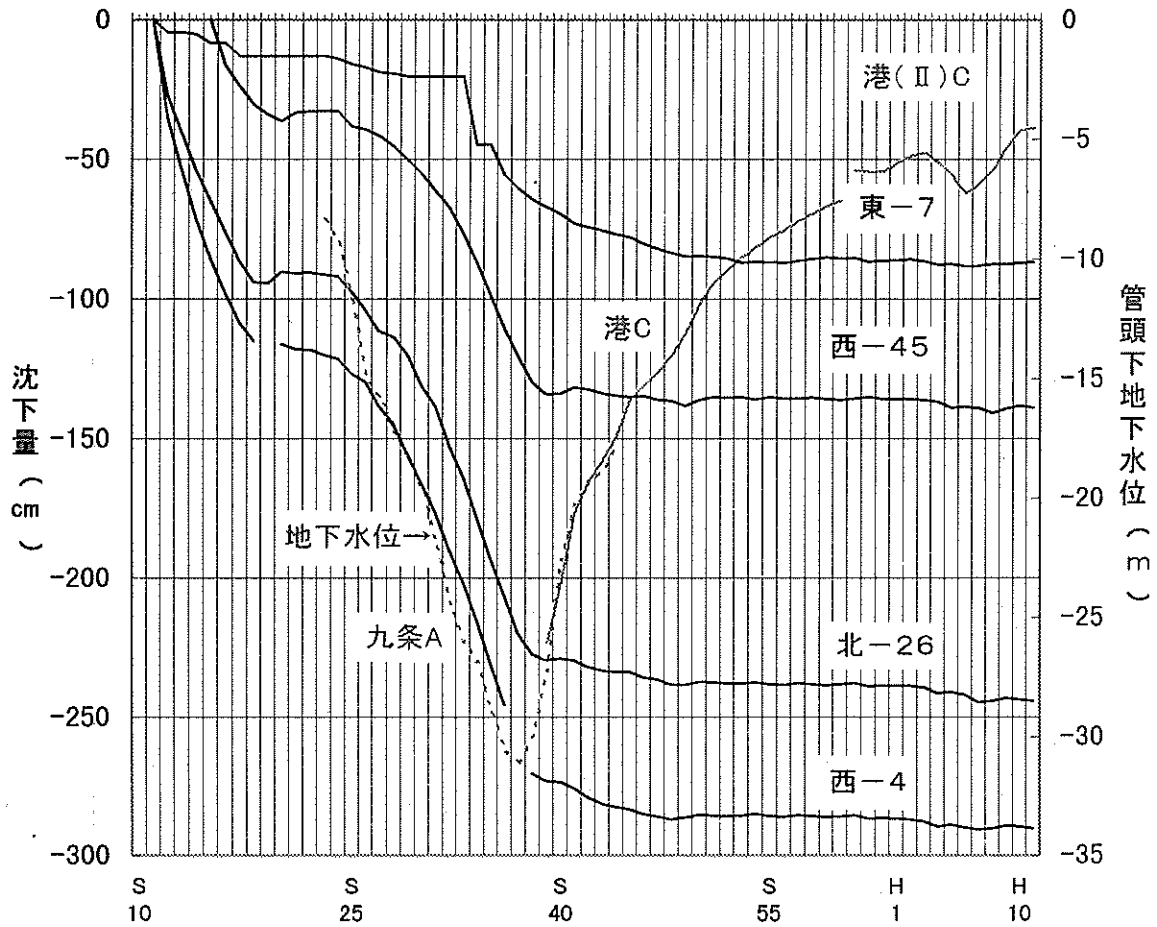
観測井名	平成3年 平均水位	平成4年 平均水位	平成5年 平均水位	平成6年 平均水位	平成7年 平均水位	平成8年 平均水位	平成9年 平均水位	平成10年 平均水位	平成11年 平均水位	平成12年 平均水位
天保山 B	4.93	5.96	6.73	6.94	6.15	5.79	4.41	3.70	3.55	3.47
鶴町 B	2.95	3.37	4.11	3.98	4.82	5.30	3.67	3.02	2.88	2.57
此花	3.98	(4.71)	4.75	4.23	4.57	4.52	1.62	1.56	1.87	0.74
姫島	2.97	5.01	8.76	8.57	5.38	4.66	2.37	1.88	1.91	1.42
十三	7.08	8.23	9.20	9.91	8.94	7.99	6.32	5.69	5.56	5.39
中之島 A	6.78	9.47	10.33	12.10	9.93	7.94	5.79	5.19	5.06	4.89
中之島 B	7.07	8.11	8.65	9.88	9.06	7.89	6.56	5.96	5.87	5.69
薄生	11.71	12.56	12.84	15.32	13.82	11.23	10.37	9.88	9.34	8.75
港(Ⅰ) A	4.09	5.40	6.20	6.59	5.74	5.28	3.61	2.87	2.71	2.61
港(Ⅱ) B	14.24	14.21	14.33	14.33	14.22	13.65	13.18	12.91	12.91	12.94
港(Ⅱ) C	5.58	5.99	6.54	7.29	6.83	6.28	5.33	4.64	4.53	4.42
生野 A	7.75	7.11	6.46	6.56	6.14	5.80	5.24	5.09	4.98	5.11
生野 B	16.05	15.94	14.67	14.62	14.02	13.91	13.52	13.31	12.71	12.84
柴島	8.29	8.77	9.52	9.49	8.88	8.48	7.66	7.31	7.23	7.09
馬場町(Ⅱ)	34.10	34.22	34.43	34.51	34.51	33.70	(33.36)	33.08	32.77	32.47

(注) 1. 表中の()は、欠測日を含む。

2. 此花観測井の平成3年までの測定値は、島屋町観測井の測定値である。なお、島屋町観測井は平成4年6月で廃止した。

3. 馬場町(Ⅱ)観測井の平成8年までの測定値は、馬場町観測井の測定値である。なお、馬場町観測井は平成9年8月で廃止した。

資料5-4 大阪市内における累積沈下量及び地下水位の経年変化図



昭和43年12月市内指定地域工業用地下水許可期間終了
 昭和40年10月第五期工業用水道給水開始
 昭和39年10月第四期工業用水道給水開始
 昭和37年8月ビル用水法・工業用水法(改正)施行
 昭和36年9月第三期工業用水道給水開始
 昭和34年5月第二期工業用水道給水開始
 昭和34年4月大阪市地盤沈下防止条例施行
 昭和31年6月工業用水法施行
 昭和29年6月第一期工業用水道給水開始

(注)
 九条A観測井は昭和45年で、
 港C観測井は昭和60年で観測
 中止

資料 5-7 地下水定期モニタリング調査結果 (平成12年度)

(単位: mg/L)

No	所在地	環境基準項目														一般項目		その他	試料採取日					
		鉛	銅	亜鉛	マンガン	鉄	1,1-1-トリクロロエチレン	1,1,1,2-テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	1,4-ジクロロベンゼン	ベンゼン	トウモロコシ	ほう菜	放射性物質	色相			臭気	pH			
1	北区池田町	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	7.3	臭気	<0.004	00.12.12
2	東成区深江北	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	7.6	臭気	<0.004	00.12.12
3	天王寺区西天王寺	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	6.5	臭気	<0.004	00.12.13
4	天王寺区玉造本町	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	0.0010	<0.005	<0.005	<0.002	0.0039	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	6.4	臭気	<0.004	00.12.13
5	天王寺区上本町	-	<0.002	<0.002	<0.004	0.003	0.005	0.005	0.14	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	0.044	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	6.4	臭気	<0.004	00.12.13
6	中央区西心斎橋	0.13	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	8.0	臭気	<0.004	00.12.11
7	旭区新森	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.038	0.038	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	6.7	臭気	<0.004	00.12.12
8	東淀川区幾野	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.017	0.017	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	7.3	臭気	<0.004	00.12.11
9	阿倍野区天王寺北	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.21	0.21	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	6.5	臭気	<0.004	00.12.13
10	西淀川区姫島	0.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.0	臭気	-	00.12.11
11	東淀川区大崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.9	臭気	-	00.12.12
12	西区北堀江	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.7	臭気	-	00.12.13
環境基準値		0.01	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	0.04	0.03	0.006	0.006	0.002	0.01	0.01	0.002	0.01	0.01	0.002	0.01	0.01	-	-	-	-
		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

資料6-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成12年度）

1 大気環境調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

地 点	結 果				12年度	11年度
	春	夏	秋	冬	年平均値	年平均値
菅北小学校局（北区）	0.71	0.50	0.29	0.13	0.41	0.16
平尾小学校局（大正区）	0.79	0.25	0.62	0.25	0.48	0.21
淀中学校局（西淀川区）	0.86	0.77	0.39	0.15	0.54	0.25
茨田北小学校局（鶴見区）	0.35	0.22	0.41	0.24	0.30	0.16
摂陽中学校局（平野区）	0.55	0.41	0.29	0.28	0.38	0.27
住吉区民ホール局（住吉区）	0.69	0.41	1.2	0.26	0.64	0.16
東淀川区役所局（東淀川区）	0.62	0.73	0.30	0.11	0.44	0.17
此花区役所局（此花区）	0.56	0.15	0.27	0.087	0.27	0.11
堀江小学校局（西区）	0.40	0.26	0.21	0.062	0.23	0.15
南港ポートタウン局（住之江区）	0.24	0.23	0.43	0.14	0.26	0.12
平 均 値	0.58	0.39	0.44	0.17	0.40	0.18

（注）・環境基準値：0.6pg-TEQ/m³以下

・試料採取：春：平成12年 5月 9日～10日、夏：平成12年 8月 8日～ 9日
秋：平成12年11月 7日～ 8日、冬：平成13年 2月 6日～ 7日

2 水質環境調査結果

(1) 河川・海域

（単位：pg-TEQ/L）

調 査 地 点		調査結果	調 査 地 点		調査結果	
河 川	小松橋（神崎川）	0.42	河 川	今津橋（寝屋川）	1.0	
	千船橋（神崎川）	0.58		天王田大橋（平野川分水路）	0.25	
	桜宮大橋（大川）	0.20		下城見橋（第2寝屋川）	0.50	
	天神橋（右）（堂島川）	0.23		京 橋（寝屋川）	1.3	
	天神橋（左）（土佐堀川）	2.9		城見橋（平野川）	0.69	
	春日出橋（六軒家川）	0.084		南弁天橋（平野川）	0.36	
	北港大橋下流700m（正蓮寺川）	0.12		淀川大堰（淀川）	0.25	
	天保山渡（安治川）	0.051		伝法大橋（淀川）	0.17	
	本町橋（東横堀川）	1.4		遠里小野橋（大和川）	0.68	
	大黒橋（道頓堀川）	0.52		海 域	神崎川河口中央	1.0
	甚兵衛渡（尻無川）	0.34			淀川河口中央	0.51
	千本松渡（木津川）	0.54			木津川河口中央	0.19
	船町渡（木津川運河）	0.29			南 港	0.091
	住之江大橋下流1100m（住吉川）	1.7			No.5 ブイ跡	0.14
徳米橋（古川）	1.1	大阪港関門外1200m	0.041			

（注）・環境基準値：1 pg-TEQ/L以下

・淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。

・試料採取（大阪市実施分）：平成12年11月、12月及び13年2月

・環境基準値を超えた地点には、雨天等により底質の巻き上げの影響を受けたと考えられる地点もあったため、再調査した結果は次のとおりであった。

(単位：pg-TEQ/L)

天神橋（左）： 0.60	本町橋： 0.78	徳栄橋： 1.8
京橋： 0.68	住之江大橋下流1100m： 0.22	

(注) ・ 試料採取：平成13年6月4日

(2) 地下水

(単位：pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
中央区西心斎橋1丁目	0.00081
西淀川区姫里3丁目	0.064
東住吉区桑津1丁目	0.0012

(注) ・ 環境基準値：1 pg-TEQ/L 以下
 ・ 試料採取：平成12年12月

3 底質環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果
河川	江口橋（小松橋）*（神崎川）	1.8	河川 海 域	今津橋（寝屋川）	82
	千船橋（神崎川）	180		左専道大橋（天王橋）*（野洲川）	30
	桜宮大橋（大川）	44		下城見橋（第2寝屋川）	120
	天神橋（右）下流300m（堂島川）	57		寝屋川橋（京橋）*（寝屋川）	66
	天神橋（左）下流300m（土佐堀川）	12		城見橋（平野川）	130
	春日出橋（六軒家川）	160		南弁天橋（平野川）	49
	北港大橋下流700m（正蓮寺川）	140		淀川大堰（淀川）	0.55
	天保山渡（安治川）	49		伝法大橋（淀川）	27
	平野橋（本町橋）*（東横堀川）	52		遠里小野橋（大和川）	0.69
	大黒橋（道頓堀川）	120		神崎川河口中央	160
	甚兵衛渡（尻無川）	150		淀川河口中央	28
	千本松渡（木津川）	450		木津川河口中央	40
	船町渡（木津川運河）	130		南港	28
	住之江大橋下流1100m（住吉川）	130		No 5 ブイ跡	20
	徳栄橋（古川）	19		大阪港関門外1200m	25

(注) ・ 環境基準値は定められていない。
 ・ 淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。
 ・ 試料採取（大阪市実施分）：平成12年11月、12月
 ・ *は（ ）内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に底質を採取した地点を示している。

4 土壤環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g、乾重)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
菅北小学校(北区)	0.34	淀中学校(西淀区)	3.7	放出中学校(東淀区)	0.67
中津小学校(北区)	0.97	新淀川公園(西淀区)	14	茨田北小学校(鶴見区)	4.6
大淀中学校(北区)	24	東三国小学校(淀区)	1.1	茨田中学校(鶴見区)	0.74
都島小学校(鶴見区)	0.92	加島小学校(淀区)	1.1	苗代小学校(阿倍区)	0.34
桜宮小学校(鶴見区)	1.5	新高小学校(淀区)	2.5	阪南中学校(阿倍区)	4.5
海老江東小学校(鶴見区)	1.2	西中島小学校(淀区)	0.23	南港緑小学校(住之江区)	1.7
此花中学校(此江区)	0.43	田川小学校(淀区)	4.8	北粉浜小学校(住之江区)	2.2
西島公園(此江区)	1.0	大隅東小学校(東淀区)	3.7	敷津浦小学校(住之江区)	0.85
玉造小学校(中央区)	0.30	井高野小学校(東淀区)	1.9	平林小学校(住之江区)	2.0
上町中学校(中央区)	0.39	柴島中学校(東淀区)	0.62	加賀屋中学校(住之江区)	1.6
九条東公園(西区)	16	鳩ヶ瀬公園(東淀区)	39	我孫子中学校(住之江区)	1.2
築港小学校(港区)	1.3	深江小学校(東淀区)	2.7	育和小学校(難波区)	1.1
田中小学校(港区)	1.3	巽中学校(生野区)	2.9	矢田中学校(難波区)	10
平尾小学校(大江区)	1.9	東桃谷小学校(生野区)	0.53	長吉南小学校(平野区)	0.27
泉尾公園(大江区)	6.9	東生野中学校(生野区)	1.1	喜連東小学校(平野区)	0.56
鶴町中央公園(大江区)	1.4	新森小路小学校(旭区)	1.3	加美中学校(平野区)	0.37
聖和小学校(天王寺区)	0.90	大宮中学校(旭区)	0.94	今宮中学校(西成区)	1.8
難波中学校(難波区)	2.7	千林公園(旭区)	4.7		
川北小学校(西淀区)	0.44	聖賢小学校(城東区)	0.092		

(注) ・環境基準値：1,000pg-TEQ/g以下
 ・試料採取：平成12年12月

5 貝類(ムラサキイガイ)調査結果

(単位：pg-TEQ/g、乾重)

調査地点		12年度調査結果	11年度調査結果
海	大阪港内(安治川河口)	4.4	6.0
域	大阪港関門外	3.4	2.7

(注) ・水生生物の基準値は定められていない。
 ・試料採取：平成13年1月

資料6-2 特定粉じん(アスベスト)排出等作業に係る届出件数

(平成12年度)

作業の種類	1の項：解体作業	2の項：事前撤去が困難な解体作業	3の項：改修・補修
届出件数	12	0	17

資料6-3 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成11年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
001	亜鉛及びその化合物	13,871	11,462
002	アクリルアミド	2,991	0
003	アクリル酸	169	0
004	アクリル酸エステル類	899	0
005	アクリロニトリル	162	0
006	アセトアルデヒド	51	0
007	アセトン	1,556	974
008	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	0	0
009	アニリン	91	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
011	アミノピリジン	0	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	343	0
014	アンモニア	2,197	426
015	エタノールアミン	763	0
016	エチレングリコール	562	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	78	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	72	1
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,148	28
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	32	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	10	0
022	エチレンジアミン	97	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	269	7
025	塩化水素	15,843	5
026	塩化パラフィン	138	0
027	塩化ベンジル	119	0
028	塩化メチル	8	0
029	塩化メチレン	5,160	334
030	2-オクタノール	616	0
031	カルバミン酸エチル	0	0
032	キシレン	13,402	213
033	蟻酸	2,785	4,233
034	クレゾール	597	0
035	クロトンアルデヒド	1	0
036	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	306	25
037	クロロアニリン	29	0
038	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	6	0
039	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	30	8
041	五塩化リン	153	0
042	酢酸	1,270	1
043	酢酸エステル類	4,003	196
044	酢酸ビニル	824	0
045	三塩化リン	10	0
046	酸化エチレン	2	0
047	酸化プロピレン	164	0
048	シアン化水素及びシアン化物	398	0
049	四塩化炭素	0	0
050	シクロヘキサノン	863	1

平成11年度

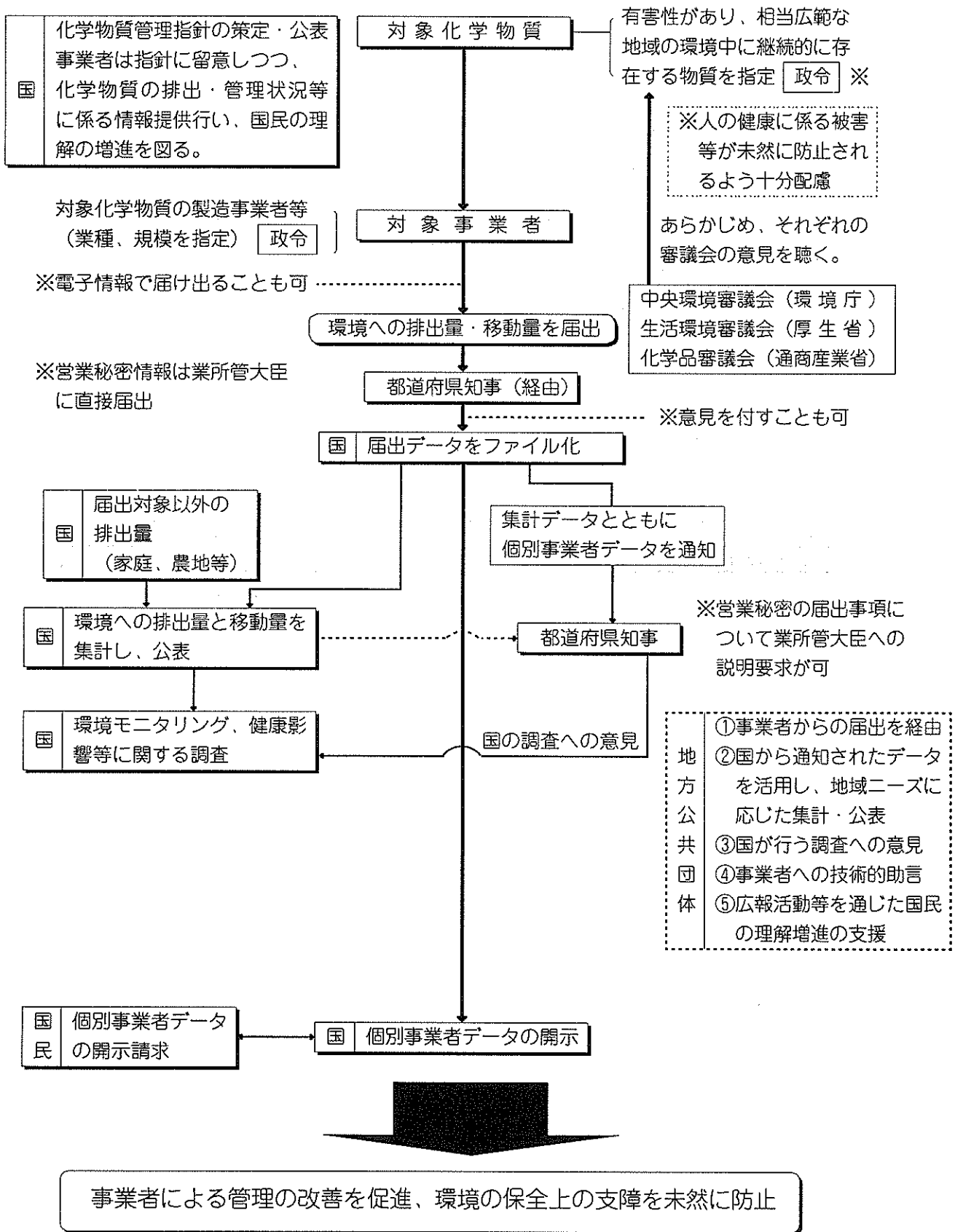
番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
051	シクロヘキサン	233	0
052	0-ジアニシジン	0	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0
055	ジアミノトルエン	3	0
056	ジエチレントリアミン	1,094	0
057	1,4-ジオキサソ	218	0
058	1,2-ジクロロエタン	16	0
059	1,1-ジクロロエチレン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	102	0
061	1,3-ジクロロプロペン	0	0
062	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	129	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	12	0
068	2,4-ジメチルアニリン	2	0
069	N,N'-ジメチルアニリン	1	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	644	0
071	スチレン	3,525	0
072	セレン及びその化合物	3	0
073	チオセミカルバジド	7	0
074	窒素酸化物(硝酸を含む)	2,068	27
075	テトラクロロエチレン	104	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	287	0
077	トリエタノールアミン	338	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	15	0
079	トリクロロエチレン	95	32,190
080	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	99	0
081	トリレンジイソシアネート	6	0
082	トルイジン	10	0
083	トルエン	12,610	188
084	ナフタレン	0	0
085	α -ナフチルアミン	0	0
086	ニッケル	450	70
087	ニトロアニリン	0	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	10	0
091	二硫化炭素	0	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	0	0
093	ピリジン	29	0
094	フェニレンジアミン	25	0
095	フェノール	1,508	0
096	フタル酸エステル類	1,042	0
097	フッ化水素	4,581	0
098	フッ素	0	0
099	フルフリルアルコール	2,294	0
100	1,3-ブタジエン	0	0

平成11年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
101	1-ブタノール	2,613	19
102	2-ブタノン	956	1
103	2-プロパノール	2,867	656
104	ヘキサン	905	39
105	ベンゾトリクロライド	0	0
106	ほう素及びその化合物	589	4
107	メタクリル酸	162	0
108	メタクリル酸エステル	1,460	0
109	メチルアルコール	18,374	82
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,584	5
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	184	0
116	硫化水素	83	0
117	硫酸	99,173	76,403
118	硫酸ジエチル	135	0
119	硫酸ジメチル	108	0
120	リン酸、リン酸化合物及び水素化物	22,618	11,661
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	86	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(報告のあった事業所数：153)

資料6-4 化学物質の排出量の把握等の措置（PRTR¹⁾）の実施の手順



¹⁾ Pollutant Release and Transfer Register

資料 8 - 1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	合 計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
平成 3	1,339	684	87	276	273	5	14
4	1,168	589	96	201	250	7	25
5	1,007	528	65	178	214	9	13
6	1,168	545	56	191	251	23	102
7	1,257	527	128	192	291	17	102
8	1,248	565	78	175	295	27	108
9	1,383	573	69	272	336	10	123
10	1,457	525	67	386	370	4	105
11	1,413	538	91	310	340	8	126
12	1,524	637	100	289	379	8	111

(注) 平成 6 年度調査から典型 7 公害以外についても調査の対象としている。

資料 8 - 2 行政区別苦情件数集計表

(平成12年度)

	合 計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
北 区	74	34	3	15	21	0	1
都 島 区	42	25	2	0	9	0	6
福 島 区	41	26	2	4	8	0	1
此 花 区	30	16	3	6	2	0	3
中 央 区	76	44	6	3	20	0	3
西 区	57	24	1	13	12	1	6
港 区	43	9	2	15	15	2	0
大 正 区	43	9	6	11	10	0	7
天 王 寺 区	40	19	1	6	10	0	4
浪 速 区	31	18	1	8	1	0	3
西 淀 川 区	102	35	2	29	29	1	6
淀 川 区	69	36	3	12	16	0	2
東 淀 川 区	50	19	4	6	13	2	6
東 成 区	43	20	7	3	13	0	0
生 野 区	159	61	9	23	45	0	21
旭 区	69	28	7	15	16	0	3
城 東 区	70	25	10	19	16	0	0
鶴 見 区	46	17	3	14	9	0	3
阿 倍 野 区	32	15	2	11	4	0	0
住 之 江 区	83	21	5	21	23	0	13
住 吉 区	59	27	2	9	17	0	4
東 住 吉 区	49	22	5	12	8	0	2
平 野 区	158	59	10	23	48	2	16
西 成 区	58	28	4	11	14	0	1
合 計	1,524	637	100	289	379	8	111

資料10-1 行政区別認定数

(平成13年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治中等	死亡	他都市 転出				治中等	死亡	他都市 転出	
北	569	235	145	17	172	東淀川	1,011	450	246	36	279
都島	796	303	204	20	269	東成	650	186	255	21	188
福島	882	262	368	15	237	生野	2,521	836	980	86	619
此花	3,302	1,529	921	45	807	旭	940	358	278	36	268
中央	423	132	132	9	150	城東	3,324	1,282	885	80	1,077
西	752	418	151	12	171	鶴見	1,206	451	242	34	479
港	1,837	813	552	24	448	阿倍野	620	183	202	23	212
大正	2,205	1,014	541	45	605	住之江	1,569	617	441	39	472
天王寺	344	151	90	16	87	住吉	1,174	440	357	33	344
浪速	817	284	313	22	198	東住吉	1,238	454	421	26	337
西淀川	7,018	3,376	2,058	112	1,472	平野	1,555	622	407	44	482
淀川	1,808	770	497	49	492	西成	2,921	740	1,271	57	853
						総計	39,482	15,906	11,957	901	10,718

資料10-2 認定疾病別内訳

(平成13年3月末現在)

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺炎しゅ	計
	15歳以上	2,485	7,920	3	263
15歳未満	0	46	1	0	47
計	2,485	7,966	4	263	10,718

資料10-3 障害等級別内訳

(平成13年3月末現在)

等級 年齢区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	0	17	1,015	6,603	2,915	121	10,671
15歳未満	0	0	0	17	29	1	47
計	0	17	1,015	6,620	2,944	122	10,718

(注)

- 特 級 労働不能、常時介護を要する状態
- 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
- 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
- 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
- 級 外 3級に該当しない状態
(15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
- その他 等級未決定者

資料10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,400円（通院日数4日以上14日以内）～36,400円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 115,800円 ～ 368,000円 女 子 113,500円 ～ 208,000円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算（48,100円） 1 級 / 2 級 / の50% 3 級 / の30%
児童補償手当	15歳に達しない児童が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 障害等級 特 級 月 額 116,700円（介護加算48,100円を含む。） 1 級 / 68,600円 2 級 / 34,300円 3 級 / 20,600円
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額（100%起因する場合） 男 子 79,600円～ 322,000円 女 子 79,600円～ 182,000円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額（100%起因する場合） 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 330,500円～ 661,000円

（注）表中の支給金額は、平成13年4月1日現在

資料10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成13年3月末現在)

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	1,149	666	42	1	440	東淀川	3,623	2,512	169	21	921
都 島	1,824	1,214	39	5	566	東 成	2,795	1,797	88	3	907
福 島	1,039	639	27	0	373	生 野	3,832	2,482	73	0	1,277
此 花	2,604	1,552	66	7	979	旭	1,717	999	50	2	666
中 央	1,115	730	33	1	351	城 東	3,681	2,333	107	5	1,236
西	1,333	793	46	3	491	鶴 見	2,706	1,522	116	6	1,062
港	1,879	1,155	40	4	680	阿倍野	1,458	874	49	0	535
大 正	2,656	1,779	84	7	786	住之江	4,098	2,597	153	3	1,345
天王寺	1,071	615	39	0	417	住 吉	3,479	2,091	89	16	1,283
浪 速	772	504	25	2	241	東住吉	2,663	1,597	82	5	979
西淀川	2,571	1,532	103	3	933	平 野	4,458	2,575	85	12	1,786
淀 川	4,314	2,520	154	10	1,630	西 成	1,513	968	19	1	525
						総 計	58,350	36,046	1,778	117	20,409

② 疾病別内訳

病名	気 管 支	ぜん息性	慢 性	肺気しゅ	計
項目	ぜん 息	気管支炎	気管支炎		
患者数	14,331	6,068	10	0	20,409

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

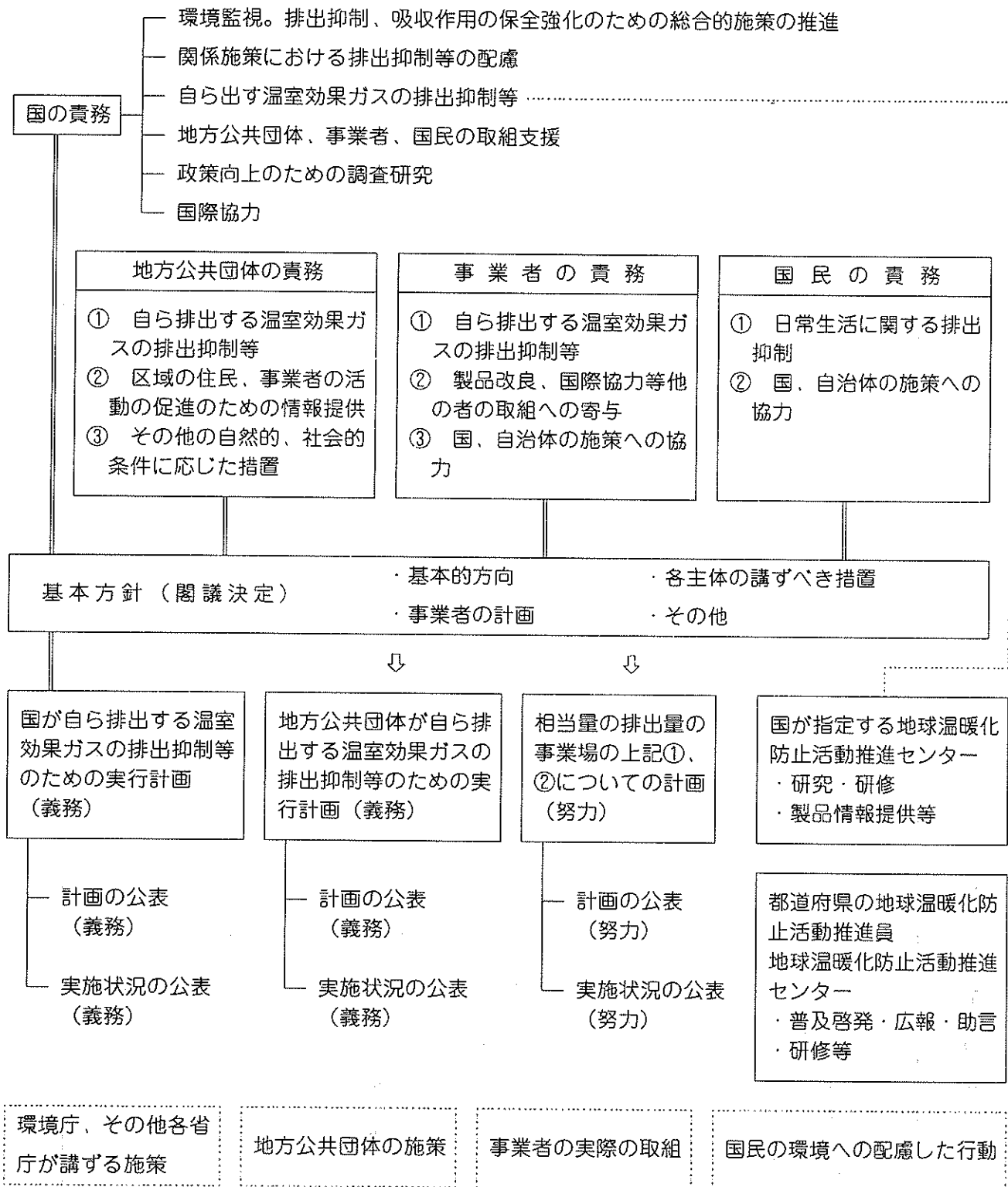
資料10-6 環境改善事業実施状況

(単位：円)

事業名		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
計画作成事業		2,574,000			5,250,000	
施設等整備事業	低公害事業	電気自動車 7台	電気自動車 5台 天然ガス車 2台	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台
	最新規制適合車代替促進事業	82台	10,014,000	1,260,000	832,000	4,992,000
施設等整備事業	大気浄化植樹事業	150㎡	745 ㎡	160㎡	74㎡	77㎡
	低公害車普及助成事業	780,000	7,748,000	799,000	384,000	400,000
施設等整備事業	最新規制適合車代替促進事業	2台	1台	2台	2台	6台
	大気浄化植樹助成事業	120.66㎡	0㎡	400㎡	1,069㎡	100㎡
	内 容	電気自動車 2台 天然ガス車 15台	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電動ｽｸｰﾀｰ 3台 天然ガス車 15台	電動ｽｸｰﾀｰ 3台 天然ガス車 35台
	助 成 額	4,471,000	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000
	内 容	2台	1台	2台	2台	6台
	助 成 額	293,000	132,000	75,000	49,000	295,000
	内 容	120.66㎡	0㎡	400㎡	1,069㎡	100㎡
	助 成 額	313,000	0	1,040,000	2,779,000	260,000

資料14-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することが目的。



資料15-1 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（市民生活の分野）

行動場所	行動の内容	二酸化炭素排出抑制効果 (単位：炭素換算トン)
市民生活	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	3,500
	○エアコンの設定温度を適正にする。 (冷房時28℃、暖房時20℃)	18,700
	○エアコンの運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	16,100
	○1日につき1時間、テレビの利用時間を減らす。 ○就寝時・外出時は、テレビの主電源を切る。	6,000
活の分野	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	2,700
	○冷蔵庫にもものを詰める量を、容量の1/3程度に抑える。	600
	○ガスの消費を節約する。	11,400
野	○ごみとして出されている新聞紙の10%のリサイクルをめざす。	1,100
	○ムダな水利用をなくし、合理的な水の利用に努める。	—
	○ガソリン（軽油）の消費を10%削減する。	17,600
合計		77,700

○これらの行動を実施することで、市民生活に起因する二酸化炭素排出量の、約7%(6.7%)に相当する量が抑制できるものと推定できます。

「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」より抜粋

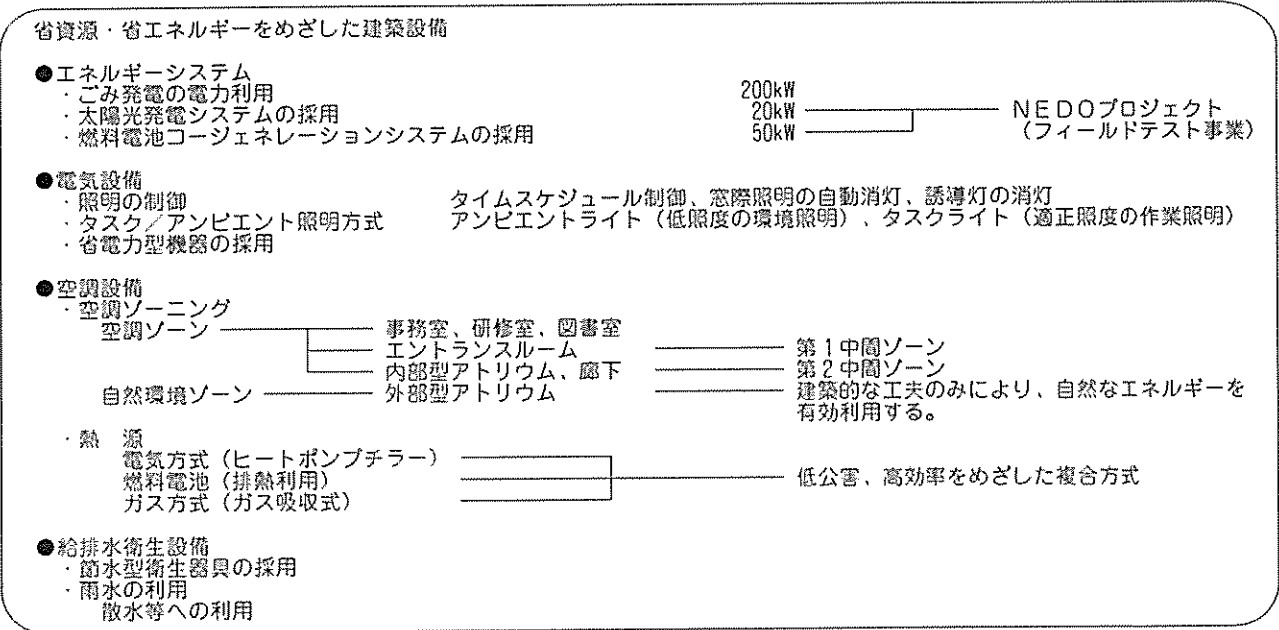
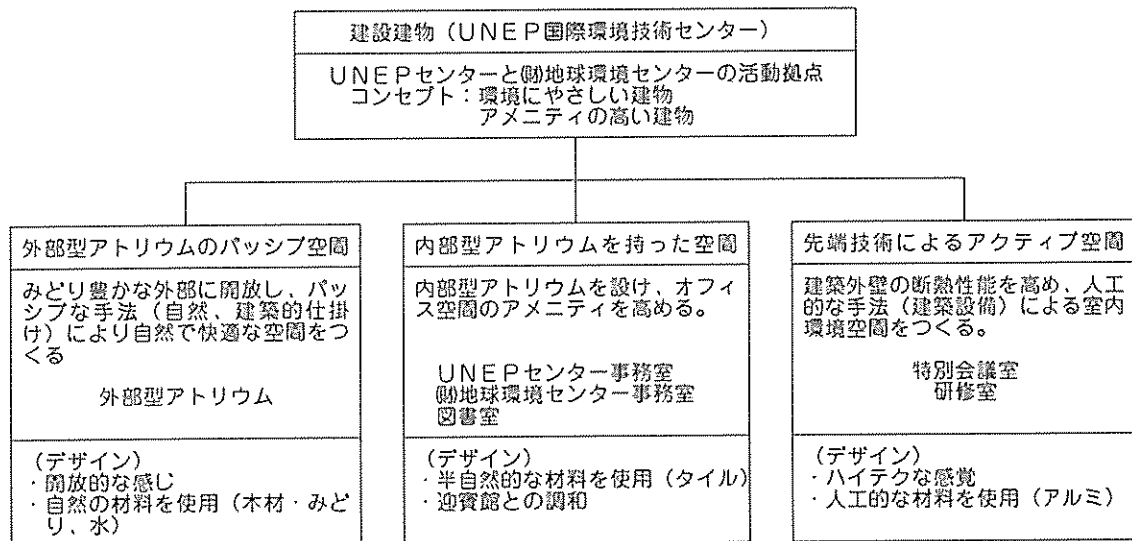
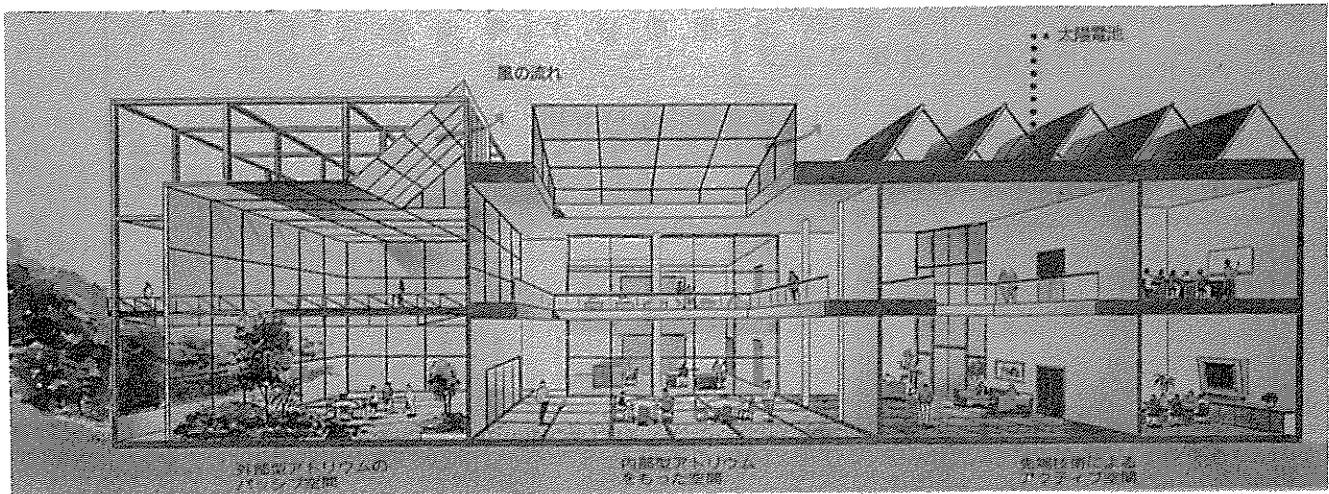
資料15-2 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（企業活動の分野）

行 動 場 所	行 動 の 内 容	二酸化炭素排出抑制効果 (単位：炭素換算トン)
企 業 活 動 の 分 野	照 明 ○1日につき30分間、照明の利用時間を減らす。	56,000
	○A機 器 ○1日につき30分間、OA機器の利用時間を減らす。	
	冷 暖 房 ○冷暖房の設定温度の適正化を図る。 ○冷暖房の運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	
	廃 棄 物 ○事業所からごみとして出されているコピー用紙・事務用 紙等の紙ごみの15%のリサイクルをめざす。	33,000
	自 動 車 ○ガソリン（軽油）の消費を10%削減する。	41,000
水 利 用 ○工場等での水の回収・再利用等、効率的な水利用に努め る。	—	
合 計		130,000

○これらの行動を実施することで、業務活動に起因する二酸化炭素排出量の、約7%(7.1%)に相当する量が抑制できるものと推定できます。

「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」より抜粋

資料16-1 UNEP国際環境技術センター建物コンセプト



資料16-2 JICA研修国別・年度別受入れ実績（研修員数）

国名 (地域名)	大気汚染 対策コース			都市排水 コース			環境管理 セミナー			都市廃棄物 処理コース		
	H元 10	11 年度	12 年度	H3 10	11 年度	12 年度	H7 10	11 年度	12 年度	H4 10	11 年度	12 年度
バングラデシュ			1	2		1	2		1			
カンボジア										1		
中国	8			1	1	1	2		1	5		1
インド				1			1					1
インドネシア	9	1	1	8	2		3		1	4	1	
イラン	2					1	1					
ヨルダン										2		
クウェート	2											
ラオス						1	2			1		
マレーシア	7	1		4			1		1	2		
モルディブ							1			2		
ミャンマー			1	1								
ネパール							1			1		
パキスタン	1			2			2		1			
フィリピン	7		1	6		1			1	5		1
サウジアラビア	1											
シンガポール	2											
スリランカ				5		1			1			
シリア										1		
タイ	12	1	1	5	1	1	2		1	3		
トルコ	5	1	1									
ベトナム				2			1			1		
イエメン				1							1	
アルジェリア					1							
中央アフリカ							1					
コートジボアール							1					
エジプト	7	1	1				1			2		

コース名 国名 (地域名)	大気汚染 対策コース			都市排水 コース			環境管理 セミナ			都市廃棄物 処理コース		
	H元 10	11 年度	12 年度	H3 10	11 年度	12 年度	H7 10	11 年度	12 年度	H4 10	11 年度	12 年度
ガーナ							1					2
ケニア				5	1		1			1		
モロッコ				1								
ウガンダ							1					
タンザニア							1				1	
ザンビア							1					
アゼルバイジャン							1					
カザフスタン										1		
コスタリカ							1					
エルサルバドル							1	1				
ジャマイカ	1				1							
メキシコ	10							1				
ニカラグア										1		
パナマ				1			1					
アルゼンチン	1							1				
ボリビア										2		
ブラジル	9			4			1	1		7	1	
チリ	4	1	1				1	2		1	1	
コロンビア	5	1		2								
エクアドル							1					
パラグアイ							1	1				
ペルー	2	1						1		1		
スリナム							1	1				
ウルグアイ							1					
ヴェネズエラ							1					
パレスチナ			1									
計	95	8	9	51	7	7	38	9	8	44	5	5
	112			65			55			54		

資料17-1 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義	
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）	
内 訳	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
	特別管理 一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. PCBを使用する部品 2. ごみ処理施設（処理能力5t/日以上（焼却施設は200kg/h以上又は尖格子面積2㎡以上）から生じたばいじん 3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出された環境省令で定める基準（ダイオキシン類の含有量が試料1グラムにつきダイオキシン類3ナノグラム）を超えるばいじん又は燃え殻 4. 廃ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉である特定施設から排出された環境省令で定める基準（3に同じ）を超える汚泥 5. 感染性一般廃棄物
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃 え 殻 2. 汚 泥 3. 廃 油 4. 廃 酸 5. 廃 アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。） 8. 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。） 9. 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。） 10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11. ゴ ム く ず 12. 金 属 く ず 13. ガラスくず及び陶磁器くず 14. 鈺 さ い 15. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 16. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 17. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 18. 大気汚染防止法（昭43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず若しくはPCBが付着し又は封入された金属くずの焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの 19. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理 産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 2. 廃酸（pH2.0以下） 3. 廃アルカリ（pH12.5以上） 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物

資料17-2 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成13年3月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	3,715	1. 燃 え 殻	138
収集運搬(積替え・保管を含む)	46	2. 汚 泥	948
中 間 処 理	20	3. 廃 油	598
埋 立 処 分	0	4. 廃 酸	299
収集運搬(積替えを含まない)・中間処理	51	5. 廃 アルカリ	315
収集運搬(積替えを含む)・中間処理	18	6. 廃 プラスチック類	3,146
収集運搬・埋立処分	0	7. 紙 く ず	1,613
収集運搬・中間処理・埋立処分	1	8. 木 く ず	2,296
中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	0	9. 織 維 く ず	1,451
海 洋 投 入 処 分	0	10. 動 植 物 性 残 渣	463
収集運搬・海洋投入処分	0	11. ゴ ム く ず	2,401
収集運搬・中間処理・海洋投入処分	1	12. 金 属 く ず	2,952
		13. ガ ラ ス く ず	2,963
		14. 鋳 さ い	138
		15. が れ き 類	3,013
		16. 動 物 の ふ ん 尿	1
		17. 動 物 の 死 体	1
		18. ば い じ ん	87
		19. 処分するために処理したもの	392
許 可 業 者 数 合 計	3,852	合 計	23,215

(注) 平成12年度の許可件数 415件 (新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成13年3月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	396	1. 廃 油	220
収集運搬(積替え・保管を含む)	7	2. 廃 酸	195
中 間 処 理	8	3. 廃 アルカリ	175
埋 立 処 分	0	4. 感 染 性 産 業 廃 棄 物	102
収集運搬(積替えを含まない)・中間処理	9	5. 廃 P C B 等	0
収集運搬(積替えを含む)・中間処理	8	6. P C B 汚 染 物	0
収集運搬・埋立処分	0	7. 指 定 下 水 道 汚 泥	0
収集運搬・中間処理・埋立処分	0	8. 鋳 さ い	9
中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	0	9. 廃 石 綿 等	23
		10. ば い じ ん	25
		11. 燃 え 殻	10
		12. 汚 泥	119
		13. 処分するために処理したもの	0
許 可 業 者 数 合 計	428	合 計	878

(注) 平成12年度の許可件数 45件 (新規許可)

資料18-1 「大阪市地域新エネルギービジョン」【概要版抜粋】

I. 新エネルギービジョンとは……

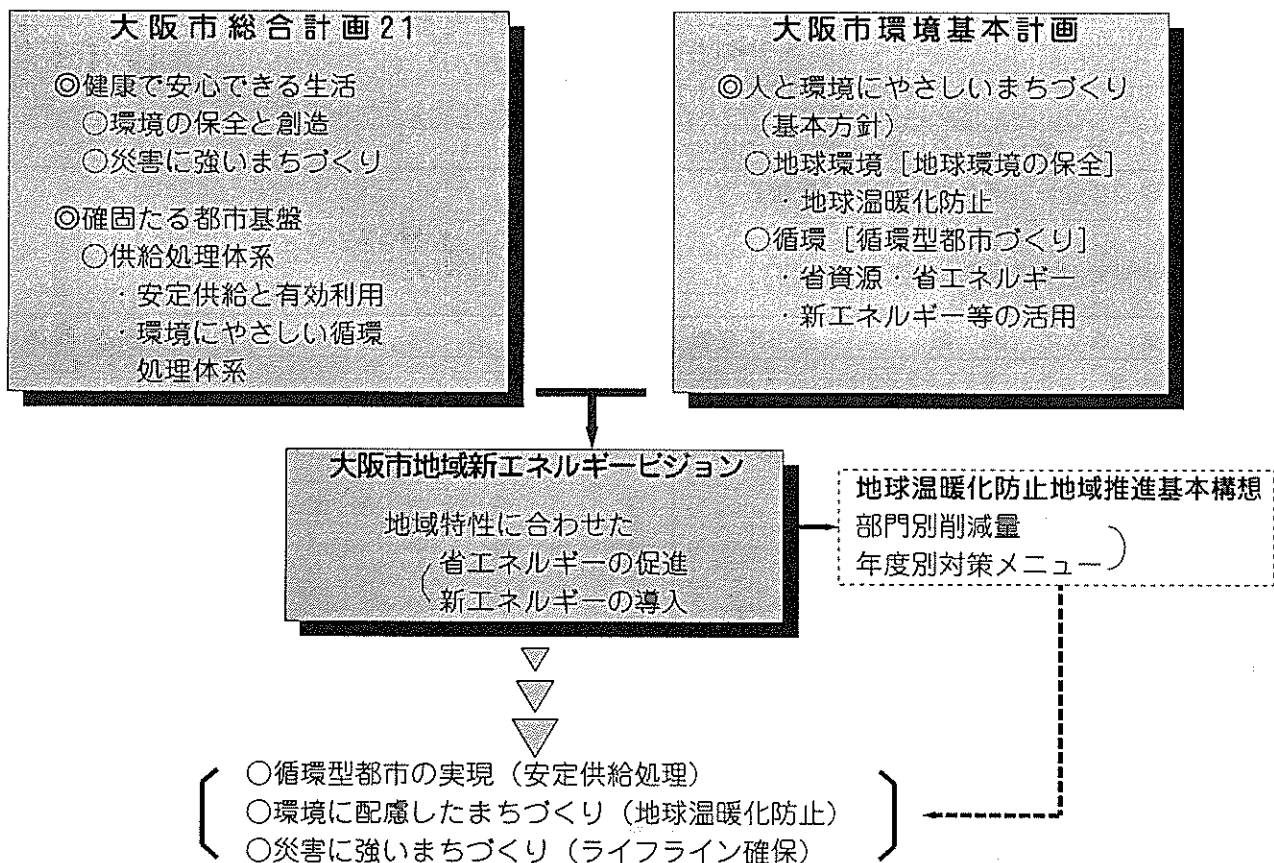
1. 目的と位置づけ

○本ビジョンは、行政をはじめ市民や事業者が行うさまざまな取り組みにおいて、省エネルギーの促進とともに、新エネルギーを適切に導入推進していくための指針であり、大阪府域における省エネルギー促進および新エネルギー導入に関する基本方針や推進施策を明らかにし、地域にあった具体的な取り組みや主要プロジェクトでの導入の方向性などについて検討したものです。

○なお、上位計画である「大阪市総合計画21」と「大阪市環境基本計画」では、快適な都市生活と都市活動を支えるためのエネルギーの安定供給の確立や都市環境問題、地球環境問題への対応方策として、エネルギー使用の合理化や「新エネルギー」の適切な導入促進が位置づけられており、本ビジョンはその方針に基づく基本的な行動計画といえます。

○また、本ビジョンは、今後策定が予定される「地球温暖化防止地域推進基本構想」とも関連していくものです。

■ 地域新エネルギービジョンの位置づけ



2. 対 象

- 対象地域は、大阪市全域とする。
- 「エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」における分類に沿って、①再生可能エネルギーおよび②リサイクル型エネルギー、そして③従来型エネルギーの新利用形態を対象とします。

■対象とする新エネルギー

① 再生可能エネルギー

太陽エネルギー・風力エネルギー・温度差エネルギーなどの自然界に存在するエネルギーを、再生可能エネルギーと呼びます。再生可能エネルギーは化石燃料と比較して、無尽蔵で枯渇する心配がないのが特徴です。

② リサイクル型エネルギー

日常生活や生産活動に伴って発生する廃棄物や廃熱も、エネルギー資源として活用が可能です。これらのエネルギーはリサイクル型エネルギーと呼ばれ、廃棄物の焼却廃熱や下水熱、地下鉄駅舎からの廃熱などがあります。

③ 従来型エネルギーの新利用形態

エネルギー利用の高効率化を図るコージェネレーションシステム並びに燃料電池、クリーンエネルギー自動車は、従来型エネルギーの新しい利用形態として、今後の活用が期待されています。

- なお、化石エネルギーの消費削減や地球環境問題への適切な対応を図っていくためには、新エネルギーの導入とともに、適切な省エネルギー対策を講じていく必要があります。
- また、新エネルギーを効果的に活用していくためには、エネルギー需要量の削減や平準化といった省エネルギー対策を含めた総合的な検討が不可欠となります。
- こうした観点から、本ビジョンにおいては、新エネルギーの導入とともに、一体的に講ずべき省エネルギー対策についても、必要に応じて総合的に取り扱うものとします。

3. 期 間

- 1999～2010年度（平成11～22年度）を対象期間とします。

II. エネルギー需給動向

○石油や石炭、天然ガス等のエネルギー資源は一次エネルギーと呼ばれます。一次エネルギーは発電所やガスプラント、精油所などのエネルギー転換部門を経て、電力や都市ガス、石油製品などの二次エネルギーに加工されて、最終的に生産活動や日常生活で消費されています。

1. エネルギー供給状況

○電 力

市内には3ヶ所の火力発電所が立地しており、1996年度の発電電力量は97億[KWh]でした。これに対して、市域での電力消費量は224億[KWh]で、電力の多くは市域外から供給されています。

○都市ガス

都市ガス製造工場は市内に1ヶ所立地していますが、この工場ではナフサ・LPGを主原料としており、天然ガスを主な原料とする都市ガスは全て市域外から供給されています。

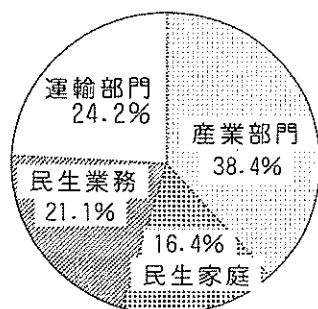
○石油・石炭製品

石油・石炭製品については、市内の関連事業所が少ないことから、市域外からの供給割合が大きいと考えられます。

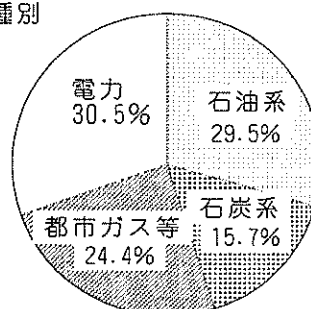
2. エネルギー需要の現状

■大阪市におけるエネルギー需要量（1996年度）

部門別

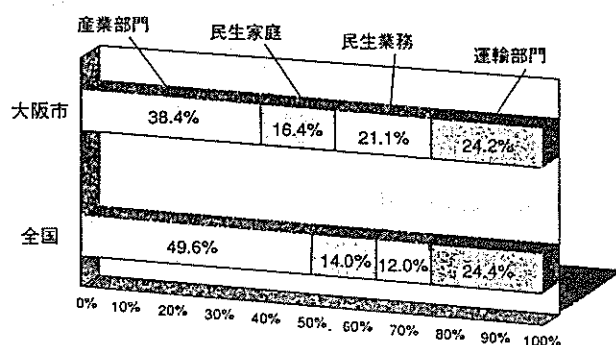


エネルギー種別



エネルギー需要量 = 63,248 [Tcal/年]

■本市と全国のエネルギー需要内訳の比較



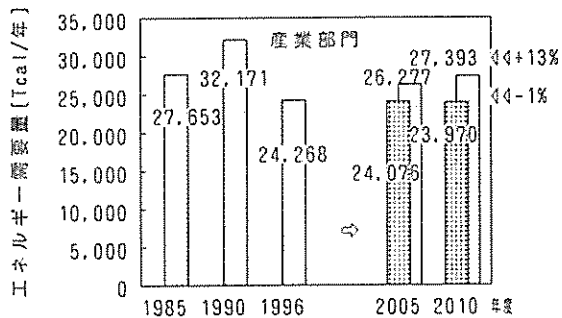
本市は全国平均より産業部門のエネルギー需要量の割合が小さく、民生部門、とりわけ民生業務部門での需要量の割合が大きくなっています。

※全国のエネルギー需要内訳は
総合エネルギー統計から算出

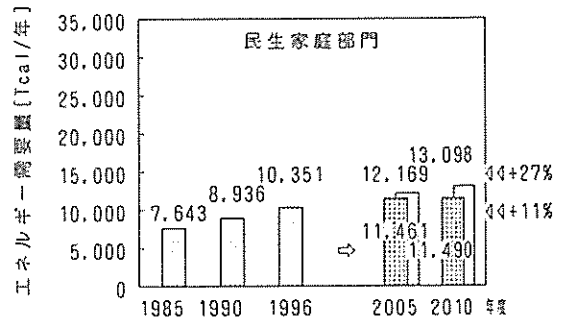
3. エネルギー需要の将来予測

○1996年度の実績値をベースとして、過去（1985年度、1990年度）のトレンドから、部門別に2010年度までのエネルギー需要量の予測を行いました。予測にあたっては、過去からのトレンドで推移するケースと、省エネルギーが普及するケースの2通りを設定しています。その結果、次のように推移していくと予想されます。

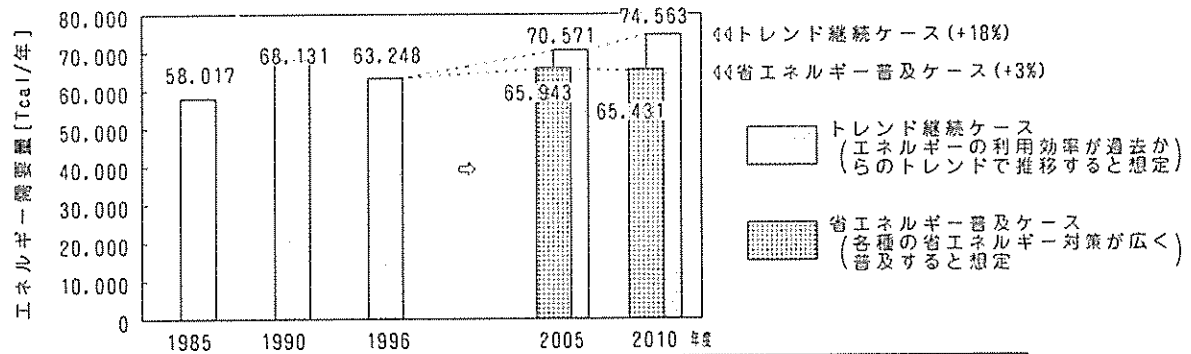
■エネルギー需要量の将来予測



産業部門では引き続き省エネルギー化が促進され、需要量はほぼ横ばい推移するものと予想されます。



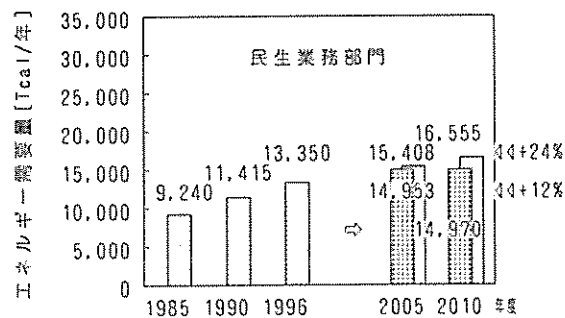
民生家庭部門では需要量は増加を続けています。電化の普及に伴って省エネルギー対策が普及した場合でも、約10%の伸びが予想されます。



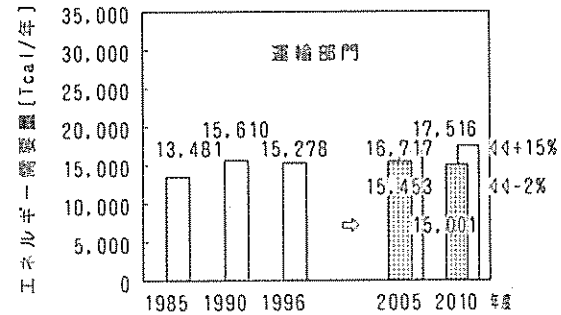
44トレンド継続ケース(+18%)
44省エネルギー普及ケース(+3%)

トレンド継続ケース (エネルギーの利用効率が過去からのトレンドで推移すると想定)
 省エネルギー普及ケース (各種の省エネルギー対策が普及すると想定)

本市のエネルギー需要量は、1990年度から1996年度にかけては減少していますが、今後は増加に転ずるものと予想されます。2010年度までの伸び率は最大で18%となり、各種の省エネルギー対策が普及した場合でも3%の伸びが予想されます。



民生業務部門の需要量は、床面積の増加やOA設備の普及に伴って増加を続けています。省エネルギー対策が普及した場合でも、約10%の伸びが予想されます。



運輸部門では自動車保有台数が増えていることが現状であり、省エネルギー対策が普及した場合でも、約2%の減少に転ずる可能性があります。

Ⅲ. 新エネルギーの賦存状況

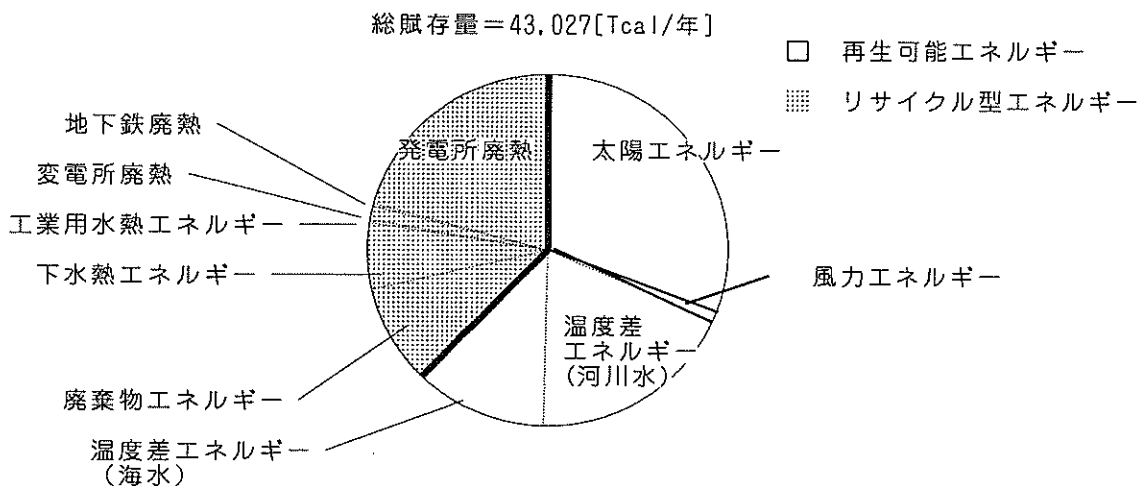
○市域には太陽エネルギーや温度差エネルギーといった再生可能エネルギーや、ごみ焼却工場から発生する焼却熱や地下鉄駅舎からの廃熱といったリサイクル型エネルギーなど、現時点では利用されていない様々なエネルギーが存在しています。

○これらの新エネルギーの潜在的な活用可能量（賦存量）※ は、年間当たり43,027[Tcal]となっています。

○この他に、活用が期待される新エネルギーとして、コージェネレーションシステムや燃料電池、クリーンエネルギー自動車などが挙げられます。

※実際の活用にあたっては、立地特性や経済性などの諸条件を考慮する必要があります。

■新エネルギーの潜在的な活用可能量（賦存量）



■市域の新エネルギー賦存特性と活用の方向性

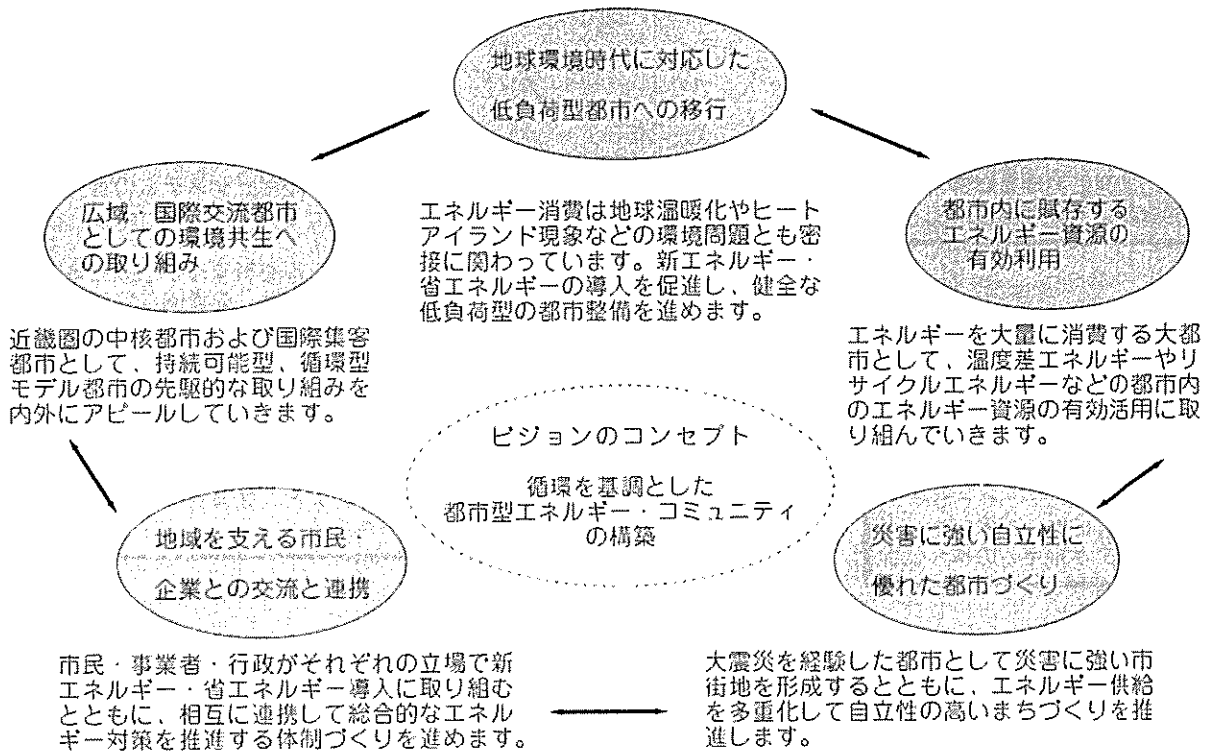
- ① エネルギー密度は低いが大いに賦存する太陽エネルギー
比較的日照条件に恵まれた本市には、エネルギー密度は低いものの膨大な太陽エネルギーがあることから、全市域での活用が期待できます。
- ② 広範囲にわたって豊富に賦存する温度差エネルギー
市内を縦貫する河川や大阪湾の存在により、広い範囲での温度差エネルギーの利用の可能性があります。
- ③ 高温度レベルの廃棄物エネルギーがまとまって賦存
ごみ焼却工場からは温度レベルの高いエネルギーが発生しており、廃棄物発電や地域冷暖房などへの活用が期待されます。
- ④ 全市域に賦存する多様なリサイクル型エネルギー源
下水処理場やポンプ所、変電所などの各種の都市施設が、市街地や臨海域を中心に数多く分布しており、様々な活用が期待されます。
- ⑤ 潜在需要の大きい従来型エネルギーの新利用形態
本市では業務系建築物の着工規模が大きいことから、コージェネレーションシステムの導入が期待されます。また、自動車保有台数も伸びを示していることから、クリーンエネルギー自動車の潜在的な導入可能性も高いと考えられます。

IV. 基本計画

○大阪市はエネルギー供給の多くを市域外に依存しています。また、「水の都」と称されるように水資源に恵まれ、市域には様々な都市施設が集積していることから、再生可能エネルギーやリサイクル型エネルギーの活用が期待されます。

○これらの特性を踏まえた、大阪市の新エネルギービジョンのコンセプト並びにコンセプトを踏まえた各部門別の新エネルギー導入の基本的方向性は次のとおりです。

■ビジョンのコンセプト



■部門別の基本的方向性

〈産業部門〉

- ①新エネルギーの自家利用の促進
- ②新エネルギー・省エネルギー技術の研究開発

〈民生業務部門〉

- ①既設建物のエネルギー管理の強化・省エネルギー改修
- ②新エネルギー・省エネルギー機器の普及促進
- ③経済面からの支援制度の活用

〈民生家庭部門〉

- ①住宅の断熱化の推進
- ②新エネルギー・省エネルギー機器の普及促進
- ③太陽エネルギーの積極的な利用

〈運輸部門〉

- ①クリーンエネルギー自動車の集中的な導入
- ②エコステーション等の充填施設の整備拡充
- ③TDM（交通需要マネジメント）と一体となった導入促進

〈公共部門〉

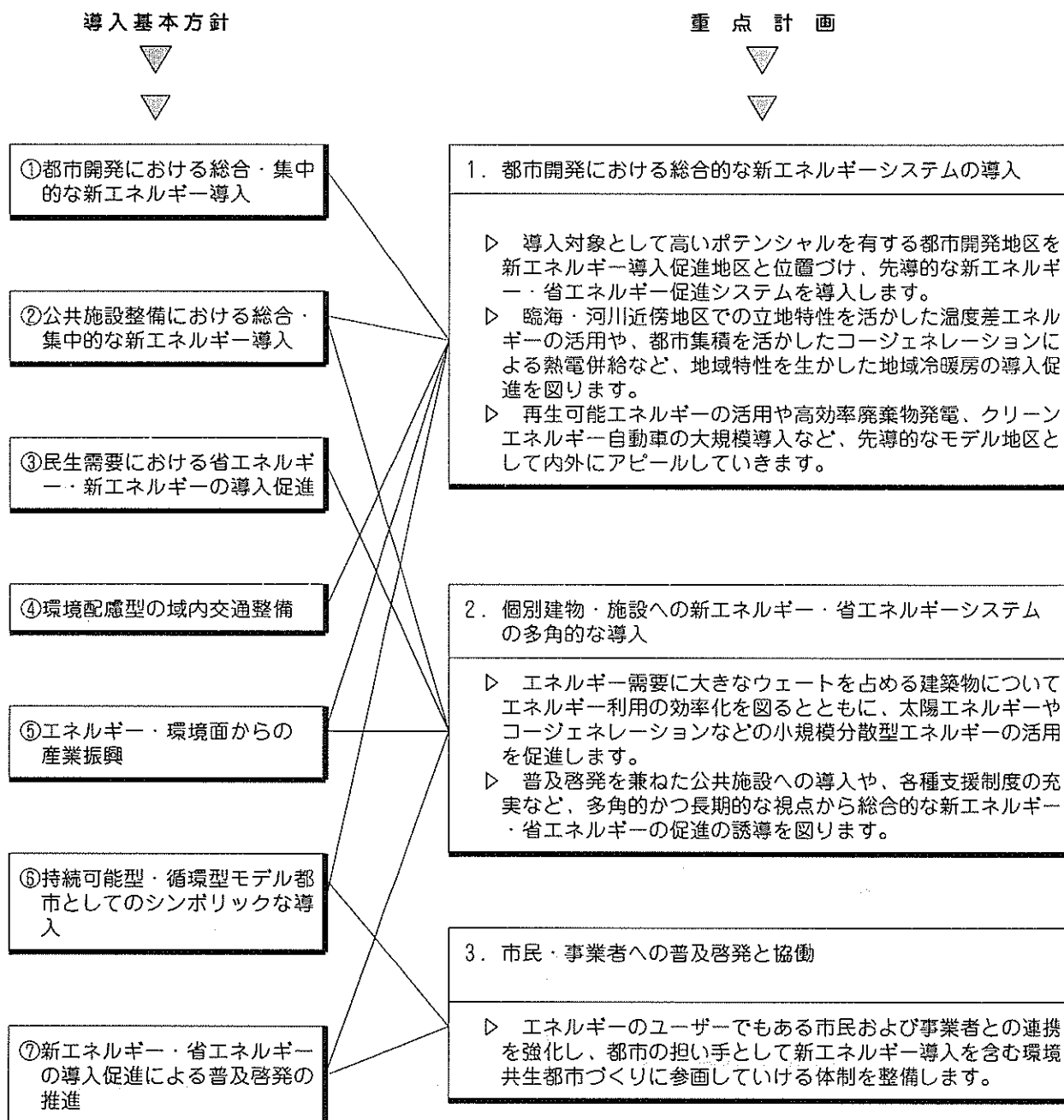
- ①公共施設や公用車への率先的な新エネルギー導入
- ②都市開発での総合的・一体的な導入
- ③市民・事業者への普及啓発や導入への取り組みの支援

V. 重点計画

○新エネルギー導入基本計画を具体化して、実現可能なものへ近づけるためには、普及促進を図る上で、先導的な役割を担う施策の展開が重要となります。

○ビジョンに基づく新エネルギー・省エネルギー導入を実現可能とするための施策・プロジェクトを重点計画と位置づけ、その推進を図っていきます。

■新エネルギー導入基本方針と重点計画



VI. 導入見通し

○ここでは重点計画の推進による新エネルギー導入効果の把握のため、2010年度における新エネルギー導入見通しについて試算を行いました。

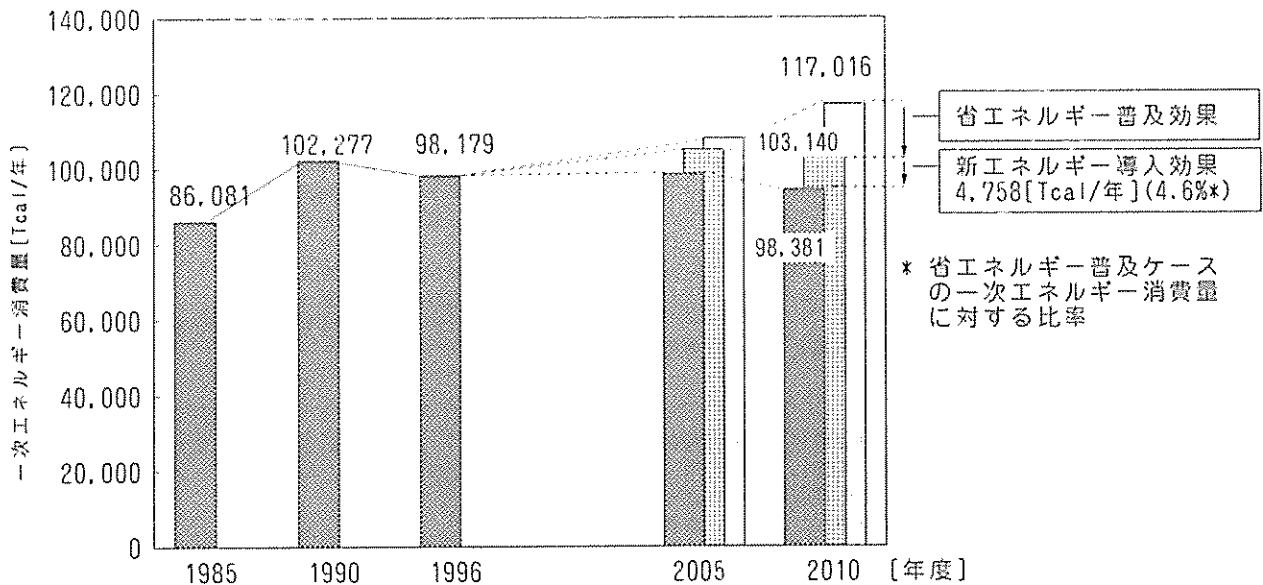
(2010年度における一次エネルギー消費量)

- トレンド継続ケース : 117,016 [Tcal/年]
- 省エネルギー普及ケース : 103,140 [Tcal/年]
- 新エネルギー導入ケース : 98,381 [Tcal/年]

○新エネルギー導入見通しの試算にあたっては、近年の新エネルギー関連技術の開発動向および導入状況、国における新エネルギー導入の将来見通しや、本市における都市開発計画や建築物の着工状況、並びに導入推進上の課題の解決などを総合的に考慮したうえで仮定を行っています。

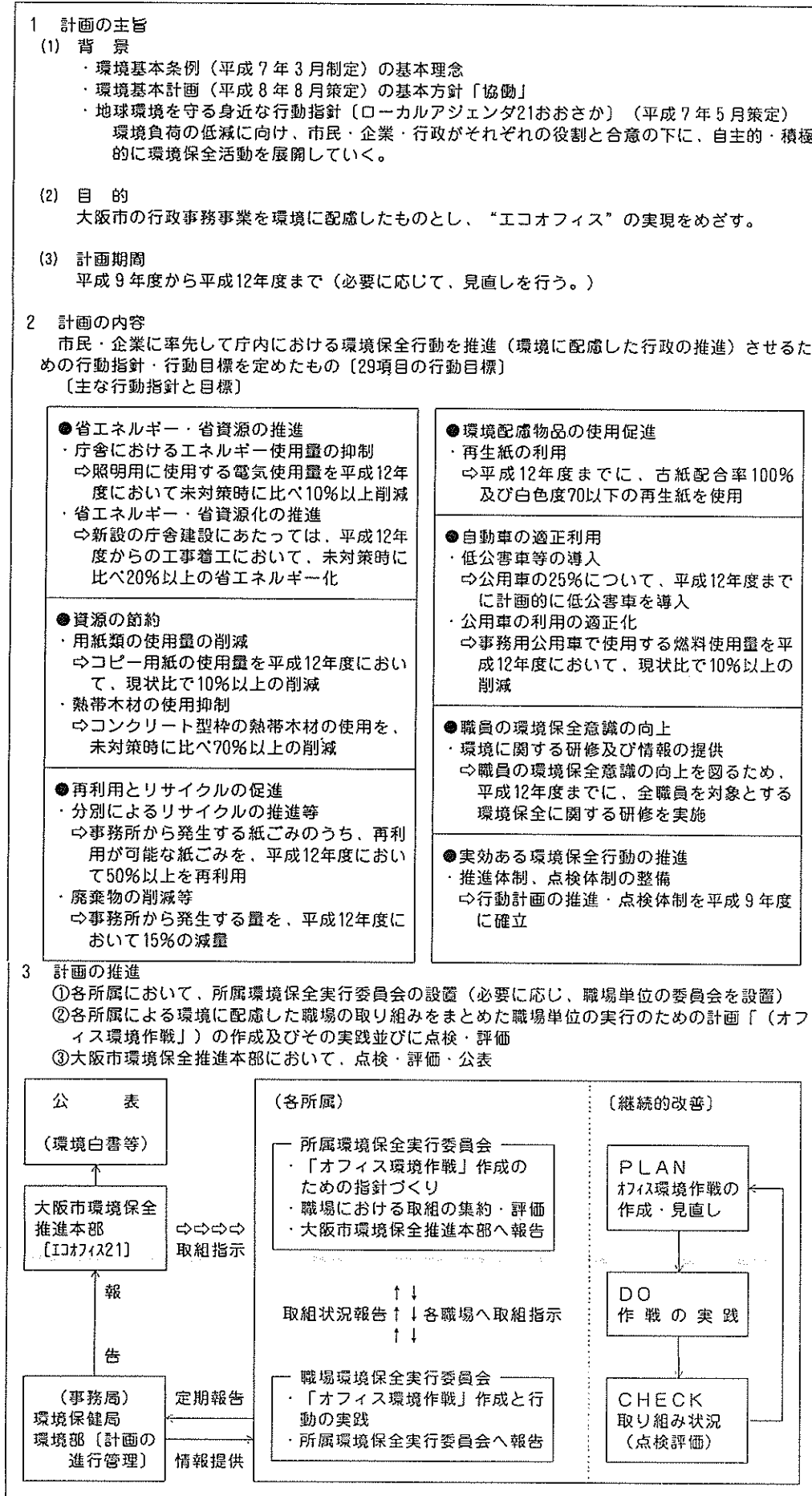
また、導入見通しについては、現状の原油価格や為替レートなどの経済情勢を前提としています。

■新エネルギー導入見通し



新エネルギーの導入により、2010年度には4.6%の一次エネルギーの削減が期待できます。

資料19-1 大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要



資料20-1 平成12年度環境月間行事実施内容

行 事 名	概 要	参加人数	期 間
ECO縁日2000-遊ぶ、創る、楽しむ-	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“縁日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	6,206人	6/24 6/25
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリー体験」と「お米づくり田植え体験」を実施した。	190人	6/ 4 6/10 6/11
環 境 講 座	「砂漠と砂漠化」、「水質汚濁・土壌汚染の現状と対策」等をテーマに市民向け、企業向け環境講座を開催した。	173人	6/9～ 7/30
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催した。	構成 31団体	6/27
自動車排出ガス街頭検査	走行中の自動車を対象とし、特にディーゼル車に重点を置いて車両の排出ガス中のディーゼル黒煙、一酸化炭素及び炭化水素等の検査を行い、整備不良車には整備命令等の処分を行った。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレットを配付した。	延べ 154台	6/ 1 6/ 6 6/ 7 6/13
公害総点検	工場・事業場等に対して立入調査を強化するとともに企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	延べ 3,452件	6/1 ～ 6/30
常時監視システムを利用した環境教室の開催	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	28人	6/27
工場・事業場の環境関連研修会	市内の大気汚染とテレメータシステムによる常時監視・自主管理等についての研修会を開催した。	39人	6/27
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知用のポスター等を掲出した。	—	5/31～ 6/30

資料20-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲 出 場 所 等
ポスター	STOP THE 空気の汚れ ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	今日は、車の休養日!! (府と協同)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	知らないうちに汚しています ～アイドリング・ストップ、ご協力ください～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	暖房器具の温度は20度を目安にしましょう (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	STOP THE 空気の汚れ ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配付
	今日は、車の休養日!! (府と協同)	市関係窓口等で市民に配付
	知らないうちに汚しています ～アイドリング・ストップ、ご協力ください～ (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配付

〈各種啓発用ポスター等〉



資料21-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価法の対象事業等一覽表

事業の種類	内容	大阪市環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価法対象事業	環境影響評価法第一種事業	同第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(車線増) 一般道路の新設・改築(車線増)	全事業(阪神高速・自動車専用道路を含む) 4車線以上かつ3km以上	同左 同左 林道: 幅員6.5m以上かつ10km以上	全線(橋脚幅員4m以上/6m未満は除外) 国道: 4車線以上かつ10km以上 大規模林道: 2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
鉄道又は軌道	鉄道等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同左	新幹線(橋脚幅員): 全事業 普通線・軌道(橋脚幅員): 10km以上	7.5km以上 10km未満
飛行場	飛行場などの設置・変更	全事業	同左	滑走路長 2500m以上	1875m以上2500m未満
発電所	電気工作物の設置・増設	水力(橋脚幅員) 15,000kW以上 火力(橋脚幅員) 20,000kW以上 火力(橋脚幅員) 7,500kW以上	同左	水力 30,000kW以上 火力(橋脚幅員) 150,000kW以上 火力(橋脚幅員) 10,000kW以上 原子力 全事業	22,500kW以上 30,000kW未満 112,500kW以上 150,000kW未満 7,500kW以上 10,000kW未満
廃棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kl/日以上 産業廃棄物焼却施設 100t/日以上 汚泥・廃酸、廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設(設は、バーナー一定格能力の重油消費量4kl/時以上10ha以上) 最終処分場	ごみ焼却施設 100t/日以上 し尿処理施設 200t/日以上 産業廃棄物焼却施設 最終処分場 同左	同左	同左
下水道終末処理場	終末処理場の新設・増設	計画処理人口 5万人以上	計画処理人口 10万人以上	同左	同左
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を定格で運転する場合において使用される燃料、原料の重油消費量4kl/時以上 水質汚濁防止法に規定する特定施設から排出される平均排水量 10,000m ³ /日以上	同左	同左	同左
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万m ² 以上かつ高さ150m以上	同左	同左	同左
駐車場など	駐車場、自動車かごの新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	同左	同左	同左
リクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	(開発行為の項に該当)	同左	同左
地下利用施設	地下利用に係る施設の新設・増設	地表面20m以下深の部分の容積50万m ³ 以上	同左	同左	同左
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha以上	40ha以上 50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	50ha以上	同左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
流通業務団地造成	流通業務団地造成事業	10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
開発行為	前号号以外の開発行為	50ha以上	施行区域面積 50ha以上(総合調整事業/特定調整事業/都市調整事業/農地調整事業)	施行区域面積 100ha以上 (総合調整事業/特定調整事業/都市調整事業/農地調整事業)	75ha以上 100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同左	同左	同左
工業団地造成	工業団地造成事業	10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・掘込面積 100ha以上	同左	埋立・掘込面積 300ha以上	同左
ダム・堰	ダム、堰の新築・改築	埋立・掘込面積 100ha以上	埋立面積 50ha以上 改築: 埋立面積50ha以上かつ埋立面積25ha以上	埋立面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
河川水位調整施設・放水路	河川水位調整施設・放水路の新築	同左	改築面積 50ha以上	改築面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
発生土の処分事業	発生土の処分・発生土による土地造成	同左	施行区域面積 10ha以上	同左	同左

資料21-2 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力 180万kW)	59. 4.18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見 59.10. 6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却：処理能力 600トン/日)	59. 9. 7	60. 1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地建設可能廃棄物量 12,000トン/日	60. 5.29	60. 9.20	府要綱 (市長意見 60. 9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60.12.27	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	61. 2.24	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62. 2.23	62. 6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62. 6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却：処理能力 600トン/日)	2. 4.23	2.11. 6	府要綱 (市長意見 2.11. 6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2.11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド計画事業	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4. 6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4.10.26	6. 7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6. 6.13	6.10. 4	都市計画 (知事決定)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場 舞洲工場建設計画	廃棄物処理施設 (処理能力: 焼却 1,200ト/日)	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画 (市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	工場 (敷地面積 55,000㎡/日)	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	8. 4.24	8. 8. 6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発電所 (火力: 出力 14.9万kW)	9. 4.23	9. 7.15	市要綱
10	大阪外環状線(都島〜久宝寺) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 14.9km)	10. 4.30	10. 7.16	市要綱 一部都市計画(建設)
	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ)建設事業	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha (同時駐車能力 約4,000台)	10. 4.30	10. 7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場 平野ごみ焼却場	廃棄物処理施設 (処理能力: 焼却 900ト/日)	10. 4.30	10. 7.16	都市計画 (市決定)
	関西国際空港2期事業	飛行場 (滑走路1本 4,000m)	10. 4.30	10. 8.27	府要綱 (市長意見 10. 9. 9)
	西島エネルギーセンター 電力卸供給事業	発電所 (火力: 出力 14.99万kW)	10. 7.16	10.10.13	市要綱
	大阪都市計画都市高速鉄道 第8号線(井高野〜今里)	軌道 (区間の長さ 12km)	11. 1.18	11. 2.19	都市計画 (知事決定)
	(仮称)難波再開発A-1地区 建設事業	駐車場 (同時駐車能力 1,350台)	11. 1.18	11. 4.23	市要綱
	大阪港新島地区埋立事業及び 大阪沖埋立処分場建設事業	公有水面の埋立・陸揚埋立 埋立面積 205ha (うち廃棄物処分場 95ha)	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
	南港東地区(木材整理場) 埋立事業	公有水面の埋立 (埋立面積 25ha)	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000㎡	11. 2.19	11. 7. 2	市要綱・市条例	

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ) 建設事業 (残土搬出関連)	ワレエ・ジョ)施設・駐車場 (面積 54ha) (同時駐車能力 約4,000台)	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称)NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12.3.3	12.4.7	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
12	(仮称)NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	12.8.10	12.10.2	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	大阪外環状線(新大阪~都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ約5.4km)	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見 13.3.5) 〔環境影響評価方法書〕

付 録

(付 録)

1. 大阪市環境基本条例	402
2. 大阪市自動車公害防止計画	407
3. 大阪市水環境計画の概要	413
4. 大阪市緑の基本計画の概要	419
5. 大阪市景観形成基本計画の概要	421
6. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	423
7. 環境基準及び規制基準等	426
1. 大気汚染に係る環境基準	426
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	429
3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	430
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	430
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	431
(3) 底質の暫定除去基準	436
(4) 法令による排水規制基準	437
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	438
5. 騒音に係る環境基準	439
6. 自動車騒音の限度（要請限度）	441
7. 航空機騒音に係る環境基準	442
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	443
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	444
10. 道路交通振動の限度（要請限度）	446
11. 騒音・振動に係る規制基準等	446
12. 悪臭に係る規制基準	449
13. 土壌の汚染に係る環境基準	451
14. 環境庁の「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の概要	452
15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要（環境基準・排出基準等）	453
16. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）	455
17. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）	455
8. 大阪市環境審議会	458
9. 大阪市環境保全推進本部	464
10. 大阪市環境関係課・所	466
11. 環境関係協議会等一覧表	471
12. 年 表	481

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

目次

前文

第1章 総 則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、作りだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

- (4) 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
 - (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
 - (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
 - (7) 地球環境保全に資する施策の推進
2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。
3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。
5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導

又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 大阪市自動車公害防止計画

(1) 経過

大阪市では平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定し、公共交通機関の整備・拡充やノーマイカーデーの実施により自動車交通量の伸びを抑制するとともに、電気自動車など低公害車の普及促進にも取り組み、国に対しては、自動車排出ガス規制の強化を要望してきた。

「当初計画」策定後、平成元年12月に中央公害対策審議会から「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」答申があり、また、平成4年12月には「自動車NOx法」が施行され、平成5年12月からは使用車種規制が実施された。

このように、「当初計画」策定以降、自動車排ガス対策を取り巻く状況が大きく変化してきたので、これらに対応して、窒素酸化物対策のより一層の推進を図るため、新たな具体施策を確立することが、必要となった。

一方、本市の自動車騒音の現況は、幹線道路沿道においては大部分が環境基準を超過しており、また、主要幹線道路については夜間に要請限度を超過している区間がかなりあるという状況である。この状況を改善するため、自動車騒音・振動対策についても具体的な施策を検討し、積極的に推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、窒素酸化物対策のより一層の具体化、自動車騒音・振動対策の推進等、総合的な自動車公害対策を実施するため平成7年7月に「当初計画」を改定した。

(2) 計画の期間

計画の期間は、当初計画と同じく平成12年度までとする。ただし、大気汚染に係る環境保全目標のうち、浮遊粒子状物質については「大阪市環境管理計画」に基づき平成17年度までとする。

(3) 自動車公害対策の施策体系

自動車公害対策の施策体系は、発生源対策、交通対策、道路構造・沿道対策及び啓発の4本柱に集約し、相互の対策を有機的に関連づけながら、その具体化に取り組んでいる。

(4) 窒素酸化物対策について

① 目標排出量

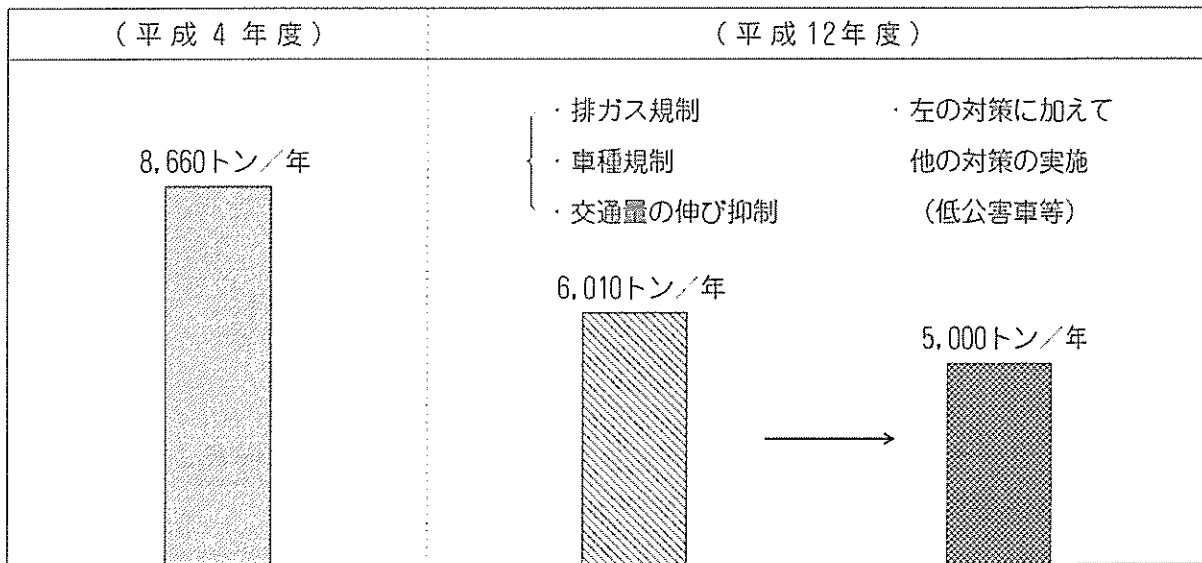
窒素酸化物排出量を現状（平成4年度）の8,660トン/年から3,660トン/年削減（削減率42.3%）して、平成12年度には当初計画どおり5,000トン/年にすることを目標とする。

削減量の内訳は、自動車排出ガス規制・車種規制・自動車交通量の伸びの抑制により2,650トン/年、低公害車等の普及促進により830トン/年、交通の円滑化により180トン/年、合計3,660トン/年である。

自動車公害対策の施策体系

大分類	中分類	施策の項目
発生源対策	単体規制の強化	<input type="checkbox"/> 自動車排出ガス規制の強化 <input type="checkbox"/> 自動車騒音規制の強化
	使用車種規制	<input type="checkbox"/> 「自動車NO _x 法」に基づく車種規制
	低公害車の普及促進	<input type="checkbox"/> 公用車への積極的導入 <input type="checkbox"/> 民間における普及促進 ・助成・融資制度の拡充 ・燃料供給施設等の整備
	低NO _x 車の普及促進	<input type="checkbox"/> 低NO _x 車指定制度の創設
交通対策	交通量対策	<input type="checkbox"/> 人流対策 ・公共交通機関の整備・拡充 ・公共交通機関の利便性の向上等 ・自動車利用の適正化 <input type="checkbox"/> 物流対策 ・貨物自動車使用合理化の促進 ・適切な輸送手段の選択の促進 ・物流拠点の整備等
	交通流対策	<input type="checkbox"/> 機能的な道路ネットワークの充実 <input type="checkbox"/> 道路空間の立体利用 <input type="checkbox"/> ボトルネックの解消 <input type="checkbox"/> 駐車対策の推進 <input type="checkbox"/> 交通管制システムの高度化 <input type="checkbox"/> 交通規制等 ・通過交通の排除（生活道路） ・大型車通行規制 ・車速規制 ・大型車の高速道路への誘導
道路構造・沿道対策	道路構造対策	<input type="checkbox"/> 基本構造の改善 ・立体交差化等 <input type="checkbox"/> 環境施設帯の設置（高速道路） <input type="checkbox"/> 歩道の拡幅 <input type="checkbox"/> 遮蔽施設の設置 ・防音壁の設置 ・植樹帯の設置 <input type="checkbox"/> 路面の改良 <input type="checkbox"/> 低濃度脱硝装置の検討
	沿道対策	<input type="checkbox"/> 緩衝空間の設置 ・沿道土地利用の適正化 ・バッファビルの建設 <input type="checkbox"/> 沿道住宅の防音化の促進
普及啓発	啓発活動	<input type="checkbox"/> 広報媒体等による啓発 <input type="checkbox"/> イベントの開催 <input type="checkbox"/> 事業者への協力要請
	環境教育	<input type="checkbox"/> 環境教育拠点施設等の活用 <input type="checkbox"/> 講演会・研究会の開催

目 標 排 出 量



現状 (平成4年度) からの窒素酸化物削減量の内訳

対 策	削 減 量 (トン/年)	割 合 (%)
・自動車排出ガス規制 ・「自動車NOx法」の車種規制 ・自動車交通量の伸び抑制 (人流対策、物流対策)	2,650	72
低公害車及び低NOx車の普及促進	830	23
交通流対策 (交通流の円滑化)	180	5
合 計	3,660	100

- (注) 1. 人流対策及び物流対策により、平成4年度から平成12年度までの自動車交通量の伸びを5%程度にとどめるよう努める。
 2. 低NOx車とは、ガソリン車やディーゼル車の中でNOx排出量が規制基準値に比べて相当程度低い自動車のことをいう。

② 施 策

ア 排出ガス規制の強化

ディーゼル車の長期目標の早期実施を国に要望する。

イ 車種規制の実施等

「自動車NOx法」に基づく特定自動車排出基準適合車への早期代替等を促進する。

ウ 低公害車・低NOx車の普及促進

低公害車等を公用車に積極的に導入するとともに民間への普及促進を図る。

エ 人流対策

交通量の伸びを抑制するために公共交通機関の整備・拡充等を図る。

オ 物流対策

貨物自動車使用合理化の促進等に努める。

カ 交通流対策

交通の流れを円滑化するため、駐車対策等を推進する。

キ 局地汚染対策

高濃度汚染地域の特性に応じた局地汚染対策を検討し、環境の改善に努める。

ク 普及啓発

自動車公害防止に関する啓発活動及び環境教育を展開していく。

特に、ディーゼル車は市内の自動車から排出される窒素酸化物の2/3を占めており、ディーゼル車対策を重点課題として上記の施策を進める。

③ 重点施策

ア 低公害車等（低公害車及び低NO_x車）の普及促進

改定した計画では、低公害車の普及促進を重要な柱として位置づけている。低公害車には、排出ガスを全く出さない電気自動車、ディーゼル車に比べNO_x排出量が少なく、黒煙をださない天然ガス自動車、LPG自動車、メタノール自動車、ディーゼル車より20%程度NO_xを低減できるハイブリッド自動車がある。これらの低公害車は価格が高く、走行距離、燃費などの性能面も十分でないため、普及が進んでいないのが現状であるが、NO_x削減のためにはその普及が不可欠である。

また、従来のガソリン車やディーゼル車の中にも、規制基準値と比較して実際のNO_x排出量が相当程度低い自動車があるが、このような自動車を低NO_x車と位置づけ、普及を図っていくことも有効な施策である。

(ア) 低公害車の普及促進

○大阪市公用車への積極的導入

需要を喚起し価格の低減化を図ることにより、民間への普及を促進するため、率先して本市公用車に電気自動車等の低公害車や低NO_x車を計画的に導入する。そのため、平成12年度末までの公用車の低公害車等（貨物車の低NO_x車も含む）への転換目標を全公用車の25%である1,000台と設定し、導入を推進する。

○民間への普及促進

- ・事業者到低公害車の導入を働きかけ、利用者の拡大に努める。
- ・大阪市の助成・融資制度の拡充、国への助成制度の拡充等の要望、低公害車利用者への使用上の優遇措置の検討等により、利用しやすい条件整備を図っていく。
- ・燃料供給施設等の整備を促進する。
- ・低公害車の利用者へステッカーを交付し、低公害車のPRを図る。

(イ) 低NO_x車の普及促進

大阪市と京阪神の自治体6府県市(大阪府、京都府、兵庫県、京都市、神戸市)により「低NO_x

車指定制度」を創設し、関係機関や、自動車メーカーの協力を得て、低NOx車の普及を図る。

(7) 普及目標台数の設定

低公害車、低NOx車を普及させていくため、大阪市内における普及目標台数を次のとおり設定する。

車 種	普及 目 標
電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車 LPG自動車*、低NOx車（貨物・バス）	30,000台
低NOx車（乗用車）	全乗用車の70%以上

（注）LPG自動車*は、車両総重量2.5トン超の貨物車等に普及を図る。

イ 貨物自動車使用合理化の促進

「自動車使用合理化マニュアル」を作成し、事業者に配付して協力を要請するとともに、企業による自主的な取り組みを促進するため、主要な運送事業者並びに荷主と「自動車NOx削減計画」の策定を目的とした協定を締結する。

また、クリーンドライビングキャンペーン等で事業者への啓発活動や協力要請を行う。

(5) 浮遊粒子状物質（SPM）対策について

① 目標排出量

大阪市環境管理計画で設定された、自動車から排出される浮遊粒子状物質の目標量580トン/年（平成17年度）を本計画の目標量とする。

② 施 策

平成元年12月の中央公害対策審議会答申の長期目標の早期実施を国に働きかけるとともに、「自動車NOx法」に基づく特定排出基準適合車への早期転換を図る。

また、低公害車は粒子状物質対策としても有効であるため、積極的に普及促進を図る。ディーゼル車は低速度領域において、粒子状物質を多く排出することから、交通流の円滑化を関係機関と協力して推進する。

さらに、使用過程車対策として、実用的なDPFが開発された場合は、国などの技術的評価を踏まえ、その普及を促進するための施策を推進する。

(6) 道路交通騒音・振動対策

① 対策の目標

ア 道路交通騒音

本市の幹線道路の騒音レベルの現状からみて、環境基準の早期達成は困難な状況にある。このため、要請限度を下回ることを当面の目標として発生源対策、交通対策、道路構造対策等種々の対策を進め、さらに、環境基準達成にむけて努力する。

イ 道路交通振動

大部分の地域住民が日常生活において支障がないことをめざす。

② 施策

発生源対策として自動車騒音単体規制の強化の早期実施を国やメーカーに対して要望していくとともに、自動車騒音対策としても有効である低公害車の普及促進を図る。

また、生活道路からの通過交通の排除、大型車の通行規制、大型車の高架道路への誘導、自動車交通量の抑制等の交通対策を進める。

さらに、路面舗装の改善（路面の補修、低騒音舗装等）、歩道拡幅、防音壁の設置、高架道路のジョイントの改善（ノージョイント化）、環境施設帯の設置、立体交差化等の道路構造対策や沿道対策を推進するとともに、道路構造の改善や沿道の整備に関する制度の充実を図るよう国に要望していく。

③ 重点施策

幹線道路の騒音対策として、3デシベル前後の騒音低減が期待できる低騒音舗装の導入を段階的に進める。低騒音舗装の機能維持に関しては、現在改良中であることを考慮し、当面緊急性の高い要請限度を大幅に超えている区間について、沿道の土地利用を勘案しながら導入を図る。さらに、舗装材料の改良や維持技術について調査研究を進めながら、中長期的に要請限度を超過している区間全体に広げていく。

3. 「大阪市水環境計画」(平成11年5月策定)の概要

I 計画の構成とその概要

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の実施計画である。

(2) 目的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

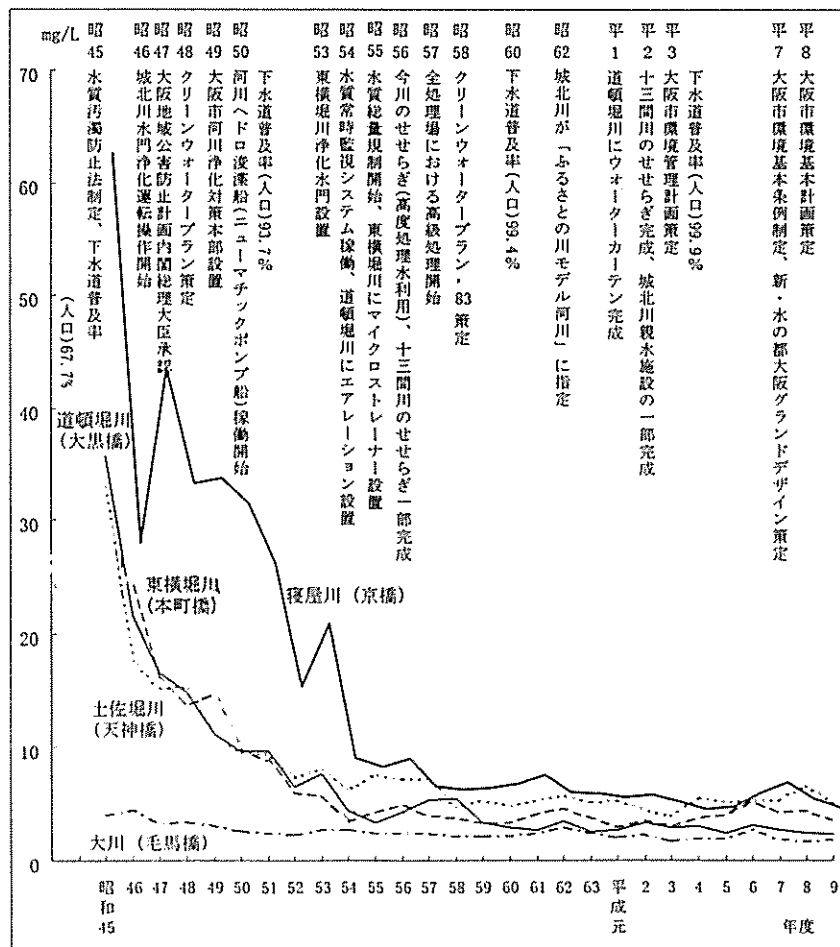
(3) 計画の期間は2010年度までとする。

第2章 水環境の現状と課題

1 水環境の現状

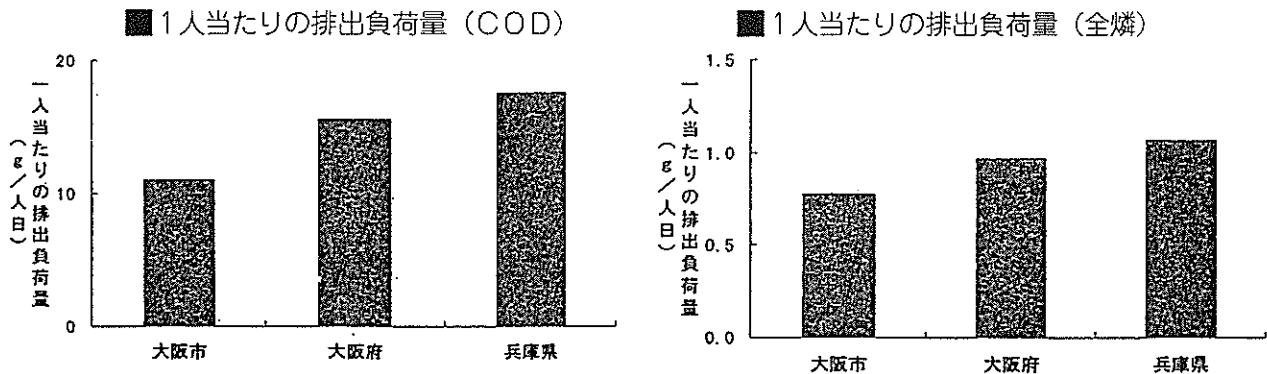
- (1) 昭和45年頃までの水質汚濁は著しい状況にあったが、下水道整備をはじめとする水質汚濁対策により大幅に改善してきている。

■市内河川のBODの経年変化



資料：大阪市資料

- (2) 下水道整備は昭和45年度には67.7%であったが、平成10年度には99.9%に達している。
- (3) 法条例に基づいて規制を強化し、水質常時監視システムにより工場等からの化学的酸素要求量（COD）の排出量を把握している。
- (4) このような対策の結果、大阪市の市民一人当たりのCOD排出負荷量は、大阪府や兵庫県に比べて相当軽減されている。（大阪府の約7割、兵庫県の約6割）



注) 上図は大阪市資料、大阪府環境白書平成10年版、兵庫県環境白書平成10年版より作成。

(5) 水質汚濁の状況

- ・河川は寝屋川水域を除いて、環境基準の達成率は高いものの、市内全域の環境基準達成率（地点比率）は7割（平成9年度）には達していない。
- ・大阪港のCOD環境基準（8 mg/L）は達成しているが、大阪湾中央部（COD環境基準：2～3 mg/L）は達成出来ていない。
- ・赤潮の要因となる燐、窒素の環境基準は達成できていない。

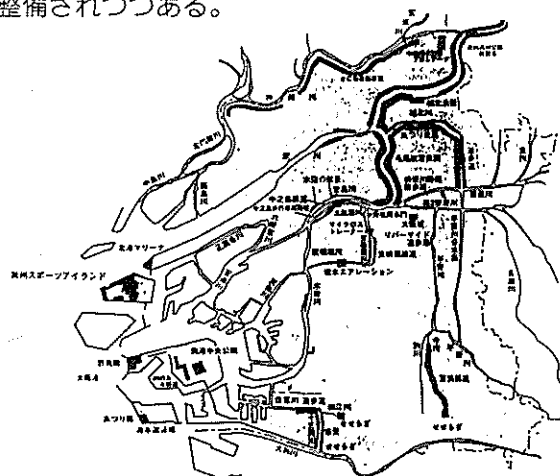
(6) 水辺の生き物

- ・淀川には多くの魚類が生息しており、市内中心部においても、コイ、フナ、ボラ等が見られる。
- ・淀川や南港野鳥園には多くの鳥類が飛来している。

(7) 水辺の空間

- ・中之島、淀川、道頓堀川をはじめ市内の中小河川でもせせらぎの復活などにより、快適な水辺の整備が行われている。
- ・市民が海に親しめる親水型の堤防や人工磯等が整備されつつある。

■ 快適な水辺マップ



資料：大阪市環境管理計画より一部修正

2 水環境の課題

- (1) 上流域の下水道整備などにより、河川上流からの流入負荷の削減が必要である。
- (2) 市民が楽しめる水辺や、水生生物の生育が可能な水辺の整備が望まれる。
- (3) 下水高度処理水や雨水の有効利用、河川水や海水の熱源水・冷却水としての利用の推進が望まれる。

第3章 水環境の目標像

1 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々な触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

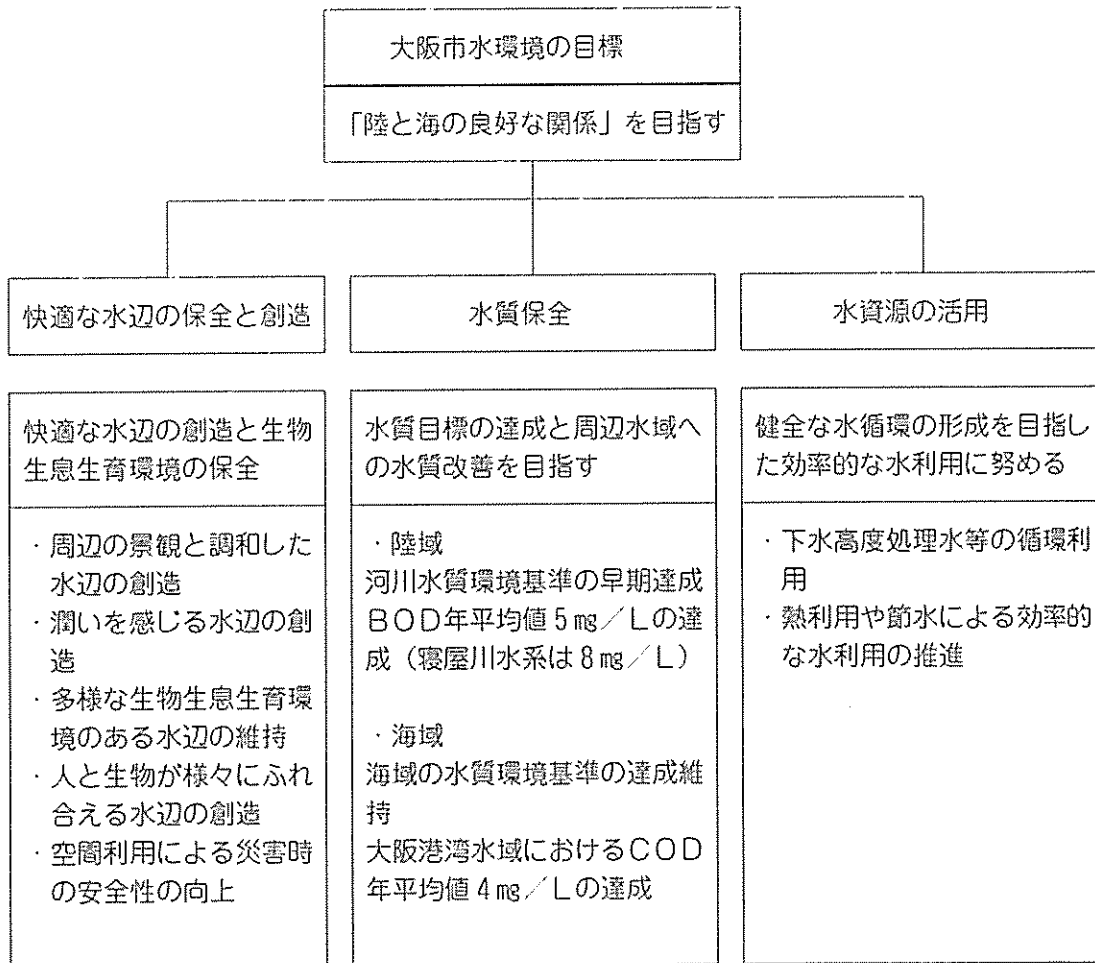
2 水質の保全

- (1) 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成
- (2) 大阪湾の水質目標（環境基準）の達成

3 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める。

□計画の目標

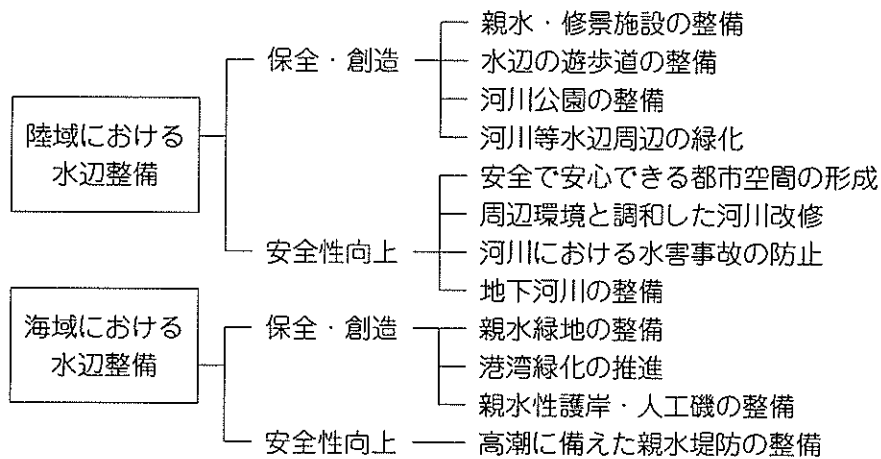


第4章 目標達成のための施策展開

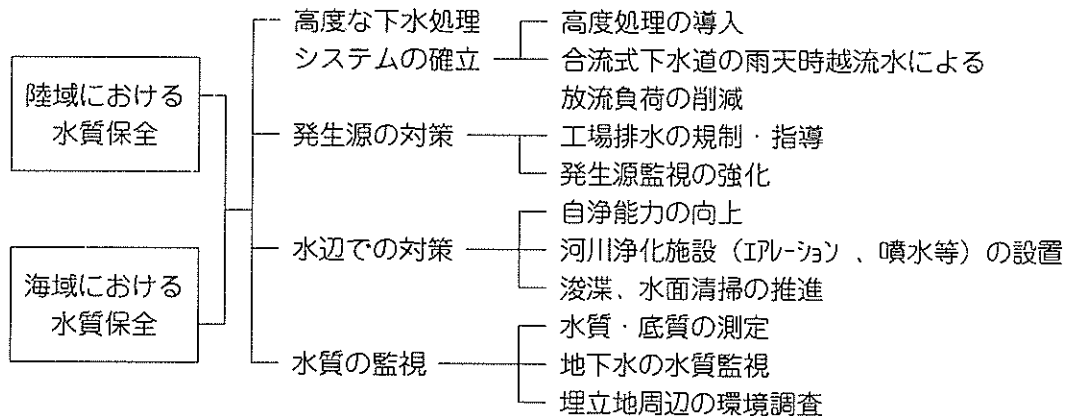
1 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

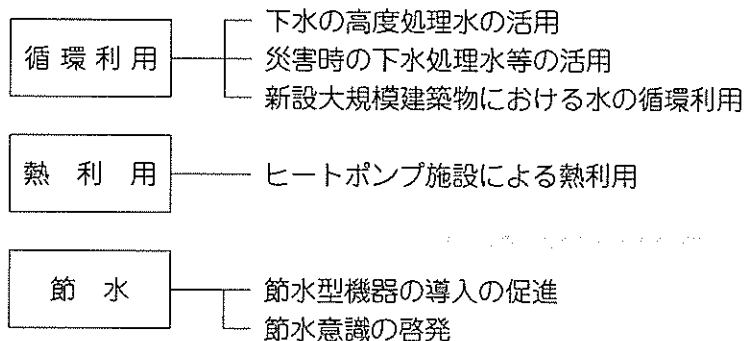
(1) 快適な水辺空間の保全と創造



(2) 水質の保全



(3) 水資源の活用



- (4) 水環境の保全と創造への連携・参画
市民への啓発、上流域などとの広域的な取組の推進
- (5) 水質保全に関する調査・研究

2 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

(1) 下水道中期計画

平成22年度（2010年）を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

・富栄養化の原因となる窒素、燐の削減

平成7年度に比べて窒素30%、燐40%の排出負荷の削減を図る。

・その他の項目

平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量（BOD）15%、浮遊物質（SS）15%の排出負荷の削減を図る。

・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。

・その他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■下水道の高度処理計画

	平成7年度実績 排出負荷量	平成22年度		将来計画	
		削減目標	目標水質	削減目標	目標水質
生物化学的酸素要求量（BOD）	19t/日	⇒15%	7mg/L		5mg/L
化学的酸素要求量（COD）	29t/日			⇒10%*	11mg/L
浮遊物質（SS）	13t/日	⇒15%	5mg/L		3mg/L
全窒素	34t/日	⇒30%	10mg/L		6.7mg/L
全燐	1.9t/日	⇒40%	0.5mg/L		0.49mg/L

(注) * CODについては将来計画値

(2) エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

第5章 地域別の目標と計画

地域区分ごとに、施策の内容及び水環境マップ等で構成

- ・中心ブロック（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区）
- ・北部ブロック（東淀川区、淀川区、西淀川区）
- ・西部ブロック（此花区、港区、大正区、住之江区）
- ・東部ブロック（旭区、都島区、鶴見区、城東区、東成区、生野区）
- ・南部ブロック（平野区、東住吉区、阿倍野区、西成区、住吉区）

(1) 水環境マップ

各ブロックごとに、水辺などを楽しめる施設や環境学習ができる施設の位置（計画を含む）を明示するとともに、市民の皆さんが、気軽に快適な水辺を楽しむことが出来るよう、最寄りの地下鉄の駅やバス停留所などを示している。

(2) 水辺に対する市民意識

各ブロックごとの市民の河川等に対するイメージでは、中心ブロック及び、北部ブロックでは水辺の快適性が高いと評価されているが、他のブロックでは水辺の美化や快適性の向上を求める意識が強い傾向がある。

(3) 各ブロックの主な地点の水質予測。

西部ブロックでは大阪湾の水質について図示している。

- ・COD：8 mg/L<C類型>、窒素：1.0 mg/L<Ⅳ類型>、燐：0.09mg/L<Ⅳ類型>の環境基準について、CODは既に達成しているが、環境基準を超えている窒素、燐を含めた将来水質を予測している。

第6章 計画の推進に向けて

原則として環境基本計画を踏襲し、瀬戸内海環境審議会答申（平成11年1月）で示された広域的な連携を視野に入れて計画を推進する。

- (1) 大阪湾の水質保全のために上流域の下水道整備と高度処理化を強力に要請するとともに、周辺自治体との連携を通じて、対策の推進を図る。
- (2) 水環境の保全と創造に関して、必要な調査研究を推進する。

4. 大阪市緑の基本計画の概要

◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

◎ 『大阪市緑の基本計画』の概要

(1) 基本方針

緑のまちをつくる

1. 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
2. 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
3. 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
4. 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

緑のまちをはぐくむ

1. 市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ。
 2. 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。
- (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）
- ◆ 都市公園等の整備目標
 - ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡
 - ◆ 都市緑化の目標
 - ① 樹木・樹林率…15%
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)
 - ② 自然面率…30%
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

5. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

◎ 基本計画の位置づけ—大阪市都市景観条例より抜粋

第2章 景観形成基本計画

（景観形成基本計画の策定）

第5条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等と本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観形成基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

◎ 基本計画の構成

景観形成の基本的な目標

景観形成の方向
景観形成の基本的な目標



実現するための指針

市域の景観の向上

まちなみ
公共施設

地域の特性を
生かした都市景観の形成

景観整備ゾーン
景観軸
景観拠点



計画の推進に向けて

協定による都市景観の形成
大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮
景観形成地域の指定など
指定景観形成物の活用
関連諸制度の活用

◎ 基本計画の概要

1 景観形成の基本的な目標

1-1 景観形成の方向

- 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていく。

1-2 景観形成の基本的な目標

- まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」とする。

2 実現するための指針

2-1 市域の景観の向上

- 市域の景観向上のため、単体の建築物や建築群（「まちなみ」）及び、道路、公園など（「公共施設」）のデザインの水準を高め、また他の施設、地域との関係に配慮し、市民が親しみや愛着もてる景観を形成するよう努める。
- 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を先導するよう努める。

2-2 地域の特性を生かした都市景観の形成

- 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娯楽の中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みなと」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
- 景観軸として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線（みず）、道路・鉄道（みち）の整備とともに、それらの緑化（みどり）に努める。
- 景観拠点として、文化財・歴史的まちなみ（歴史）、ターミナル・繁華街（にぎわい）、公園・緑地（みどり）を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。

3 計画の推進に向けて

- 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進める。このため、条例に定める「協定による都市景観の形成」、「大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「景観形成地域の指定など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連諸制度の活用を努める。

6. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成12年4月策定）の概要

～循環型都市へのステップ～

ごみ編

I 現 状

ごみ量の推移、組成、施策等を記載

II 基 本 方 針

1 目標～持続可能な発展を目指した「循環型都市の構築」

2 本市のごみ行政を推進するにあたっての考え方

(1) 環境への配慮

(2) 市民の多様性、社会の変化に合致したごみ行政

(3) 事業の評価と情報の提供

(4) ごみを管理・処理する際の基本的考え方

ごみを管理し処理していくにあたり、発生抑制>再使用>再生利用>適正処分、の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度望ましい手法を選択する。

III 基 本 計 画

1 本計画の前提

(1) 目標年次 平成21年度
(平成12年度からの10年間)

(2) 対象地域 (大阪市全域)

(3) 対象廃棄物 (一般廃棄物(ごみ))

2 減量目標

(1) ごみ量の将来予測

(単位：万トン)

	平成10年度	平成21年度
	実 績 量	目標年次予測量
排 出 量 (A)	187	194
減 量 化 量 合 計 (B)	3	35
家庭系ごみ	3	13
事業系ごみ	—	22
環境系ごみ	—	—
焼 却 等 処 理 量 (C)	184	159

※ 平成10年度の減量化量は本市による資源化量（サーマル・リサイクルは含まない）。

平成21年度における減量化量は、本市による資源化予測量と平成10年度以降の排出抑制予測量。

$$(C) = (A) - (B)$$

(2) 減量目標値

平成21年度の焼却等処理量を、平成10年度焼却等処理実績量から25万トン減量することを目標とする。

平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績量から21万トン減量することを目標とする。

3 排出抑制の促進

(1) 基本方針

- ① 市民と事業者の自主的取り組みの促進
- ② ごみ減量化のための社会的なシステムづくりの推進

(2) 主な施策

- ① 市役所自らのごみ減量化の取り組み
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
- ② ごみ減量化を進めるための社会的なシステムづくりに向けた施策
不用品交換の推進、市民や事業者のネットワークづくりの推進
建築物への資源保管場所の設置指導 等
- ③ 市民のごみ減量化の取り組みの促進
リサイクルプラザでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地域特性に合ったごみ減量化の働きかけ、市民活動団体のごみ減量化の取り組みへのサポート 等
- ④ 事業者によるごみ減量化の取り組みの促進
排出事業者のごみ減量化の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量化の取り組みの促進、等

4 本市によるリサイクル・処理

(1) 収集・運搬

粗大ごみの申告制収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家電リサイクル法への対応、有害ごみへの対応 等

(2) 中間処理

容器包装プラスチックをリサイクル事業者に引き渡すための関係施設の整備
老朽化した焼却工場の建替、ダイオキシン類対策の推進
新たな中間処理技術の導入の検討 等

(3) 最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センター処分場の活用 等

(4) 調査研究

生活排水編

I 基本方針

平成10年度末の水洗化率は 99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実に努め、生活排水の100%下水道処理を目指す。

II 目標年次

目標年次は平成21年度とする。

III 排出状況（平成10年度末）

公共下水道	1,225,473戸
合併処理浄化槽	54戸
単独処理浄化槽	452戸（生活雑排水は公共水域放流）
し尿くみ取り	241戸（生活雑排水は公共水域又は下水道放流）
合計	1,226,220戸

IV 処理主体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

V 目標年次に向けての処理計画

基本方針に掲げた目標を達成するため、

- 下水道処理区域外の下水道整備
- 下水道処理区域内に残存する一部未水洗家屋に対する水洗化の働きかけ
- 河川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地域整備にかかる公共事業による未水洗家屋の移転を促進する。

7. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日	環境庁告示第25号
昭和48年5月16日	環境庁告示第35号
昭和53年7月11日	環境庁告示第38号
昭和56年6月17日	環境庁告示第47号
平成9年2月4日	環境庁告示第4号
平成13年4月20日	環境庁告示第30号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる

1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光 化 学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

（備考）1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（注）昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境庁告示第30号

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (m³N/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量
(10⁴ m³N/h、乾き、O₂：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴/m³Nh、乾き、O₂：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

Q=2.0×W^{0.85} ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、

$$Q=2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W+W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (m³N/h)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W_i：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環告第59号

最近改正 平成11年 環告第14号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付環告第14号をもって、健康項目は、26項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号環境庁水質保全局長通達）
6. ふっ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性		水道 1 級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級・農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水 3 級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)		6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 量 (SS)		25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
溶存酸素量 (DO)		7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数		50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。						

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
2. 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
4. 水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌群数		1,000MPN/100mL以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出されないこと	検出されないこと		

(注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

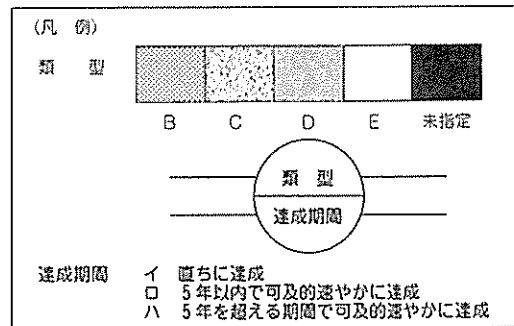
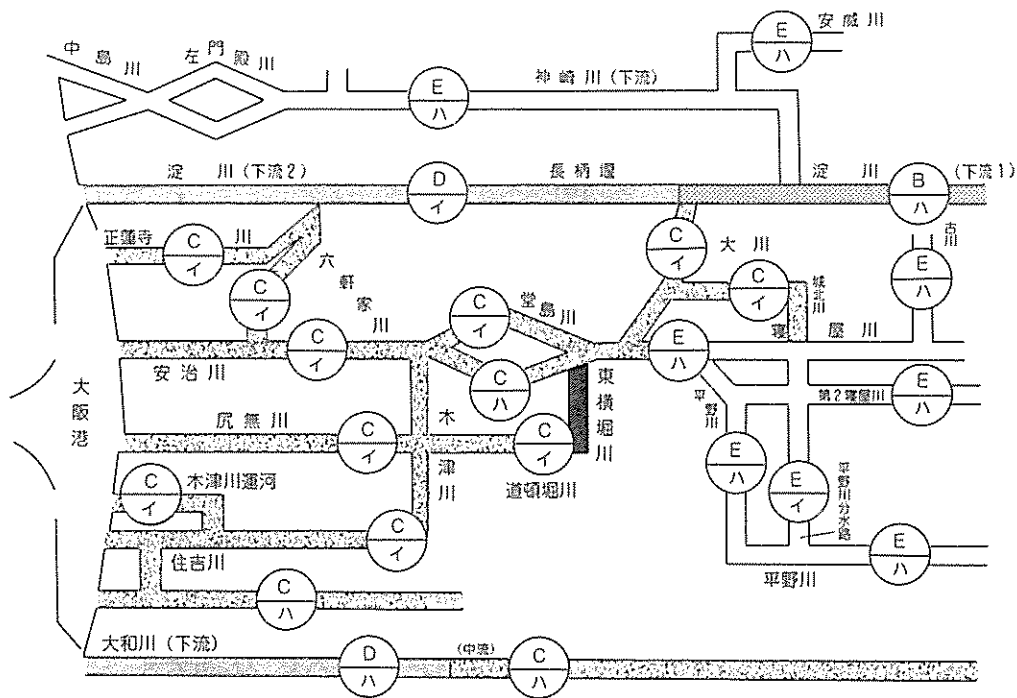
② 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	図-3のとおり
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

図一 1 大阪市河川水質環境基準類型図



水質環境基準の類型指定または見直し状況

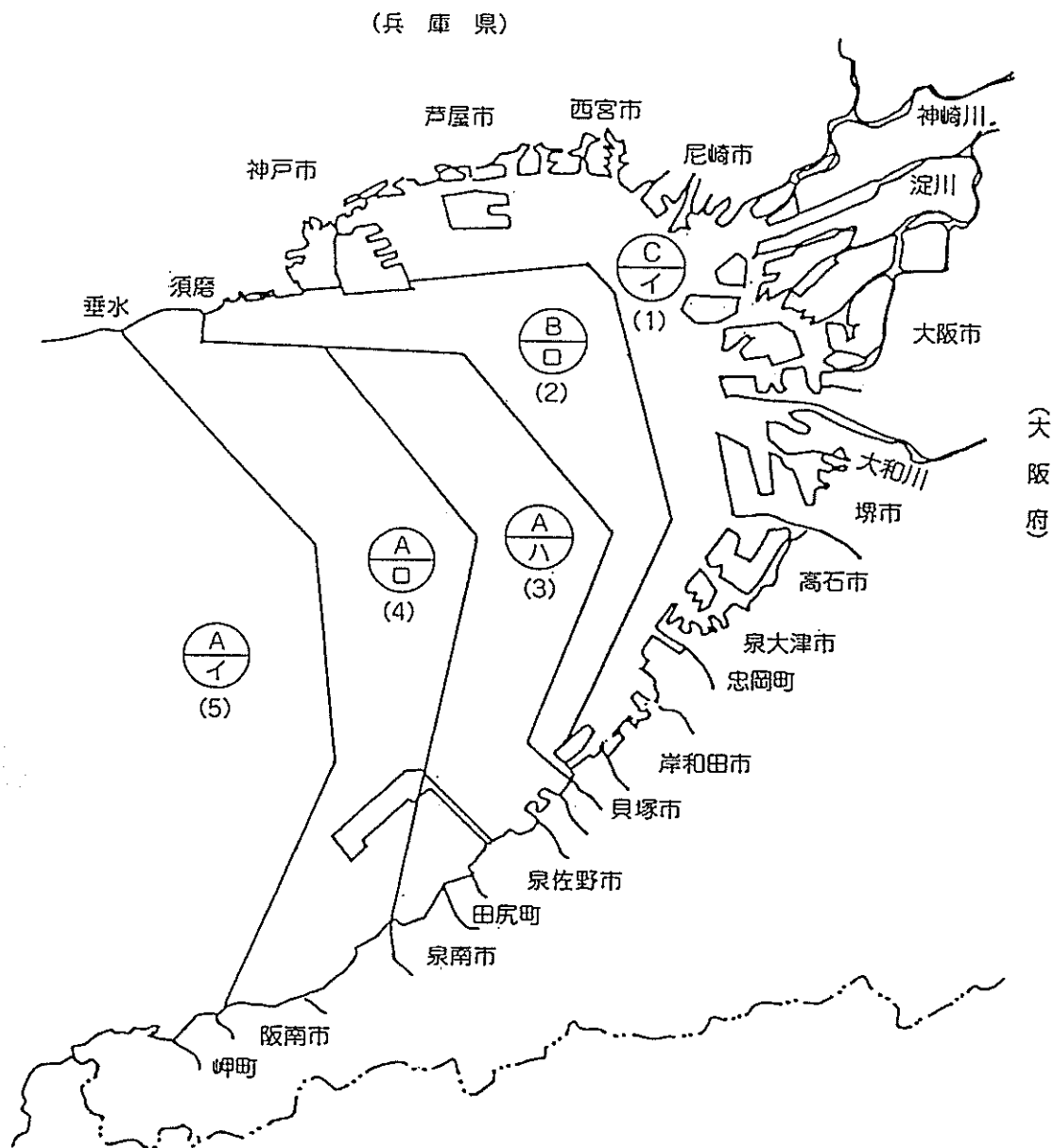
(類型指定)

- ・淀川、大和川、寢屋川、安威川：昭和45年9月1日付け（環境庁指定）
- ・平野川、第2寢屋川：昭和50年10月8日付け大阪府告示第1427号
- ・平野川分水路、古川：平成4年2月26日付け大阪府告示第209号

(類型見直し)

- ・その他の市内河川：平成4年2月26日付け大阪府告示第209号によりC類型に見直し。
- ・神崎川は昭和45年9月1日付け（環境庁指定）でE類型に指定されたが、平成13年3月30日付け環境省告示第17号によりB類型、達成期間（○）に改訂された。

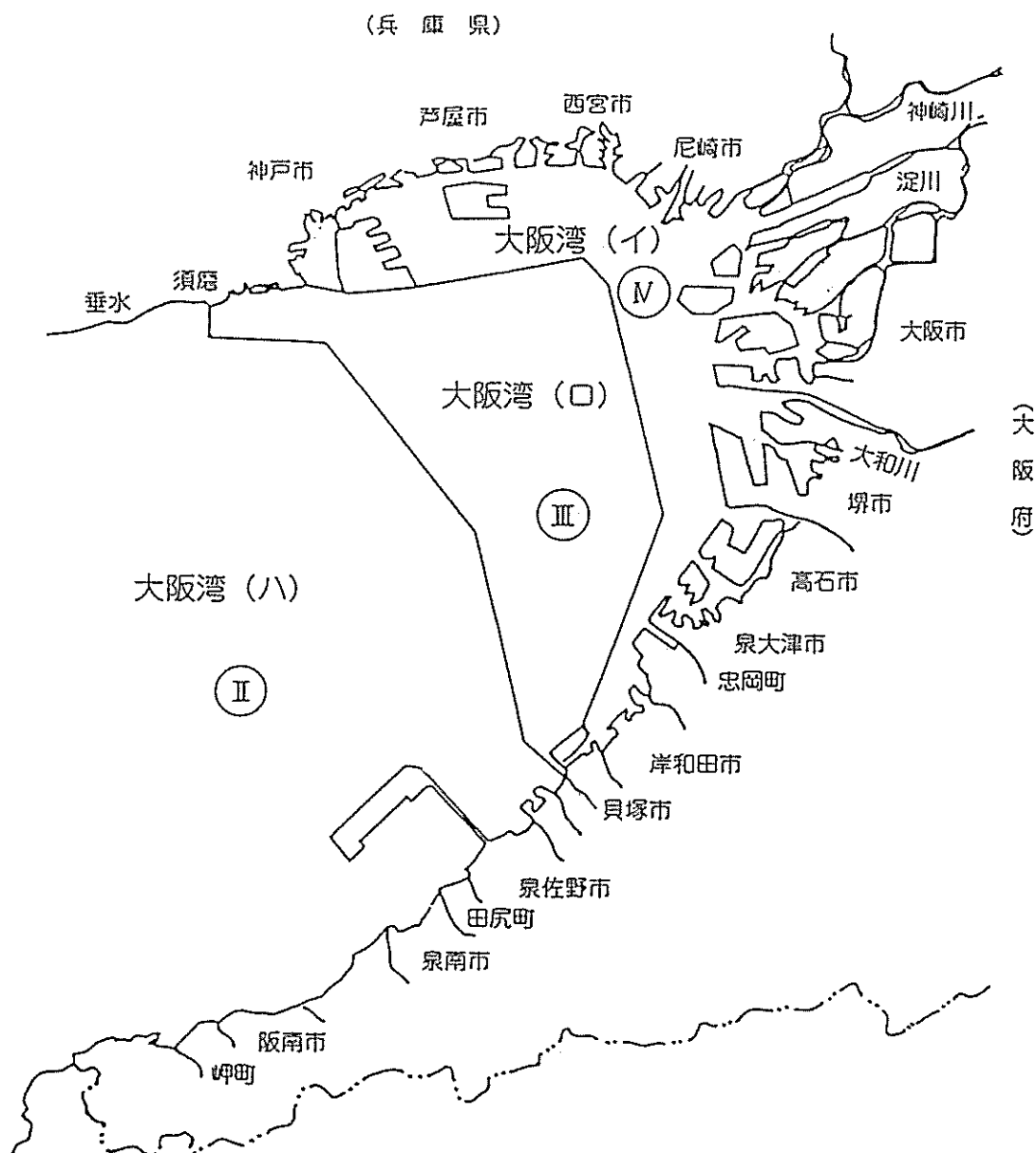
図一2 大阪湾環境基準類型図 (COD等)



(凡例)	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">類型</div> <hr style="width: 80%;"/> <div style="margin-top: 5px;">達成期間</div> </div>	達成期間
	イ 直ちに達成
	□ 5年以内で可及的速やかに達成
	ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注) 昭和46年12月指定

図一 3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全燐）



○内は該当類型

(達成期間)

段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注) 平成 7 年 2 月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

ΔH = 平均潮差 (m)
 J = 溶出率
 S = 安全率

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。

3) 2)の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

項 目	根拠法令	水質汚濁防止法		ダイオキシン類対策特別措置法	※3	※4
		水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水標準を定める条例及び大阪市生活環境の保全等に關する条例 その他の地域		下水道法	大阪市下水道条例
有害物質（健康項目）	カドミウム	0.1	0.01	—	0.1	0.1
	シアン	1	検出されないこと	—	1	1
	有機リン	1	検出されないこと	—	1	1
	鉛	0.1	0.05	—	0.1	0.1
	クロム（6価）	0.5	0.05	—	0.5	0.5
	砒素	0.1	0.01	—	0.1	0.1
	総水銀	0.005	0.0005	—	0.005	0.005
	有機水銀	検出されないこと	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	0.003	検出されないこと	—	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	0.03	—	0.3	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	—	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.02	—	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.002	—	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004	—	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.02	—	0.2	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04	—	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	1	—	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006	—	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002	—	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.006	—	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.003	—	0.03	0.03	
チオベンカルブ	0.2	0.02	—	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.01	—	0.1	0.1	
セレン	0.1	0.01	—	0.1	0.1	
ダイオキシン類 ※7	—		10	10	10	
その他（生活環境項目）	pH	5.8~8.6 ※1	5.8~8.6	—	5~9	5~9
	BOD （日周平均値）	160 120	業種別、水量毎に定められている	—	2,600	600 (2,600) ※6
	COD （日周平均値）	160 120		—	—	—
	SS （日周平均値）	200 150		—	2,600	600 (2,600) ※6
	油（鉱物油）	5		—	5	水質区分毎に異なる
	油（動植物油）	30		—	30	
	フェノール類	5		既設5 新設1	—	5
	銅	3	3	—	3	3
	亜鉛	5	5	—	5	5
	鉄（溶解性）	10	10	—	10	10
マンガン（溶解性）	10	10	—	10	10	
クロム	2	2	—	2	2	
ふっ素	15	15	—	15	15	
環境項目	窒素	120		—	—	—
	（日周平均値）	60		—	—	—
	りん	16		—	—	—
	（日周平均値）	8		—	—	—
	ぼうとう素	—	2	—	—	2
大腸菌群数 ※2（日周平均値）	3,000	3,000	—	—	—	
温度	—	—	—	—	45℃	
ヨウ素消費量	—	—	—	—	220	
色又は臭気	—	※5	—	—	※5	

単位 (mg/L)

(注) ※1 海域に排出する場合はpH5.0~9.0

※2 大腸菌群数は、1ml中の個数を示す。

※3 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※4 除害施設の設置を必要とする水質の基準を示す。

※5 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

※6 BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定に基づく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/Lを限度として基準を適用する。

※7 ダイオキシン類の単位はpg-TEQ/L

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。
4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達）

5. 騒音に係る環境基準

〔平成10年環境庁告示第64号〕
〔平成11年4月1日施行〕

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第 180号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第 183号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第 7 条第 1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成11年大阪府公告第 29号）

地域の類型	当 該 地 域
A A	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（A Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

（平成12年3月2日総理府令第15号）
 （平成12年4月1日施行）

（等価騒音レベル）

区域の区分	基準値	
	昼間 （午前6時～午後10時まで）	夜間 （午後10時～翌日の午前6時まで）
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル）

基準値	
昼間 （午前6時～午後10時まで）	夜間 （午後10時～翌日の午前6時まで）
75デシベル	70デシベル

注) (1) 「幹線を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定（平成12年3月24日 大阪市告示第277号）

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年大阪府公告第90号)
(平成6年大阪府公告第166号)

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A	
		B	10年以内
	第一種空港 (新東京国際空港を除く) 及び福岡空港	10年をこえる 期間内に可及的 速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること 又は、75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2~3回だったら、かなり騒音レベルが高くて、少しはがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも

昼と夜では、対象の音以外の音のレベルが低くなるため、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音の繰り返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて (Weighted) 作られた単位が WECPNL である。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

$$N_2 = \text{昼 (AM7 ~ PM7) の機数} \quad N_3 = \text{夕 (PM7 ~ PM10) の機数}$$

$$N_4 = \text{深夜 (PM10 ~ PM12) の機数} \quad N_1 = \text{深夜 (AM0 ~ AM7) の機数}$$

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月20日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型をあてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年大阪府公告第147号)
(平成6年大阪府公告第167号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間の目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道 に係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新設新幹線鉄道 に係る期間	
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
	ロ	10年以内			
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

(備考) bの区域中イとは、地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

1. 指 針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

新 線	等価騒音レベル(L _{Aeq})として、昼間(7~22時)については60dB(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(1) 測定方法及び評価

測定方法及び評価については、以下のとおりとする。

- ① 測定方法は、原則として、当該路線を通過する全列車(上下とも)を対象とし、周波数補正回路をA特性に合わせ、通過列車ごとの騒音の単発騒音暴露レベル(L_{AE})を測定することとする。ただし、通行線路(上下等)、列車種別、車両型式、走行時間帯(混雑時には列車速度が低くなる場合がある)等による騒音レベルの変動に注意しつつ、測定を行う列車の本数を適宜減じて加重計算しても良い。
- ② L_{AE}から等価騒音レベル(L_{Aeq})の算出は次式によるものとする。

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} \left[\left(\sum_{i=1}^n 10^{L_{AEi}/10} \right) / T \right]$$

T: L_{Aeq}の対象としている時間(秒)。7時~22時はT=54,000、22時~翌日7時はT=32,400

- ③ 測定に当たっては、列車騒音以外の暗騒音との差が10dB(A)以上となるような間を測定すること。なお、暗騒音との差が十分確保できない場合は、近似式である次式により、騒音計のslow動

特性を用いて測定したピーク騒音レベル（ L_{Amax} ）から L_{AE} を算出することが適当である。

$$L_{AE} \cong L_{Amax} + 10 \log_{10} t$$

t:列車の通過時間（秒）

ただし、貨物列車の場合には、先頭車両（機関車）に対応して大きなピークが計測されるため、この式で算出した L_{AE} より実際の L_{AE} は小さくなる。

- ④ 測定機器は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格したものを使用する。
- ⑤ 雨天、その他の特殊な天候の日は避けて測定するものとする。

(2) 測定点の選定

鉄道（軌道を含む）用地の外部であって、なるべく地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点のうち、以下の条件を満たす場所を測定点として選定するものとする。

- ① 近接側軌道中心線からの水平距離が12.5mの地点を選定する。なお、鉄道用地の外部に測定点を確保できない場合には、鉄道用地の外部であって、できるだけ線路に近接した位置を測定点とする。
- ② 高さは地上1.2mとする。
- ③ 窓又は外壁から原則として3.5m以上離れた地点を選定する。なお、窓や外壁の近くで測定した場合、その反射の影響により、3dB（A）程度数値が高くなることもある。

2. 対 象

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の適用を受ける鉄道のうち普通鉄道（ただし、新幹線鉄道を除く）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道のうち線路構造が普通鉄道と同様であり鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）が準用される軌道であって、新規に供用される区間（以下「新線」という）及び大規模な改良を行った後供用される区間（以下「大規模改良線」という）における列車の走行に伴う騒音を対象とする。

ここで、「新線」とは、鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の工事の施工認可を受けて工事を施工する区間をいう。また、「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施工する区間をいう。ただし、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として工事が認可申請されている区間は、指針の適用の対象外とする。

なお、本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。

- ① 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
- ② 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。
- ③ 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
- ④ 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。

10. 道路交通振動の限度（要請限度）

80%レンジの上端値（単位：デシベル）

区域の区分	用 途 地 域	昼 間	夜 間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、 第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

〔注〕 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔騒音〕

（単位：デシベル）

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	65	70	65	60

- 〔備考〕 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振動〕

（単位：デシベル）

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	65

- 〔備考〕 1. 第2種区域（Ⅱ）のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

〔振動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. プレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。
工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音 響 機 器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

（備考）ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- (1) 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- (2) 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- (3) 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 （ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止）
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

（備考）（*）第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地 域 区 分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

（備考）工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・ 病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- ・ 幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ・ 地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

- ① 規制地域（大阪市の区域）
- ② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m \quad (H_e \text{ が } 5 \text{ m 未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

$\left\{ \begin{array}{l} q : \text{流量 (m}^3\text{N/時)} \\ H_e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C_m : \text{敷地境界線基準で定められた値 (ppm)} \end{array} \right.$

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

k 次の表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

1	対メチルカブタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第 2 項第 3 号で算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準	臭気濃度10					
排出口基準	臭気濃度表					
		H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m³/分)					
	Q < 30		400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100		300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300		200	300	400	600
300 ≤ Q		150	200	300	400	
(注) H…排出口の実高さ、Q…排出ガス量						

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気と臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

13. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(改正平成6年2月21日環境庁告示第25号)

(改正平成13年3月28日環境庁告示第16号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロイタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロイタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ジ-1,2-ジクロロイタン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロイタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロイタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロイタン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロイタン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>4. ジクロロメタン以下の15物質は、平成6年2月改正追加分</p> <p>5. ふっ素及びほう素の2物質は、平成13年3月改正追加分</p>

14. 環境庁の「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の概要

(平成11年1月改正)

1 目的

この指針は、土壌・地下水の汚染に係る調査・対策が必要であると考えられる土地において、調査又は対策を実施する場合に参考として活用されるよう、一般的な技術的手法を示し、もって土壌・地下水の環境の保全に資することを目的とする。

2 適用項目

(1) 「重金属等」13項目

- カドミウム ○全シアン ○有機燐 ○鉛 ○六価クロム ○砒素 ○総水銀 ○アルキル水銀
- PCB ○チウラム ○シマジン ○チオベンカルブ ○セレン

(2) 「揮発性有機化合物」11項目

- ジクロロメタン ○四塩化炭素 ○1,2-ジクロロエタン ○1,1-ジクロロエチレン ○シス-1,2-ジクロロエチレン
- 1,1,1-トリクロロエタン ○1,1,2-トリクロロエタン ○トリクロロエチレン ○テトラクロロエチレン ○ベンゼン ○1,3-ジクロロベンゼン

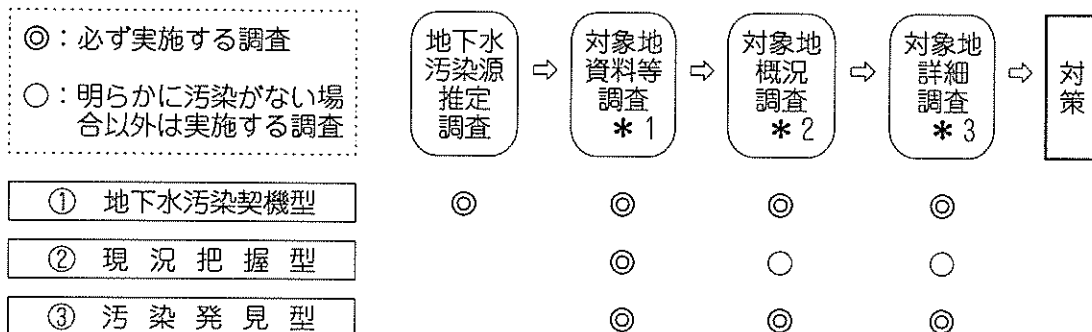
3 調査・対策の進め方

調査・対策の進め方は、契機、目的及び主体によって考え方や手法が異なるため、指針では、次の3つに場合分けし、それぞれの場合ごとに実施手順を示している。

【調査・対策の場合分け（参考）】

<p>① 地下水汚染契機型 (契機) 水質汚濁防止法の常時監視等による地下水汚染の判明 (汚染) 汚染井戸が存在 (目的) 地下水汚染源の究明及び対策の実施 (主体) 都道府県等又は都道府県等の指導を受けた事業者等 (対応) まず、関係地域を設定し、地下水汚染源推定を実施</p>	
<p>② 現況把握型 (契機) 事業活動の状況からみて汚染のおそれのある場合に、事業場の移転、跡地の再利用等の土地改変の機会等を実施 (汚染) 対象地内の汚染の有無は未知 (目的) 土壌・地下水の汚染の状況(有無)の把握 (主体) 公有地等管理者又は事業者等 (対応) 基本的に対象地全体について対象地概況調査を実施 汚染が判明した場合には都道府県知事に連絡、所要の対策を実施</p>	
<p>③ 汚染発見型 (契機) 対象地内の土壌・地下水汚染の発見 (汚染) 土壌又は地下水汚染が存在 (目的) 汚染原因の究明及び対策の実施 (主体) 汚染を発見した公有地等管理者又は事業者等 (対応) 汚染を発見した旨を都道府県知事に連絡、発見した汚染の周辺を重点的に調査</p>	

【調査実施手順】



*1：対象地内における以下の情報等の収集を目的とする。

例 (1) 土地の利用状況 (2) 有害物質の現在及び過去の使用・排出状況

*2：対象地における表層土壌等の汚染状況について、調査を行う。

*3：ボーリング調査を行い、土壌・地下水について試料を採取・測定し、汚染の状況を詳細に把握する。

15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- (2) ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル（C_o-PCB）

2 耐容一日摂取量（TDI）

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で、2,3,7,8-4塩化ジベンゾパラジオキシンの量として表したもの。略称：TDI）を、体重1キログラム当たり4ピコグラムと定める。

3 環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・土壌にあつては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質	1 pg-TEQ/L以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	

- ・大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・土壌環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

4 汚染状況の監視

- (1) 大気、水質（底質）、土壌の汚染状況を常時監視し、環境庁長官に報告。
- (2) 国・地方公共団体は汚染状況を調査測定。

5 特定施設並びに排出ガス及び排出水に関する規制（次頁のとおり）

- (1) 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- (2) 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定（排出ガス、排出水、ばいじん等）。
- (3) 測定結果の報告。

6 その他の規制等

- (1) ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- (2) 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- (3) 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

特定施設及び排出基準

・大気に係る排出基準

単位： ng-TEQ/m³N

特定施設の種類		新設施設の 排出基準	既設施設の排出基準	
			H13.1~H14.11	H14.12~
廃棄物焼却炉 焼却能力；50kg/h以上、 火床面積；0.5m ² 以上	4 t/h 以上	0.1	80	1
	2 ~ 4 t/h	1		5
	2 t/h 未満	5		10
製鋼用電気炉（定格容量；1,000KVA以上）		0.5	20	5
鉄鋼業焼結施設（処理能力；1t/h以上）		0.1	2	1
亜鉛回収施設（処理能力；0.5t/h以上）		1	40	10
アルミニウム合金製造施設（処理能力；0.5t/h以上）		1	20	5

注1) 廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正、焼結施設については酸素濃度15%補正を行うこととする。

注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。

注3) ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用が猶予されている。

・水質に係る排出基準

単位： pg-TEQ/L

特定施設の種類	新設施設	既設施設
・クラフトパルプ製造の用に供する施設のうち塩素系漂白施設	10	10
・廃PCB等又PCB処理物の分解施設		
・PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設		
・アルミニウム・同合金の製造の用に供する溶解炉、乾燥炉又は焙焼炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		10 (20)
・塩化ビニルモノマー製造の用に供する施設のうち二酸化エチレン洗浄施設		
・廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰ピット（焼却能力 50kg/時以上のものに限る）		10 (50)
・上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設		
・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	10	

注1) ()内は、法の施行後、3年間適用する暫定的な水質排出基準である。

注2) ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用が猶予されている。

16. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上の高さが10メートル以上のもの。
3. 延べ面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

17. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域
- (2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- (3) 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- (4) 鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。

- (3) 騒音については、居室内における目標値を表一に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。
- なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表一 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評 価 方 法
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等 価 騒 音 レ ベ ル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上位半数のパワー平均
第2号 (5)の地域	WECPNL 60以下		WECPNL

〔備 考〕対象地域

第2号(1)の地域	工 業 地 域
◇ (2)の地域	工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
◇ (3)の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
◇ (4)の地域	鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
◇ (5)の地域	航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源者への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

なお、周知方法については、事業者は事前に環境保健局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)~(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

8 . 大 阪 市 環 境 審 議 会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定昭28. 4. 1 条例35

（設 置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1 条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定平 6 . 8 . 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事項	答申（意見）の概要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦ 浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m³ ◦ 降下ばいじん：月平均値10 t/km²
44. 10. 24	ビル暖房規制について(答申)	(都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指 導方針を答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ◦ 新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について (答申)	(「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による) 救済対象地域について答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施に ついて (答申)	(46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する) 意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 低硫黄燃料の確保 ◦ 自動車排出ガス対策の推進 ◦ 被害者対策の充実 ◦ 調査、研究の充実 ◦ 融資、助成の拡充 ◦ 予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について (答申)	(悪臭防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけにつ いて (答申)	(窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進す べき事項に関して答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦ 発生源の新・増設の制限 ◦ 排出基準の早期設定 ◦ 技術開発の推進 ◦ 自動車排出ガス対策の促進 ◦ 道路計画の再検討 ◦ 測定網の整備・汚染実態の把握 ◦ 調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実 施について (意見)	(48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関 する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 上流域における対策の強化 ◦ 維持用水の確保 ◦ 工場排水の監視、指導強化 ◦ 下水道整備及び下水の高次処理 ◦ 浮遊じん芥対策の強化 ◦ 財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく 地域指定について (意見)	(法の施行(49.9.1施行)に伴う地域指定に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 指定地域：基礎調査地域の全域

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 2. 21	クリーンエアープラン' 73にもとづく主要発生源削減計画について (意見)	<p>(48年11月策定の本市クリーンエアープラン' 73の実施に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦ 自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦ 中小発生源対策の強化 ◦ 粒子状物質対策の強化 ◦ 隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	<p>(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物受入れの基本姿勢 ◦ 受入れ基準 ◦ 環境汚染監視体制 ◦ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	<p>(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物処理の基本的考え方 ◦ 現状把握と将来推計 ◦ 処理対策の問題点 ◦ 計画目標・実施計画について ◦ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	<p>(硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に関して答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 許容排出総量 ◦ リザーブ排出量 ◦ 総量規制基準 ◦ 燃料使用基準 ◦ 局地汚染対策等特別対策 ◦ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	<p>(大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 燃料中の硫黄含有率 ◦ 新・増設施設に対する措置 ◦ 対策済工場の措置 ◦ 局地汚染の解消 ◦ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	<p>(追加3物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	<p>(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告)</p> <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪府域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	<p>(窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方について答申)</p> <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

年月日	事項	答申（意見）の概要
平元. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について（答申）	<p>{ 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的考え方及び今後の対策のあり方について答申 }</p> <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言</p> <p>(附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。</p>
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域および規制基準について（答申）	<p>(追加4物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について（答申）	<p>{ 大阪市環境管理計画（EPOC21）に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について答申 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 環境アセスメント制度の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度確立の必要性 ・ 制度の形式 ・ 対象事業等 ・ 住民参加 ◦ 手続き等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きのしくみ ・ 手続きの保証 ◦ 今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画アセスメント ・ 総合アセスメント ・ 情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について（答申）	<p>{ 環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪市をとりまく環境の現況 ◦ 環境政策の課題 ◦ 環境政策の基本理念 ◦ 環境施策の基本方針
	追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について（答申）	<p>(追加物質10物質の規制措置について答申)</p> <p>規制地域：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定</p>
8. 7. 30	大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<p>{ 大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画 } についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 市民の権利と責務の明記 ◦ 計画期間の明記と内容の見直し ◦ 計画内容の精査 ◦ 事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について（答申）	<p>{ 国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方について答申 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 基本的考え方 ◦ 制度の目的・形式 ◦ 早期段階からの環境影響評価 ◦ 環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ◦ 他制度との調整 ◦ 今後の課題など

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について (答申)	<p>(大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪市における自動車排出ガス問題の背景 ◦ 自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と総括 ◦ 今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ◦ 具体的な施策の方向性 ◦ 自動車排出ガス対策の推進のために

9. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定平5. 4. 1達2

改正平9. 5. 23達12

改正平10. 4. 1達4

改正平11. 7. 6達15

改正平11. 12. 3達17

改正平13. 4. 1達12

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部長は、市長をもって充てる。

3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。

4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。

5. 本部員は、大阪事事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、オリンピック招致局長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総括局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行う。

2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹事)

第5条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
3. 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理総括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。

2. 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会の設置)

第8条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、オリンピック招致局、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。
2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

10. 大阪市環境関係課・所

(平成13年6月1日現在)

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
<p>市 民 局</p> <p>消費者センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） ● 消費者教育事業（講座による教育・啓発） ● 消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）
<p>経 済 局</p> <p>都市農政センター 企業支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民農園づくり ● ISO認証取得支援事業
<p>計 画 調 整 局</p> <p>交通空港政策課 開発指導課 都市デザイン課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車対策、ノーマイカーデーの推進等 ● 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）に関する事 ● 都市景観に関する事 ● 都市環境向上に資する新都市システムの検討に関する事 ● 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関する事 ● 建築物に付属する緑化施設表彰に関する事 ● 建築美観誘導制度に関する事
<p>都 市 環 境 局</p> <p>管理課 地球環境課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全業務に係る進行管理及び連絡調整に関する事 ● 環境保全業務に係る調査及び資料の収集整備に関する事 ● 環境の保全に係る融資助成に関する事 ● 公害発生源工場の集団化に係る連絡調整及び移転に伴う跡地の買収に関する事 ● 公害に係る紛争の処理に関する事 ● 環境審議会及び環境保全推進本部に関する事 ● 環境に係る基本施策の企画及び進行管理に関する事 ● 環境学習に係る企画及び連絡調整に関する事 ● 地球環境保全対策の企画及び連絡調整に関する事 ● 環境の保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関する事 ● 環境保全関係団体の育成に関する事

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
<p>大気交通水質課</p> <p>環境影響評価課</p> <p>環境情報課</p> <p>工務課</p> <p>水質調査課</p> <p>管理事務所（東部・西部・南部・北部）設備課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全に係る規制指導業務の連絡調整に関すること ● 大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に関すること ● 有害化学物質対策に係る企画及び調査研究に関すること ● 自動車排ガスによる公害の防止に関すること ● 交通に係る騒音及び振動の防止に関すること ● 公害に係る苦情及び陳情に関すること ● 排出汚水の水質の調査及び認定並びに特命による工場排水の規制に関すること ● 環境影響評価に関すること ● 環境保全に関する技術の普及、指導及び調査研究に関すること ● 環境情報の収集整備及び提供に関すること ● 環境調査に係る総合的企画、調整及び指導に関すること ● 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に関すること ● 地盤沈下の防止に関すること ● 下水道工事の施行に係る連絡調整に関すること ● 下水道建設事業の計画に関すること ● 下水の水質管理の総括に関すること ● 下水道事業に係る調査及び技術研究に関すること ● 工場排水の規制及び除害施設の設置指導に関すること
<p>健康福祉局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関すること ● 公害に係る健康被害に関すること ● 公害保健福祉事業に関すること ● 環境保健事業に関すること ● 大気汚染、騒音・振動、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関すること ● 大気汚染、騒音、振動、ダイオキシン類関係法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受付及び審査に関すること ● 大気汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類関係法令及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく行政処分及び告発に関すること ● 大気汚染関係法令に基づく緊急時における発生源等の規制指導に関すること ● 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出の受付、報告及び検査並びに勧告及び命令に関すること
<p>大阪市保健所 保健総務課</p> <p>環境保全監視課</p>	

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
保健センター（24区）	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全関係法令に基づく届出の受付に関する事 ●公害健康被害の補償等に関する法律に関する事 ●公害に関する人体影響調査の実施に関する事 ●環境保全に係る相談に関する事 ●環境保全対策に係る調査及び指導に関する事 ●環境保全に係る啓発に関する事 ●環境保全団体の指導育成に関する事
<p>環 境 事 業 局</p> <p>減量美化推進課</p> <p>業 務 課</p> <p>指 導 課</p> <p>産業廃棄物指導課</p> <p>管 理 課</p> <p>建 設 課</p> <p>環境事業センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化の推進に係る調査、企画及び連絡調整に関する事 ●一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動の促進に関する事 ●一般廃棄物処理計画に関する事 ●廃棄物減量等推進審議会に関する事 ●一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関する事 ●特定の河川（水面に限る。）及び道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関する事 ●適正処理困難物に関する事 ●生活環境の清潔保持の推進に関する事 ●一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事 ●一般廃棄物再生利用業の指定及び一般廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事 ●特命による一般廃棄物の排出の指導に関する事 ●産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事 ●産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事 ●産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事 ●産業廃棄物処理の規制に関する事 ●産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関する事 ●産業廃棄物処理施設に関する事 ●一般廃棄物等の焼却及び破砕処理並びに埋立処分の計画に関する事 ●埋立処分地の造成及び管理運営に関する事 ●局の施設の建設に関する事 ●廃棄物処理の技術開発に関する事 ●一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関する事 ●一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関する事 ●工場搬入許可証の交付に関する事 ●一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関する事

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
河川事務所 工 場 北港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の道路及び橋梁の清掃作業に関すること ● 公衆用ごみ容器の維持管理に関すること ● 一般廃棄物処理業者の作業監督に関すること ● 一般廃棄物等の処理の啓蒙指導並びに不法投棄の監視及び処理に関すること ● 河川の水面清掃に関すること ● 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びにその手数料の徴収に関すること ● 焼却残さいの処分に関すること ● 発電設備及び蒸気設備の管理に関すること ● 北港処分地の管理運営に関すること ● 北港処分地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること
建 設 局 技術監理課 計 画 課 街 路 課 立体交差課 道路建設課 道路補修課 交通安全施設課 橋 梁 課 河 川 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整 ● 都市計画道路の整備計画に関すること ● 都市計画道路の整備、電線類の地中化に関すること ● 都市計画街路事業のうち、立体交差及び特殊構造物の設計に関すること ● 道路の新設・改良、道路の緑化、道路景観、電線類の地中化 ● 道路及び付属施設の維持補修 ● 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計 ● 橋梁の設計・維持管理 ● 河川の改修、水質浄化、環境整備
ゆとりとみどり振興局 公園企画課 緑 化 課 公園整備課	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園緑地の建設に係る調査及び企画に関すること ● 緑化事業の調査及び企画に関すること ● 花と緑のまちづくりの推進に関すること ● 樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関すること ● 都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関すること ● 公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関すること
港 湾 局 計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地整備事業の基本計画に関すること ● 緑地整備工事の実施計画に関すること ● 緑地の調査研究に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
開 発 課 施設保全事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地の維持管理の企画及び調査に関すること ● 港湾区域内の環境監視に関すること ● 港湾の環境対策事業に関すること ● 港湾区域内の公害防止計画及び公害関係行政機関との連絡調整に関する こと ● 局所管の緑地の管理に関すること ● 局所管の緑地施設等の維持補修に関すること
水 道 局 計 画 課 施 設 課 浄水場（柴島・庭窪・豊野）	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業用水道事業の計画施行 ● 水質保全に関すること ● 上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 ● 太陽光発電設備の導入 ● 浄水場の沈殿汚泥の処理・処分
教育委員会事務局 整 備 課 社会教育課 文化財保護課 自然史博物館 中央青年センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の緑化 ● 成人教育 ● 文化財の保護に関すること ● 地域における環境教育・啓発 ● 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
7	近畿大気汚染常時 監視連絡会 (昭50. 9. 9)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山県 奈良県 滋賀県 大阪府 大津市 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市 明石市 奈良市	(目的) 大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿関係府県、 市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行 うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情 報の通報、監視技術及び知識の向上に資するた めの調査研究を行う。
8	大阪自動車公害対 策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部交通公害課及 び大阪市都市環境 局環境部大気交通 水質課 (議長) 大阪府知事 齊藤 房江 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪陸運支局 近畿地方整備局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動 車連合協会 など31団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進する ため、次のことを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要 と認める事項
9	七大都市自動車技 術評価委員会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市持回り	東京都 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減 技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び 情報の交換を行う。
10	大都市大気担当者 会議 (昭54. 7. 25)	(事務局) 加盟都市持回り	札幌市 仙台市 東京市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 千葉市	大気汚染に関する諸問題について、意見、情報交 換等を通じて、都市における大気汚染防止対策の 推進を図る。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
11	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県県民生活部 環境局 (議長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 福 岡 県 大 分 県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市、 福山市、高松市、 松山市、	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項
12	瀬戸内海環境保全 協会 (昭51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 福 岡 県 大 分 県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市、 福山市、高松市、 松山市 など47団体	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚及び調査研究、並びに閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 (5) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力
13	大阪湾環境保全協 議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大 阪 府 (代表理事) 大 阪 府 知 事	大 阪 府 兵 庫 県 和 歌 山 県 大 阪 市 堺 市	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、住民との一層の協働関係を築き、大阪湾の環境の保全と創造を図ることにより、良好で快適な環境を享受することのできる社会の実現に資すること。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13			岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 阪南町 忠岡市 田尻町 岬町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山	(1) 大阪湾の環境保全と創造に関する調査・研修・啓発 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要事項
14	淀川水質汚濁防止 連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大府府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大阪府 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水質源開発公園 (財)河川情報センター	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
15	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大 阪 府 市 大 阪 市 市 富 田 林 市 市 河 内 長 野 市 市 松 原 市 市 柏 原 市 市 羽 曳 野 市 市 藤 井 寺 市 市 大 阪 狭 山 市 市	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。 (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
	大和川清流ルネッサンス21協議会 (平5. 11. 29)	(会長) 近畿地方整備局 河川部長	河 南 町 市 太 子 町 市 美 原 町 市 千 早 赤 阪 村 市 奈 良 良 県 市 大 和 高 田 市 市 大 和 郡 山 市 市 天 理 原 市 市 樺 井 所 市 市 桜 井 所 市 市 御 生 所 市 市 香 芝 市 市 他奈良県下15町村	大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって水質改善を図るために計画を策定し、水質改善対策を促進することを目的とし、次の事業を行う。 (1) 大和川水域の水質改善事業の促進 (2) 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざした活動 他 (注) 左の市町村に八尾市も加入
16	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大 阪 府 市 兵 庫 市 市 大 阪 中 市 市 吹 田 市 市 摂 津 市 市 茨 木 市 市 高 槻 市 市 池 田 市 市 箕 面 市 市 能 勢 町 市 豊 能 町 市 尼 崎 市 市 伊 丹 市 市 川 西 市 市 宝 塚 市 市 猪 名 川 町 市 神 安 土 地 改 良 区 水 質 源 開 発 公 団 (財)河川情報センター	(目的) 神崎川の事態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。 (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体・ 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
17	大阪地盤沈下総合 対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (会長) 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う。
18	近畿府県主要都市 騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 堺市 神戸市 姫路市 京都市 和歌山市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における騒音振動防止対策の効果的な推進を図る。
19	四市悪臭公害連絡 会 (昭56. 5. 29)	(事務局) 加盟都市持回り	大阪市 京都市 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における悪臭対策の効果的な推進を図る。
20	道路交通公害対策 連絡会 (昭60. 11. 6) (昭63. 12. 2改 称)	(庶務) 大阪市都市環境局 環境部大気交通 水質課 (会長) 大阪市都市環境局 環境部長	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪市 阪神高速道路公園	(目的) 大阪市内における道路交通公害問題の防止に関して、有効適切な対策の検討並びに調査研究及び問題発生に対する円滑な処理を図るために、情報及び意見の交換を行う。
21	大阪国際空港騒音 対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大塚市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境整備の促進等を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法制化の促進 (3) 空港と地域が共存する環境整備の促進 (4) その他必要な事項
22	全国民間空港関係 市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する94市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
23	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長	大阪府 大阪府 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 兵庫区 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 財団空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害 に関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づき騒音防止に必要な措置について協議す る。
24	大阪国際空港調停 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (座長) 大阪航空局次長	調停団体 国土交通省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 財団空港環境整備協会 大阪府 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。
25	関西国際空港の飛 行経路問題に係る 協議会 (平10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪航空局 大阪府 大阪府 大塚市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 和泉市 泉南市 阪南町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 関西国際空港(株)	関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協 議調整することを目的とする。
26	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市保健所 保健総務課	千代田市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市	(事業) (1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
26			川崎市 富士市 名古屋 東海市 四日市 楠町(三重県) 大阪市 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 大坂市 八尾市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市	(4) その他
27	近畿環境担当部局長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大阪府 京都府 奈良県 大津市 京都市 神戸市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
28	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 大坂市 東大阪市 兵庫県 神戸市 姫路市 西宮市 奈良県 和歌山県 和歌山市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
29	全国アメニティ推進協議会 (昭63. 6. 30)	名古屋市	84市町村が加盟 賛助会員として、 35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
30	大阪低公害自動車 コミュニティシ ステム事業推進協 議会 (平3. 8. 8) (平3. 6. 14改 組) (平9. 7. 29改 組)	(事務局) 財都市交通問題調 査会 (代表理事) 大阪府副知事 大阪市助役	大 阪 市 大 阪 府 関 西 電 力 (株) ダイハツ工業(株) 日 本 電 池 (株) 大 阪 ガ ス (株) 財都市交通問題調 査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・ 天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整 備の推進などを目的とした事業を行う。
31	大阪市底質対策技 術検討会 (平元. 2. 28)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (委員長) 大阪市立大学名誉 教授 三瀬 貞	委 員 4 名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底質 を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好 な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を 進める。
32	大阪市環境影響評 価専門委員会 (平10. 8. 1)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部環境影響評 価課 (会 長) 大阪大学名誉教授 松島 諄吉	委 員 1 8 名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の 見地から、環境への影響について検討し、良好な 都市環境の確保に資することを目的とする。
33	近畿地域環境影響 評価協議会 (昭59. 11. 21)	加盟府県市持回り	滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 京 都 府 大 阪 市 神 戸 市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際し て構成員相互の協力関係を増進するとともに、適 切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資す ることを目的とする。
34	地域冷暖房行政連 絡会 (平3. 9. 12)	(会 長) 東京都	(幹 事) 千 葉 県 大 阪 府 兵 庫 県 福 岡 県 札 幌 市 横 浜 市 名 古 屋 市 大 阪 市 他42道府県市	(目 的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交換と 相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展に資す る。 (事 業) (1) 地域冷暖房に関する事例研究 (2) 〃 情報交換 (3) その他目的達成のための必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
35	大阪府道路環境対策連絡会議 (平8. 4. 10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市都市環境局環境部大気交通水質課 (会長) 大阪国道工事事務所長	近畿経済産業局 近畿運輸局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪府 大阪府 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 (1) 道路環境に関する情報収集、分析 (2) 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
36	APEC環境技術交流促進事業運営協議会 (平8. 5. 8)	(会長) 大阪商工会議所会頭 田代 和	大阪府 大阪府 神戸市 兵庫県 京都市 京都府等関西自治体及び関連企業	APEC地域内の国、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境技術情報を提供し、環境技術交流を促進することにより、地域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。
37	大阪府フロン対策協議会 (平8. 3. 29)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大阪府 大阪府 他大阪府下市町村及び関連業界	(目的) 関係事業者、消費者、行政等の協力により、現在多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンを機器の廃棄時等の過程で回収し、回収したフロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護を図る。
38	(財)国際エメックスセンター (平12. 4. 1)	(会長) (財)国際科学技術財団理事長 近藤 次郎 (理事長) 兵庫県知事 井戸 敏三	兵庫県 大阪府 大阪府 他	(目的) センターは、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。 (事業) (1)閉鎖性海域に関する情報の収集及び提供 (2)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する調査研究 (3)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する研修の実施 (4)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する活動に対する支援 (5)国際会議の開催等閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する国際交流の推進
39	京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会 (平12. 8. 25)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課 (会長) 大阪府環境農林水産部環境管理監	京都府 京都府 大阪府 大阪府 兵庫県 神戸市	自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、京阪神6府県市が共同で窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等の削減対策に取り組むことを目的とする。

12. 年 表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
明治 10年			5月	・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉱毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市制施行(東・西・南・北の4区)		
23年				・鉱業条例公布(明25. 6. 1施行)
24年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
27年				
	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開始)		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
			4月	・河川法制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)		
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
44年			3月	・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設		
9年			12月	・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成		
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所ではばいじん量の測定開始		・神通川(富山県)流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張(44カ町を編入)		
昭和 2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 5 年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6 年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		
7 年			6 月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
9 年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9 月	・保健所法公布
13年	2 月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4 月	○下水処理場を創設		
17年	4 月	○保健部を保健局と改称		
		○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4 月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7 月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年	4 月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称		
(1950)		○保健所に環境衛生監視員設置	8 月	・大阪府事業場公害防止条例制定
26年	3 月	○工業用水道創設事業に着手		・横浜ゼンソク多発
27年				
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・水俣病患者発生
29年	4 月	○工業用水道条例制定	4 月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正）
				・清掃法改定
30年	4 月	○工業用水道の完工式挙行		
31年	6 月	○ばい煙に関する世論調査を実施	6 月	・工業用水法制定
			7 月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
33年	3 月	○「町を静かに」の運動始まる	4 月	・下水道法制定
	7 月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定
	11月	○ばい煙防止月間始まる		・工場排水規制法制定
34年	4 月	○地盤沈下防止条例公布	3 月	・工場立地法制定
			12月	・(社)大気汚染研究全国協議会設立
35年	11月	○大阪市ばい煙防止会連合会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	7 月	・地盤沈下対策都市協議会設立
(1960)				・四日市ぜんそく多発
			12月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
36年	4 月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー）転換融資と助成措置の実施		
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2 月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5 月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4 月	○大阪市公害対策審議会設置	6 月	・ばい煙規制法制定
			8 月	・東京にスモッグが続き問題化
				・工業用水法改正（地盤沈下対策の強化を図る）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの規程観測実施	7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月	・厚生省に公害課設置 ・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	7月	・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	10月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
	12月		5月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	6月	・公害防止事業団法制定 ・公害審議会令公布
	4月		11月	・阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立
42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	12月	・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定（大阪府条例）
		○大阪府市公害行政連絡協議会設立	9月	・新車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マスタープラン）発表	10月	・厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立	6月	・下水道整備緊急措置法制定 ・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	5月	○大阪市公害防止設備資金融資制度設定	8月	・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定
43年	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	8月	・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
	4月	○大気汚染管理センター設置	9月	・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	7月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	9月	・四日市ぜんそく事件訴訟提起
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化	3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	6月	・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定 ・都市計画法制定
11月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始	8月	・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）	
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	12月	・カナミライスオイル中毒患者多発 ・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
	8月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	2月	・二酸化硫黄の環境基準閣議決定
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・初の公害白書を国会に報告
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	6月	・新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
			10月	・大阪府公害防止条例制定
		11月	・10大都市公害主管局部長会設立	
		12月	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 44年		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		
45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 ・公害被害者救済制度スタート
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる。	6月	・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7月	・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省)
	7月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立		・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦へドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定
	8月	○大阪市公害対策本部設置	8月	・使用中の自動車のCO規制スタート
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等) ・水質汚濁防止法、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
46年	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
	2月	○(財)大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6月	・悪臭防止法制定 ・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	7月	・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁) ・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足
	8月	○大気汚染防止計画基本構想(「クリーンエアプラン'71」)策定	8月	・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・中央公害対策審議会発足 ・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置	11月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・硫酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府)
	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
昭和 47年	1月	○PCBに係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示	
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定	
	6月	○大阪湾に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択	
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決	
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）	
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスクー法）告示	
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立	
			12月	・大阪地域公害防止計画策定	
				・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）	
	48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
		3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定	3月	・大阪府自然環境保全条例制定
		4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決
6月		○大阪市公害被害者の救済に関する規則の設定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）	4月	・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定	
7月		○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申	
		○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・大気汚染に係る環境基準告示	
		○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	6月	・第1回環境週間の実施	
8月		○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	8月	・第1回瀬戸内海環境保全月間実施	
11月		○北港処分地一部使用開始	8月	・窒素酸化物排出基準設定	
		○クリーンエアプラン'73（大気汚染防止基本計画）策定	9月	・大阪府環境管理計画策定	
49年			10月	・都市緑化保全法制定	
			10月	・瀬戸内海環境保全臨海措置法制定	
				・公害健康被害補償法制定	
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定	
			12月	・航空機騒音に係る環境基準告示	
			1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）	
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁）	
		3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定		
			・名古屋新幹線公害訴訟提訴		
			・国立公害研究所発足		
		4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立		
		5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のディーゼル黒煙等）		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
昭和 49年	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置	6月	・国土利用計画法制定	
	7月	○分区分が実施され、26区となる。		・大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)	
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規則の 廃止			
	9月	○共同利用施設完成(北中島、三国、東三 国、西三国) ○「クリーンエアプラン' 73に基づく主要発 生源逡減計画を策定	9月	・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要 件等について」中央公害対策審議会から 答申	
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定 について」大阪市公害対策審議会から意 見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の 拡大(12区)	11月	・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定 (大阪市・堺市ほか)	
	12月	○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環 境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業 務開始			
	50年 (1975)	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対 し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2月	・PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
		2月	○「クリーンエアプラン' 73に基づく主要 発生源逡減計画について」大阪市公害対 策審議会から意見	5月	・千葉川鉄公害訴訟提起
		3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定 患者の転地療養実施	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排 出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・六価クロム禍問題全国的に広がる
		4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分 に係る環境汚染防止対策について」大阪 市公害対策審議会から意見	8月	・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団 設置
		6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限 度を1~3ホン引下げる)の告示
		8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実 施	10月	・水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋 川、平野川) ・大阪空港騒音調停成立
			11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁)	
12月		○公害健康被害補償法に基づく地域指定の 拡大(大阪市全域)	12月	・「環境影響評価制度のあり方について」 中央公害対策審議会防止計画部環境評価 制度専門委員会の検討結果発表	
51年		3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪 市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委 員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正 (有効期限2年延長)
				6月	・振動規制法公布
				8月	・国道43号線公害訴訟提起
				9月	・悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	11月	・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調 査結果発表 ・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定 12月	・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内 容とする自動車排出ガス量の許容限度を 改正する告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 51年			12月	・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示 (大阪府)
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について(硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策)」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	・(財)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行(事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等)
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申		
	5月	○クリーン大阪センター完成(有害産業廃棄物コンクリート固化施設)	5月	・大阪国際空港にエアバス就航 ・環境保全長期計画策定(環境庁)
	6月	○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	6月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	8月	・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
			9月	・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示(大阪府)
			11月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示(大阪府)
			12月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・自動車排出ガス許容限度長期設定方針について」中央公害対策審議会から答申
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方針について」(硫黄酸化物総量規制実施に係る意見)及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	・大阪地域公害防止計画再策定 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
			4月	・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布 ・西淀川公害訴訟提起 ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航 ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			6月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定(水質総量規制制度の導入)
			7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
			10月	・環境庁大気安全局に交通公害対策室設置 ・国立水俣病研究センター設置
			11月	・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
昭和 54年	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について(案)」環境庁とりまとめ	
			3月	・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるにあたっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申	
	4月	○水質常時監視システム稼働開始	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申	
			5月	・ディーゼル車のNO _x 排出規制(54年規制)実施	
	7月	○OECDのセミナー(都市交通と環境)に市長出席	6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表	
			8月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減基本方針を策定	
	55年	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	10月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示 ・NO _x 固定発生源第4次規制実施
				1月	・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布(滋賀県)
		4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	3月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定 ・大阪府等20都道府県の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を承認(内閣総理大臣)
				4月	・「環境影響評価案要綱」を関係閣僚会議了解 ・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
7月		○瀬戸内海環境保全知事・市長会議(大阪市において開催)	4月	・化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を告示(大阪府)	
			5月	・燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示(大阪府) ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 ・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示	
10月		○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	6月	・既施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用 ・熊本水俣病第3次訴訟提起	
			9月	・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置 ・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示	
					・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決 ・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置(環境庁)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 55年			11月	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本的方策について」答申 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56年			1月	<ul style="list-style-type: none"> 新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	3月	○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	<ul style="list-style-type: none"> 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
			4月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	6月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府関西新空港地域整備構想まとまる 窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 広域臨海環境整備センター法公布
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復合宿を実施	8月	<ul style="list-style-type: none"> 直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
57年			9月	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			10月	<ul style="list-style-type: none"> 京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11月	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
			12月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
			2月	<ul style="list-style-type: none"> 「環境庁十年史」発行 大阪府環境総合計画概案発表 初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決
			3月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾広域臨海環境整備センター設立 川崎公害訴訟提起
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	6月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）
	8月	○産業廃棄物実態調査 ○全下水処理場の高級処理化達成	10月	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
昭和 57年			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準及びその測定について」答申	
			12月	・大阪府環境総合計画策定 ・湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定	
58年			3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認	
	5月	○クリーンウォータープラン' 83 (大阪市水域環境保全基本計画) 策定	4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行	
	6月	○第1回環境月間(1~30日) ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策の進め方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管		・廃棄物処理法施行令の一部改正(「建設木くず」の産業廃棄物指定) 公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定	
			7月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」	
			8月	・ディーゼル車(直噴式)のNO _x 58年規制実施	
			9月	・川崎公害第2次訴訟提起	
			11月	・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案 ・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮問	
	59年	1月	○ニュークリーンエアプラン(大阪市大気環境保全基本計画) 策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
		3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布(60年3月施行)
				8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申	
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公表	
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表	
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定	
			6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(小型ボイラーを規制対象に追加)	
			8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決(福岡高裁)	
			9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示	
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置 ○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的な考え方について」答申	
			12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
昭和 61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書を取りまとめる	4月	・大阪府「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定	
	4月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示		・瀬戸内海関係13府県知事「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立	
			7月	・国道43号線訴訟第1審判決	
			10月	・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」答申	
			12月	・環境庁「環境保全長期構想」公表	
	62年			1月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
				3月	・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
		3月	○「環境データ処理システム」導入	5月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
		8月	○産業廃棄物実態調査の実施	9月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」公布（63年3月1日施行）
	63年			10月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNO _x 62年規制実施
			12月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定	
			3月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表	
4月		○環境部機構改革により課系の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う （環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター） ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足	5月	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行）	
			6月	・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表	
			8月	・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置 ・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申 ・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）	
			11月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示	
		11月	○窒素酸化物緊急対策を実施（11月～1月）		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 63年	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNO _x に関するキャンペーンを展開	12月	・千葉川鉄公害訴訟一審判決 ・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
64年			1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成 元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定（2月1日施行）		
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問（3月13日答申） ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正）
	7月	○大阪市低公害車普及助成制度発足 ○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申		・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	9月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加：平成2年4月1日施行） ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）		
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 元年				<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度のあり方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表表 ○水質常時監視システムを更新 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施 	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」策定
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊 	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立 ・環境庁「地球環境部」を新たに設置 ・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月） 	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境保全に関する閣僚関係会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加）平成3年2月1日施行 ・東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山）
			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港の存続決定 ・中公害「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
3年 (1991)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府低NO_x機器普及促進方針制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 3 年	3 月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3 月	・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁）
	4 月	○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	4 月	・水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	6 月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される		
	7 月	○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7 月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）
	8 月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」設立	8 月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
			9 月	「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
			10 月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表
			11 月	・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
			12 月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
	4 年	1 月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉天津処分場一大阪基地の開業	1 月
			2 月	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮問及び答申

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他				
平成 4 年		<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定 ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定 ○「国連環境開発会議」公式関連行事「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル' 92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言「包装廃棄物の減量化に向けて」 ○産業廃棄物実態調査の実施 ○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○(財)地球環境センターの特定公益推進法人化認可 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催 ○UNEP国際環境技術センター建物の着工 ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ・新潟水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定 				
				3月	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布 		
				5月	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催 		
				6月	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行 		
				8月	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申 		
				10月	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る特定地域の指定 		
				11月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法施行 		
				12月	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る総量削減基本方針告示 		
				5 年				<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る排出抑制指針告示
								2月

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
平成 5 年	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了	3月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見直し）	
	4月	○環境部機構改革により課系の総合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	4月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ	
			6月	・「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）	
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申	8月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素燐について基準設定）	
	9月	○UNEP国際環境技術センター竣工			
	11月	○大和川清流ルネッサンス21設立 ○鶴見リサイクル選別センター開設	11月	・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定	
	12月	○ニューアース'93（地球環境技術展）に大阪市参加	12月	・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NO _x 法」に基づく車種規制開始	
	6 年	1月	○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印		
		1月	○本市職員をクリチバ市へ派遣		
		2月		2月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
		3月	○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気発生源常時監視システムを更新	3月	・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行） ・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
		6月	○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」（EVOC）を「大阪低公害車コミュニティーシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充	4月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定：平成7年4月1日施行）
8月		○大阪市環境審議会の設置	6月	・第1回「環境の日」	
10月		○資源ごみ分別収集の全市実施	11月	・国際エメックスセンター設立 ・環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」策定	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
平成 7 年	3 月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成 7 年 4 月 1 日施行	2 月	・大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準 の水域類型の指定	
		○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制 基準告示	4 月	・通産省「電気事業法」の一部改正 (卸発電事業の一部自由化：平成 7 年 12 月 1 日施行)	
	4 月	○下水道科学館 開設		・環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公布 (物質の濃度を基礎として規制する物質 の名称を「特定悪臭物質」に改める。 「臭気指数規制」を導入することができ る：平成 8 年 4 月 1 日施行)	
	5 月	○「地球環境を守る身近な行動指針(ロー カルアジェンダ21おおさか)」策定	5 月	・「大阪府化学物質適正管理指針」 平成 7 年 5 月 1 日施行	
	7 月	○「大阪市環境影響評価要綱」策定	6 月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の 促進等に関する法律公布	
	8 月	○「大阪市自動車公害防止計画」改定	7 月	・西淀川大気汚染公害第 2 次～4 次訴訟第 一審判決(大阪地裁)	
		○大阪市廃棄物減量等推進審議会設置	9 月	・国道43号線公害訴訟最高裁判決	
	10 月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行	9 月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正 (排出水中に含まれる特定悪臭物質に係 る規制基準設定：平成 8 年 4 月 1 日施 行)	
	11 月	○廃冷蔵庫(粗大ごみ)からのフロン回収 モデル事業を 2 区において実施	10 月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改 正(敷地境界線における臭気指数に係る 規制基準の範囲を追加・「臭気判定士」 制度の創設：平成 8 年 4 月 1 日施行)	
		○排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る 規制地域及び規制基準告示	10 月	・自動車燃料に関する許容限度設定	
	12 月	○大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関 する条例・同施行規則施行	12 月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモン トリオール議定書」により、先進国にお ける特定フロン等は1996年末に生産禁止 HCFC(代替フロン)は2020年に全廃 となる	
		○廃冷蔵庫(電気店)からのフロン回収パ イロット事業を 2 地域において実施	1 月	・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要 綱」 平成 8 年 1 月 4 日施行	
	8 年	5 月	○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成 8 年 5 月 1 日施行		・自動車排出ガス量の許容限度設定 (9 年度・10 年度規制)
			○「APEC 環境技術交流促進事業運営協 議会」に大阪市参画	3 月	・大阪府フロン対策協議会設立
		○リサイクルプラザ赤川開設	4 月	・第 4 次水質総量規制(COD)の削減基 本方針を関係都道府県に通知	
		8 月	○「大阪市環境基本計画」策定	5 月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 (有害大気汚染物質対策の推進に関する 規定の整備、自動車排出ガス規制の対象 の拡大〔125cc以下の原動機付自転車追 加〕、建築物解体等の作業に伴うアスベ ストの飛散防止に係る規定の整備他)
			6 月	・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を 改正する政令」(地下水の水質浄化に係 る措置命令等)を公布 (平成 9 年 4 月 1 日施行)	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
平成 8 年			7 月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定	
		11月 ○ニューアース' 96（地球環境技術展）に大阪市参加	12月	・環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（といしを用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行）	
		12月 ○「大阪市における当面のPETボトルへの対応について」緊急答申			
	9 年	2 月	○フロン回収の全市実施 ○大阪市自主フロン回収検討会の設置	2 月	・環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準設定」
		3 月	○クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印〔第2次〕	3 月	・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正
		4 月	○「大阪市公害防止設備資金融資」の条例改正「大阪市環境保全設備資金融資」として融資対象を拡充 ○大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開館		
		5 月	○「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」策定	6 月	・「環境影響評価法」制定・公布
		6 月	○「大阪市のごみ減量施策のあり方について」答申	8 月	・環境庁「大気汚染防止法施行令」の一部改正・公布 （ダイオキシン類を指定物質として指定、一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉を指定物質排出施設に指定）
		8 月	○産業廃棄物実態調査の実施		
		9 月	○「USJ 予定地環境対策技術検討会」設置		・環境庁「ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定」 ・環境庁「ダイオキシン類に係る大気環境指針」を設定
				9 月	・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正（平成9年10月1日施行）
		10月	○「大阪市ダイオキシン類対策連絡会」設置	11月	・「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」制定
12月		○「大阪市廃棄物焼却炉に係る暫定指導指針」制定 ○「地球温暖化防止大阪国際シンポジウム」開催 ○「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」大阪市環境審議会から答申	12月	・「地球温暖化防止京都会議」開催	
10 年	3 月	○「USJ 予定地環境対策技術検討会」から提言			
	4 月	○「大阪市環境影響評価条例」制定	4 月	・「大阪府環境影響評価条例」制定 ・環境庁「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正（廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等）	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他	
平成 10年			5月	・環境庁「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画SPEED'98—」策定	
	6月	○自然体験観察園オープン	6月	・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要調査項目」に300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正公布	
	7月	○リサイクルプラザ塩草開設	7月	・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、底質、水生生物他）」開始	
	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定		・西淀川公害訴訟和解に合意（原告・国・阪神高速道路公団）	
	9月	○「大阪市都市景観条例」施行	9月	・ガソリン・LPG自動車の排ガス規制強化（平成12年～14年規制）について ・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正（平成11年4月1日施行）	
	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」策定	10月	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	
	11年			1月	・環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正
				2月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）
		3月	○「大阪市地域新エネルギービジョン」策定	3月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出口における臭気指数規制基準の算定方法の設定：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を示す
		5月	○「大阪市水環境計画」策定	4月	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行
6月		○「大阪市環境影響評価条例」施行	5月	・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・首都高速道路公団）	
		○「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」答申 ○「大阪市廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置	6月	・「環境影響評価法」施行 ・「大阪府環境影響評価条例」施行	
		7月	・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法）」制定・公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定・公布		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 11年	10月	○ニューアース'99(地球環境技術展)・低公害車フェア in おおさか同時開催		
	11月	○「大阪市土壌汚染対策専門委員会」設置		
	12月	○本庁舎を対象とした国際環境規格(ISO 14001)の認証登録 ○「大阪市景観形成基本計画」策定 ○水質常時監視システムを更新		
平成 12年			1月	・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
			3月	・環境庁「自動車騒音の限度(要請限度)」の改正(平成12年4月1日施行) ・大阪府地球温暖化対策地域推進計画の策定 ・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定
	4月	○「大阪市緑の基本計画」策定 ○「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定 ○「大阪市保健所」開設	4月	・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問 ・(財)国際エメックスセンター設立
			5月	・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
	6月	○「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置 ○大阪環境産業振興センター(ATCグリーンエコプラザ)開設 ○「都心中央部」景観形成地域指定	6月	・「循環型社会形成推進基本法」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」一部改正 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布
	7月	○「なにわの海の時空館」開設		
	8月	○「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置		
	10月	○粗大ごみ申告制の全市実施 ○まち美化パートナー制度開始		
			12月	尼崎公害訴訟和解合意(原告・国・阪神高速道路公団)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 13年			3月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準」 一部改正（ふっ素及びぼう素が追加）
	4月	○下水道局と環境保健局環境部を合併し 都市環境局を設置 ○「花と緑と自然の情報センター」開設 ○「舞洲工場」開設	6月	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処 理の推進に関する特別措置法」公布
	6月	○「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本 計画」策定	8月	・名古屋南部公害訴訟和解合意（原告・ 国・企業）
	8月	○「今後の自動車排出ガス対策のあり方 について」大阪市環境審議会から答申		

環境用語の解説

【あ】

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジェンダ21

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスベスト

アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐磨耗性等にすぐれているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じん指定され、発生施設に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。

【い】

一酸化炭素（CO）

一酸化炭素（CO）とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したものである。人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

一般環境測定局

大気汚染防止法第22条に基づいて、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

【え】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、（財）日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。

【お】

大阪市版アダプト「まち美化パートナー制度」

「アダプト（Adopt）」とは「養子にする」という意味の英語。

この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が選んだ公共スペース（養子）を、市民の皆さんや事業者の方（里親）に引き受けていただいて、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要な支援

(ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、看板等による団体名の表示)をおこなうもの。

大阪湾フェニックス事業

近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大阪湾埋立て事業。尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある。現在、神戸沖に埋立処分場の建設が進められており、大阪沖でも建設が認可されている。

オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン (O₃) が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設において水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体 (温室効果ガス) には、二酸化炭素 (炭酸ガス)、フロン、メタンなどがある。

【か】

化学的酸素要求量 (COD)

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

活性汚泥

多数の好気性 (呼吸時に酸素を必要とする) バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片 (フロック) を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈澱しやすいため下水の生物的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

化製場

獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

環境影響評価（環境アセスメント）制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境保健サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的継続的に観察すること。

乾式測定法（紫外線吸収法）

オゾンには波長254nm付近の紫外線領域をもっともよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。

官能試験

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や芳香の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

感潮区間

潮の干満によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が極めてゆるやかな区間のこと。

【き】

幾何平均値

幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合などに用いられる。

$$(\text{幾何平均値}) = (X_1 \times X_2 \times \cdots \times X_n)^{1/n}$$

アスベストの測定値は、濃度範囲が著しく広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

吸光光度法

試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。窒素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。

急速ろ過

砂、アンフラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水や凝集沈澱水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。

キレート樹脂法

排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。

【く】

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

平成13年度から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。

グリーン配送

物品等の輸配送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。

【け】

嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法）

活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリンを除去する方法。

【こ】

公害

事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。

高級処理

下水を標準活性汚泥法、あるいはこれと同程度の処理をすることをいい、下水道法では、放流水の水質は高級処理の場合、BOD20mg/L、SS70mg/L、大腸菌群数3,000/cfu以下などが要求されている。

高度処理

活性汚泥法に代表される高級処理による下水処理水の水質を、さらに向上させるために行われる処理法のこと。SS、BODをさらに除去するための急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための嫌気好気法、担体利用窒素除去法などがある。

コプラナーPCB

PCBのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキシン類として規制されている。

コージェネレーションシステム

一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー(電気と熱エネルギーなど)を取り出してエネルギーを効率的に利用するシステムのこと。発電に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等のエネルギーとして利用するシステムなどをいう。

【さ】

ザルツマン係数

二酸化窒素の測定法は、二酸化窒素を吸収発色液(ザルツマン試薬)に吸収させ、生成した亜硝酸イオンが液中の試薬と反応して発色するのを測定するもので、二酸化窒素と生成した亜硝酸イオンの比を示す係数をザルツマン係数と呼ぶ。

サーマルリサイクル

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。

三点比較式臭袋法

官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらふことにより、臭いの強さを図る方法。

【し】

時間率騒音レベル(L50)

対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。

自浄作用

河川、湖、海など自然水域が、もちこまれる汚濁因子に対して、自から浄化しようとする作用で、希釈作用、生物化学的作用(分解)、沈澱作用等がある。

自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気の大著しい汚染が生じ、または生ずるおそれがある道路およびその周辺の区域において、大気汚染の状況を常時監視する測定局のこと。

【す】

水準点

水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値(24.414m)を基準としている。

水素イオン濃度(pH)

1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のことで、pH7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。

ストレーナー

工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法律におけるストレーナーとは、井戸の吸水管部という意味で用いられている。

【せ】

生物化学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

洗煙排水

排ガス中に含まれる有害物質を除去するために設置された湿式洗煙装置から排出される排液のこと。

【そ】

総量規制

ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制しようとする規制方式の一つである。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。

【た】

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。

耐容1日摂取量(TDI)

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たりの1日の摂取量。

脱 硫

大気中の硫黄酸化物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

炭化水素類（HC）

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。全炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗装や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

たんたい

担体利用窒素除去法

好気槽に高密度の微生物を生息させた担体（通常3～4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂）を槽容積の数%の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化（硝化反応）速度を高め窒素を除去する方法。

【ち】

直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

【て】

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車を指す。大阪市は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量2.5t超のLPG車は低公害車の対象に含む。

ディスポーザ

野菜くずなどの生ごみを破碎するための装置。多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスポーザ単体の使用の自粛を要請している。

ディーゼル車

ガソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直接噴射式と副室式に分類することができる。NO_x及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

デシベル（dB）

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に備えた電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車（ガソリン車やディーゼル車など）と比べ大幅に減少する。

電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例するので、水中の電解質や全溶解固型物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、淡水域における廃水の流入、拡散状況の概略を推定するのに役立つ。

天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス（CNG）として利用するCNG自動車が世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNOxの排出量も大幅に少ない。

【と】

等価騒音レベル（Leq）

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。単位はデシベル（dB）が用いられる。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などがあげられる。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい廃油、著しい腐食性を有する廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など）が特別管理産業廃棄物とされている。

トータルダイエツスタディ（一日摂取量調査）

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイオキシンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

トップランナー方式

エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトップランナーとし、トップランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

【な】

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

【に】

二酸化硫黄（ SO_2 ）

二酸化硫黄（ SO_2 ）とは、石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分（S分）が燃焼により、空気中の酸素（ O_2 ）と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素（ CO_2 ）

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醗酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素（ NO_2 ）

二酸化窒素（ NO_2 ）とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素（ NO ）がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【の】

ノーポイモデルゾーン

梅田、本町、難波、京橋、鶴橋・上本町、天王寺、十三の7地区と、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋の3幹線道路をノーポイモデルゾーンに指定し、ポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット

毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車

エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的低価格であるため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

ハイボリュームエアサンプラー

大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）

光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定

地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪市は、プランターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット

バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことによって、さらに振動を防ぐことができる。

【ひ】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非分散型赤外線分析法（NDIR法）

一般に異なる原子よりなる分子は、それぞれ特定の波長域の赤外線を吸収する。NDIR法は、この原理に基づいて、分析対象成分ガスの赤外吸収を選択的に検出する方法で、大気中の一酸化炭素濃度の測定に用いている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素（炭素と水素の化合物）を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

富栄養化

水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副室式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の絞りを通過するガスの移動を利用して攪拌混合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが10 μ m（マイクロメータ：1mmの1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉碎時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

けんだく

浮遊物質（懸濁物質）（SS）

水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）・BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設においては、主にごみを焼却した後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや

冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【へ】

β線吸収法

β線吸収法は、低エネルギーのβ線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例してβ線の吸収量が増加することを利用した測定方法であり、浮遊粒子状物質の測定に用いられる。

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場廃水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ベントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ベントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ほ】

保水性舗装

道路の表層に保水性の舗装剤（吸水性ポリマーやミクロン単位の粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができる。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、潤滑油等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒性は嘔吐、消化器障害、肝障害、胎盤透過性があるため胎児にも影響が及ぼされる。昭和47年以降は製造が中止されている。

【ま】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載する伝票（マニフェスト）を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。

【よ】

溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

溶融スラグ

脱水汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷えて固まってできる岩状の混合固形物。

粒子状物質（PM）

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロゾルも含まれる。

なお、粒子の大きさが2.5μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。

【ろ】

ローボリュームエアサンプラー

大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長期間（一般的には一週間）の平均濃度の測定に用いられる。

B O D

生物化学的酸素要求量の欄を参照

C O

一酸化炭素の欄を参照

C O₂

二酸化炭素の欄を参照

C O D

化学的酸素要求量の欄を参照

C O P 3 (気候変動枠組み条約第3回締約国会議)

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

d B

デシベルの欄を参照

D P F

Diesel Particulate Filter の略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排ガス中の粒子状物質をフィルターでこしとって除去する装置。

H C

炭化水素類の欄を参照

I S O 14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規則である。

J I C A (国際協力事業団)

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。

LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認めた自動車を「LEV-6」（京阪神六府県市指定低排出ガス車；レブシックス）として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをULEV（超低排出ガスレベル）、50%削減したものをLEV（低排出ガスレベル）、25%削減したものをTLEV（移行期低排出ガスレベル）と設定している。

Leq

等価騒音レベルの欄を参照

LPG車

液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車と比べてNOxの排出量も大幅に少ない。

L50

時間率騒音レベルの欄を参照

NDIR法

非分散型赤外線分析法の欄を参照

NO₂

二酸化窒素の欄を参照

Ox

オキシダントの欄を参照

PAN

パーオキシアセチルナイトレート¹の欄を参照

PCB

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

pH

水素イオン濃度の欄を参照

PM (PM 2.5)

粒子状物質の欄を参照

PTIO法

PTIO (Phenyl-tetramethylimidazoline-oxyde-oxy) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕捉するサンプラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。

PRTTR法

PRTTR (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTTR法)が制定され、平成13年4月から施行されている。

RDF (ごみ燃料化)

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉碎・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。

SO₂

二酸化硫黄の欄を参照

SPM

浮遊粒子状物質の欄を参照

SS

浮遊物質(懸濁物質)の欄を参照

TDI

耐容1日摂取量の欄を参照

TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。

UNEP（国連環境計画）

1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。

WECPNL（うるささ指数）

航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特異音や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。

重さの単位

kg (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μ g (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

ppm (parts per million)	100 万分の1を1 ppmという。 水の場合は、1 kg中のmg数を、大気の場合は、1 m ³ 中の1 cm ³ のガス容量を表している。
ppb (parts per billion)	10億分の1を1 ppbと表している。 1 ppmの1000分の1を表している。
ppt (parts per trillion)	1兆分の1を1 pptと表している。 1 ppbの1000分の1を表している。